

全国厚生労働関係部局長 会議（厚生分科会）資料

平成21年1月21日（水）

雇用均等・児童家庭局

目 次

(重点事項)

1. 生活対策について

- (1) 安心こども基金（仮称）について ----- 3
- (2) 子育て応援特別手当について ----- 3
- (3) 妊婦健康診査臨時特例交付金（仮称）について ----- 3

2. 総合的な少子化対策について

- (1) 次世代育成支援のための新たな制度体系の検討状況 ----- 4
- (2) 次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の
改定に向けて ----- 4
- (3) 育児・介護休業法の見直しについて ----- 5

3. 児童福祉法等の改正について ----- 6

(予算概要)

平成21年度 雇用均等・児童家庭局予算(案) について -----	11
--------------------------------------	----

(連絡事項)

1. 少子化対策の推進について

(1) 少子化対策における第1次報告(案)について -----	25
(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の改定 に向けて -----	26
(3) 育児・介護休業法の見直しについて -----	27

2. 地域の子育て支援の推進について

(1) 次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)について -----	29
(2) ファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児預かり等の 実施について -----	29
(3) 地域における子育て支援拠点の拡充について -----	30
(4) 一時預かり事業の拡大について -----	30

3. 子育て応援特別手当について ----- 31

4. 保育対策等について

(1) 新待機児童ゼロ作戦の推進について -----	32
(2) 多様な保育サービスの推進について -----	33
(3) 保育所保育指針の施行及び保育所における質の向上のためのアクション プログラムの策定について -----	35
(4) 認定こども園制度の実施状況等について -----	36
(5) 「安心こども基金(仮称)」について -----	37

5. 児童健全育成対策について

(1) 「放課後子どもプラン」について -----	38
(2) 児童厚生施設等の設置運営について -----	41
(3) 児童育成事業推進等対策事業の活用について -----	42
(4) 児童委員について -----	42
(5) 児童福祉週間について -----	44

6. 母子保健対策について	
(1) 妊婦健康診査費について -----	45
(2) 不妊治療に対する支援について -----	45
(3) 妊産婦ケアセンター（仮称）について -----	46
(4) 小児慢性特定疾患治療研究事業について -----	46
(5) 周産期医療関係事務の移管について -----	46
7. 児童虐待防止対策について	
(1) 児童の安全確認・安全確保の徹底について -----	47
(2) 児童相談所・市町村の体制強化について -----	48
8. 社会的養護体制の拡充について	
(1) 児童福祉法等の改正について -----	52
(2) 里親制度の改正等について -----	53
(3) 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の創設について -----	54
(4) 施設退所後の支援について -----	55
(5) 児童福祉施設等におけるケアの充実について -----	56
(6) 被措置児童等虐待の防止について -----	58
9. 総合的な母子家庭等自立支援対策の展開について	
(1) 児童扶養手当について -----	59
(2) 母子家庭等自立支援対策について -----	59
10. 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）対策等について	
(1) 婦人相談所等における体制強化について -----	63
(2) 配偶者からの暴力被害者に対する自立支援等について -----	64
(3) 人身取引被害者の保護について -----	65
11. 児童福祉施設等の運営上の留意事項等について	
(1) 児童福祉施設等の整備について -----	66
(2) 児童福祉施設等の運営について -----	69

(関連資料)

資料	1	次世代育成支援のための新たな制度設計について	75
資料	2	社会保障審議会少子化対策特別部会第1次報告(案) (概要)	76
資料	3	今後の保育制度の姿(案)(概要)	80
資料	4	今後の保育制度の姿(案) (事務局による考え方の比較表)	83
資料	5	持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた 「中期プログラム」	97
資料	6	「仕事と家庭の両立支援対策の充実について」 (労働政策審議会建議)の概要	104
資料	7	次世代育成支援の人材養成事業(新規)	108
資料	8	ファミリー・サポート・センター事業及び緊急サポートネットワーク事業の 再編について	109
資料	9	地域子育て支援拠点事業	112
資料	10	地域子育て支援拠点事業の21年度予算案について	113
資料	11	一時預かり事業(地域密着型)	114
資料	12	「子育て応援特別手当」の実施について(たたき台)	115
資料	13	「子育て応援特別手当」の支給について(たたき台概要)	119
資料	14	子育て応援特別手当の支給対象となる子について	120
資料	15	子育て応援特別手当の申請・支給事務フローイメージ	121

資料	16	保育運営費国庫負担金 平成21年度保育単価表（案）	-----	122
資料	17	家庭的保育事業の充実について	-----	140
資料	18	保育所における質の向上のためのアクション・プログラムについて	-----	141
資料	19	保育所保育指針に関する指導監査について	-----	143
資料	20	認定こども園に関するアンケート調査の結果概要	-----	144
資料	21	認定こども園制度の現状と取組	-----	145
資料	22	認定こども園の認定件数(H20.4.1現在)	-----	146
資料	23	「認定こども園制度の在り方に関する検討会」 の開催について	-----	147
資料	24	安心こども基金（仮称）の概要	-----	148
資料	25	都道府県・指定都市・中核市別特別保育実施状況	-----	149
資料	26	都道府県・指定都市・中核市×公民別 特別保育実施保育所の割合	-----	151
資料	27	普通教室として利用しなくなった教室の「放課後子どもプラン」 への活用について（通知）	-----	155
資料	28	平成21年度 放課後子どもプラン推進事業 （放課後児童健全育成事業等分）交付要綱・別表 新旧対照表（案）	-----	158
資料	29	「地域子育て環境づくり支援事業」について	-----	160
資料	30	児童委員、主任児童委員の活動に対する 必要な情報提供等について	-----	161
資料	31	妊婦健診の公費負担の拡充について	-----	162

資料	32	すこやかな妊娠と出産のために	-----	164
資料	33	妊産婦センター（仮称）のイメージ	-----	165
資料	34	平成21年度 児童虐待防止対策支援事業実施要綱(案) 新旧対照表及び平成21年度 児童虐待防止対策支援事業 補助基準額(案)新旧対照表	-----	166
資料	35	児童福祉法等の一部を改正する法律【社会的養護関連部分】 の主な内容	-----	182
資料	36	被措置児童等虐待がトライン(案)のポイント	-----	184
資料	37	平成20年度 母子家庭就業支援関係事業等の実施状況	----	191
資料	38	母子家庭の母親の看護師・介護福祉士等の資格取得支援	---	200
資料	39	母子自立支援プログラム策定事業について	-----	201
資料	40	委託訓練活用型デュアルシステム	-----	202
資料	41	母子家庭の母等を対象とした訓練の整備	-----	203
資料	42	マザーズハローワーク事業の概要	-----	204
資料	43	養育費相談支援センターについて	-----	205
資料	44	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の概要 (チャート)	-----	206
資料	45	厚生労働省におけるDV被害者の自立支援の 取組について	-----	207
資料	46	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行後 の状況について	-----	208
資料	47	婦人相談所による一時保護	-----	209

資料	48	DV被害者の一時保護委託（契約施設数）	-----	210
資料	49	厚生労働省における人身取引被害者への対応	-----	211
資料	50	児童福祉施設等の施設整備について	-----	212
資料	51	平成20年度「生後4か月までの全戸訪問事業及び「育児支援 家庭訪問事業都道府県別実施状況」	-----	213

(重点事項)

1. 生活対策について

昨年10月30日にとりまとめられた「生活対策」は、現下の金融、経済情勢に対する国民生活の安全保障として策定されたものであり、3つの重点分野として、「生活者の暮らしの安心」、「金融・経済の安定強化」、「地方の底力の発揮」が位置付けられており、特に、「生活者の暮らしの安心」については、第一の重点分野として、景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対処するため、家計への緊急支援、雇用の下支え強化、介護人材の確保などほか、出産・子育て支援の拡充により、国民生活の安全・安心を確保する取組を推進するものである。

中でも、出産・子育て支援の拡充については、これまでの施策に加えて、安心して妊娠・出産・子育てができる環境作りを加速することを目指しており、思い切った施策を盛り込んだものとなっている。

(1) 安心こども基金（仮称）

平成20年度第2次補正予算(案)に計上している総額1,000億円の「安心こども基金（仮称）」は、都道府県に基金を造成し、「新待機児童ゼロ作戦」の前倒し実施による保育所等の緊急整備や認定こども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的としたものである。

(2) 子育て応援特別手当

平成20年度第2次補正予算(案)に計上している651億円（給付費616億円、事務費35億円）の子育て応援特別手当は、現下の厳しい経済情勢に鑑み、平成20年度の緊急措置として、多子世帯における幼児教育期の子育て負担に配慮し、小学校就学前3年間に属する児童であって、第二子以降である児童がいる場合、一人当たりにつき3万6千円を支給するものであり、これにより子育てを行う家庭における生活安心の確保に資するものである。

(3) 妊婦健康診査臨時特例交付金（仮称）

平成20年度第2次補正予算(案)に計上している総額790億円の妊婦健康診査臨時特例交付金（仮称）は、妊婦が費用の心配をせず、必要な回数（14回程度）の妊婦健康診査を受けられるよう、地方財政措置されていない残り9回分について、平成22年度末までの間、国庫補助を行うものである。

これらの施策を盛り込んだ第2次補正予算案は、1月5日に国会に提出され、1月13日に衆議院で可決されたところである。

補正予算成立後に速やかな実施を行うためには、実施主体である地方自治体においても、補正予算による財源措置など様々な対応をお願いすることとなり、年度末のお忙しい時期にご苦勞をおかけするが、よろしくご協力願いたい。

2. 総合的な少子化対策について

(1) 次世代育成支援のための新たな制度体系の検討状況

平成19年12月にとりまとめられた『子どもと家族を応援する日本』重点戦略においては、現在の我が国の急速な少子化の背景として、国民の「結婚・出産・子育て」に対する「希望」と「現実」との間に大きな乖離があることを指摘している。

その要因には、とりわけ「仕事」と「結婚・出産・子育て」との二者択一を迫るような社会構造や、働き方をめぐる様々な課題があり、少子化の流れを変えるためには、

(1) 働き方の改革による「仕事と生活の調和」の実現と、

(2) 保育等の子育て支援サービス基盤の拡充

を「車の両輪」として着実に進めていくことが必要である。

重点戦略で示された課題のうち、保育等の子育て支援サービス基盤の拡充については、平成20年3月より、社会保障審議会少子化対策特別部会において、次世代育成支援に関する給付・サービスを体系的・普遍的に提供し、必要な費用を社会全体で負担していく「新たな制度体系」の検討を進めている。

昨年12月には、保育制度のあり方を中心とする「第1次報告」(案)を提示し、現在、議論を深めているところ。

本年の早い時期に第1次報告のとりまとめを目指しているが、その後も引き続き、第1次報告を踏まえた具体的制度の設計を行う予定であり、今後も随時、情報提供させていただきたい。

なお、この新たな制度体系の構築については、昨年末(12/24)に閣議決定された「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」の工程表においても、少子化対策の柱立ての中で位置づけられ、2010年代前半の実施に向け、税制改革による財源確保を図りながら、検討を速やかに進めることとされている。

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の改定に向けて

市町村及び都道府県の行動計画については、5年ごとに策定するものとされており、平成22年度からの後期計画については、前期の行動計画について必要な見直しを平成21年度までに行った上で、策定することが必要であるとされている。

今年は、その実質的な内容を固めていただく重要な年であるため、今後お示しする行動計画策定指針(案)等を踏まえていただきながら、策定の進行をよろしくお願いしたい。

(3) 育児・介護休業法の見直しについて

少子化対策の「車の両輪」のもう一つである「働き方の見直し」を進めるため、労働政策審議会において、平成20年8月から育児・介護休業制度の見直しについて検討を行い、同年12月に仕事と家庭の両立支援対策の充実について建議が行われたところ。

建議の概要は以下のとおり。

①子育て中の働き方の見直し

短時間勤務制度及び所定外労働の免除制度について、全ての企業が設けることを義務付け

②父親も子育てができる働き方の実現

男性の育児休業の取得を促進するため、父母がともに育児休業を取得する場合の育児休業取得可能期間を延長

③子育て・介護の状況に応じた両立支援制度の整備

子の看護休暇制度の拡充や介護のための短期の休暇制度の創設等

今後、本建議を踏まえ、厚生労働省では、育児・介護休業法の改正法案の策定を進めていくこととしている。

なお、こうした検討の動きについては、随時、情報提供させていただきたいと考えているので、今後ともその動向につき、御留意をお願いしたい。

3. 児童福祉法等の改正について

(1) 児童福祉法等の改正の経緯・内容

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律85号。以下「改正児童福祉法」という。）については、昨年、第169回通常国会に提出したところ、審議未了・廃案となったが、再提出となった第170回臨時国会において、11月26日に全会一致で可決・成立し、12月3日に公布されたところである。

改正児童福祉法は、一昨年末にとりまとめられた『子どもと家族を応援する日本』重点戦略』において、先行して取り組むべき課題とされたこと、また、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会において、社会的養護の拡充のための具体的施策に関する報告書がとりまとめられたこと等を踏まえ、家庭的保育など子育て支援事業の制度化、要保護児童等に対する家庭的環境における養護の充実、企業・地方自治体の次世代育成支援行動計画の策定及び取組の推進を行うものとなっている。

(2) 今後の予定

改正児童福祉法は、家庭的保育事業の制度化、一般事業主行動計画の策定・届出の義務付け対象範囲の拡大等の一部を除き、原則として本年4月1日より施行されることとなる。

現在、施行に当たって、法律により委任された事項について、政省令等の整備を進めているところである。

政令案においては、

- ① 児童自立生活援助事業の対象となる者
- ② 養育里親の欠格要件

等について定めることとしており、また、省令・告示案においては、

- ① 児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業の実施に当たっての基本方針、人員・設備・運営等に関する事項
- ② 一時預かり事業の実施に当たっての都道府県知事等への届出事項、設備、運営等に関する事項
- ③ 里親制度の見直しに伴う里親の認定登録、養育里親の研修に関する事項

等について定めることとしている。政令案については、本年1月16日付けで、省令・告示案については、昨年12月27日付けで、各概要案について、パブリックコメントの募集を開始しており、これらの早期の公布を目指すこととしているので、今後とも御留意いただくとともに、適切な施行をお願いしたい。

児童福祉法等の一部を改正する法律の主な内容

趣旨

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等を踏まえ、子育て支援に関する事業の制度上の位置付けの明確化、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実、一般事業主行動計画の策定の促進など、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための所要の改正を行う。

1 児童福祉法の一部改正①

(子育て支援事業等を法律上位置付けることによる質の確保された事業の普及促進)

(1) 子育て支援事業を法律上位置付け (平成21年4月施行)

- 以下の事業について、法律上位置付けるとともに、省令で必要な基準等を設け、都道府県知事への届出・指導監督等にかからしめることとする。
 - ① 乳児家庭全戸訪問事業(※いわゆる生後4か月までの全戸訪問事業)
 - ② 養育支援訪問事業(※いわゆる育児支援家庭訪問事業)
 - ③ 地域子育て支援拠点事業
 - ④ 一時預かり事業
- また、市町村は、これら①～④の事業が着実に実施されるよう必要な措置の実施に努めるものとする。
- ※ 上記の改正に併せて社会福祉法を改正し、上記事業及び2(2)の小規模住居型児童養育事業について、第2種社会福祉事業とすることにより、必要な社会福祉法の事業開始・指導監督規定や、消費税等の非課税措置の対象とする。

(2) 家庭的保育事業を法律上位置付け (平成22年4月施行)

- 保育に欠ける乳幼児を、家庭的保育者(市町村長が行う研修を修了した保育士その他の省令で定める者であって、これらの乳幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるもの)の居宅等において保育する事業について、法律上位置付けるとともに、省令で必要な基準等を設ける。
- 市町村の保育の実施責任に関する規定に、保育所における保育を補完するものとして家庭的保育事業を位置付ける。
- 市町村は、事前に都道府県知事に届け出て家庭的保育事業を行うことができるものとし、都道府県による指導監督等にかからしめることとする。

2 児童福祉法の一部改正②(困難な状況にある子どもや家庭に対する支援の強化)

(1) 里親制度の改正 (平成21年4月施行)

- 養子縁組を前提とした里親と養育里親を区別し、養育里親の要件について一定の研修を修めることとする等里親制度を見直す。
- 都道府県の業務として、里親に対する相談等の支援を行うことを明確化し、当該業務を一定の要件を満たすものに委託できることとする。

(2) 小規模住居型児童養育事業の創設 (平成21年4月施行)

- 要保護児童の委託先として、養育者の住居で要保護児童を養育する事業(ファミリーホーム)を創設し、養育者の要件等事業に関する要件を定めるほか、都道府県の監督等必要な規定を設ける。

(3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化 (平成21年4月施行)

- 要保護児童対策地域協議会の協議対象を、養育支援が特に必要である児童やその保護者、妊婦に拡大するほか、要保護児童対策調整機関に、一定の要件を満たす者を置く努力義務を課す。

(4) 年長児の自立支援策の見直し (平成21年4月施行)

- 児童自立生活援助事業について、対象者の利用の申込みに応じて提供することとともに、義務教育終了後の児童のほか、20歳未満の者を支援の対象として追加する等の見直しを行う。

(5) 施設内虐待の防止 (平成21年4月施行)

- 児童養護施設等における虐待を発見した者の通告義務、通告があった場合の都道府県や都道府県児童福祉審議会等が講ずべき措置等施設内虐待の防止のための規定を設ける。

(6) その他 (平成21年4月(提供体制の計画的整備は平成22年4月)施行)

- 児童相談所における保護者指導を児童家庭支援センター以外の一定の要件を満たす者にも委託できることとする。
- 児童家庭支援センターについて、児童福祉施設への附置要件の廃止等を行う。
- 都道府県における里親や児童養護施設等の提供体制の計画的な整備について、必要な措置を講じる。

3 次世代育成支援対策推進法の一部改正① (地域における取組の促進)

(1) 国による参酌標準の提示 (公布から起算して6月以内に施行)

- 国は、市町村行動計画において、保育の実施の事業、放課後児童健全育成事業等に関する事項(量)を定めるに際して参考とすべき標準(参酌標準)を定めるものとする。

(2) 地域行動計画の策定等に対する労使の参画 (公布から起算して6月以内に施行)

- 市町村及び都道府県は、行動計画を策定・変更しようとするときは、住民の意見を反映させるほか、労使を参画させるよう努めるものとする。

(3) 地域行動計画の定期的な評価・見直し (平成22年4月施行)

- 市町村及び都道府県は、定期的に行動計画に基づく措置の実施状況等を評価し、計画の変更等の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 次世代育成支援対策推進法の一部改正② (一般事業主による取組の促進)

(1) 一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象の拡大 (平成23年4月施行)

- 中小事業主のうち一定規模以上(100人超)の事業主について、行動計画を策定・届け出なければならないものとする。

(2) 一般事業主行動計画の公表・周知 (平成21年4月施行)

- 行動計画の策定・届出義務のある事業主について、行動計画の公表及び従業員への周知を義務づけるとともに、行動計画の策定・届出が努力義務の事業主についても、同様の努力義務を設ける。

5 次世代育成支援対策推進法の一部改正③ (特定事業主による取組の促進)

- 特定事業主行動計画(国、地方公共団体の長等が所属職員のために策定する次世代育成支援対策に関する計画)について、職員への周知を義務付けるとともに、行動計画に基づく措置の実施状況を公表しなければならないものとする。(平成21年4月施行)

(予 算 概 要)

平成21年度 雇用均等・児童家庭局 予 算 案 の 概 要

人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進、 仕事と生活の調和と公正かつ多様な働き方の実現

我が国においては、少子化や人口減少が進んでおり、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題となっている。

このため、「子ども・子育て応援プラン」（平成16年12月）、「新しい少子化対策について」（平成18年6月）に基づく施策の着実な推進を図るとともに、平成19年12月に決定された「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を受け、「新待機児童ゼロ作戦」（集中重点期間平成20～22年度）、「5つの安心プラン」の一つである「未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会」等を踏まえた少子化対策を総合的に推進する。

また、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現に向け、育児・介護休業制度の拡充や企業の取組に対する支援など、育児・介護期における仕事と家庭の両立支援対策を推進する。

さらに、男女雇用機会均等の更なる推進やパートタイム労働者の均衡待遇確保などにより、公正かつ多様な働き方の実現を図る。

《主要事項》

人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進

◇ 地域における次世代育成支援対策の推進

- 1 地域の子育て支援の推進
- 2 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実
- 3 母子家庭等自立支援対策の推進
- 4 母子保健医療の充実
- 5 出産等に係る経済的負担の軽減

◇ 仕事と家庭の両立の支援

仕事と家庭の両立支援

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

- 1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進
- 2 パートタイム労働法に基づく正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進
- 3 テレワークの普及促進

○予算案額の状況

	20年度予算額	21年度予算案額	伸び率
局 合 計	9,627億円	9,815億円	2.0%
一般会計	9,038億円	9,105億円	0.7%
特別会計	589億円	711億円	20.5%
年金特別会計			
児童手当勘定	458億円	560億円	
うち児童育成事業費	458億円	560億円	22.4%
労働保険特別会計	132億円	151億円	13.8%
労災勘定	8億円	8億円	△5.2%
雇用勘定	124億円	143億円	15.1%

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進

◇ 地域における次世代育成支援対策の推進

1 地域の子育て支援の推進

《686,825百万円→687,738百万円》

(1) すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実 55,122百万円

○地域の特性や創意工夫を生かした子育て支援事業の充実 38,800百万円
(次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金))

様々な子育て支援事業について、「子ども・子育て応援プラン」に掲げた目標の達成に向けた着実な推進を図るとともに、地域力を活用した子育て支援に従事する者の養成、ファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児の預かり等への対応のためのモデル事業の実施等、地域の子育て支援の推進を図る。

【対象となる主な事業】

・次世代育成支援の人材養成事業（新規）

地域の様々な次世代育成支援の取組を把握し、親の子育てを支援するコーディネーターの養成及び地域子育て支援拠点事業や一時預かりなど地域で行われる子育て支援事業に参画する者を養成する。

・ファミリー・サポート・センター事業（拡充）

子育て中の労働者や主婦等を会員として、地域における育児の相互援助活動を行うとともに、新たに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズへの対応のためのモデル事業を行う。

・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

・養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や指導助言等を行う。

・子育て短期支援事業

親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において児童を一時的に預かるショートステイ、トワイライトステイを実施する。

・延長保育促進事業

民間保育所において、11時間の開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」の機能強化を図るため、コーディネーターの研修やネットワーク構成員の専門性強化を図るための取組を支援する。

○地域における子育て支援拠点の拡充

10,193百万円

地域における子育て支援拠点について、身近な場所への設置を促進するとともに、多様な子育て支援活動の実施や関係機関とのネットワーク化を図り、子育て家庭へのきめ細かな支援を行う機能の拡充を図る。

○一時預かり事業の拡充

197百万円

実施主体を多様な運営主体に拡大し、多様な場における地域密着の一時預かりを推進する。

○中・高校生と乳幼児のふれあう機会の推進

122百万円

すべての市町村において、中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会が確保されるよう、児童館等を活用した取組を推進する。

(2)新待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実

356,864百万円

○待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大

347,465百万円

・民間保育所運営費

待機児童解消を目指し、民間保育所における受入れ児童数の増を図るとともに、第3子目以降の保育料を無料とする。

また、保育所の経営の安定化を図るために定員区分の細分化を行うこととする。

○多様な保育サービスの提供

55,111百万円

家庭的保育事業(保育ママ)や一時預かり事業の拡充、地域の保育資源(事業所内保育施設等)の活用など保育サービスの提供手段の多様化を図る。また、延長保育、病児・病後児保育、休日保育など保護者の多様なニーズに応じた保育サービスを提供する。

(参考)

平成20年度第2次補正予算案において、子どもを安心して育てることができるよう「新待機児童ゼロ作戦」の前倒し実施を図り、平成22年度までの集中重点期間において15万人分の保育所や認定こども園の整備を推進することなどを目的として都道府県に「安心こども基金(仮称)」を創設する。
【1,000億円(文部科学省分を含む。)]

(3) 総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の着実な推進

23, 453百万円

放課後児童クラブと文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図る。

また、放課後児童クラブについては、「新待機児童ゼロ作戦」や「5つの安心プラン」を踏まえ、ソフト面及びハード面での支援措置を図る。

(4) 児童手当国庫負担金

252, 300百万円

2 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

《84, 871百万円→92, 624百万円》

(1) 虐待を受けた子ども等への支援の強化

87, 720百万円

○地域における体制整備

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や養育支援訪問事業の全国展開及び「子どもを守る地域ネットワーク」（要保護児童対策地域協議会）の機能強化を図る。（次世代育成支援対策交付金（38, 800百万円）の内数）

○児童相談所の機能強化

児童相談所における家族再統合のための保護者指導や一時保護所における教員等の配置を促進するなど児童相談所の機能強化を図る。

○社会的養護体制の拡充

82, 221百万円

・ 家庭的養護の推進及び入所している子どもへの支援の充実

家庭的な環境における養護を一層推進するため、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の推進、里親支援体制の充実や児童養護施設等における小規模ケアの推進を行うとともに、幼稚園費の創設、教育費の拡充や乳児院における被虐待児個別対応職員の配置など入所している子どもへの支援の充実を図る。

・ 施設退所児童等への支援の充実

施設を退所した子ども等の就業・生活支援を充実するため、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を推進するほか、相談支援及び意見交換・情報交換等の自助グループ活動支援を行う地域生活・自立支援事業（モデル事業）を引き続き実施する。

○ 社会的養護体制等の推進のための施設整備

5, 033百万円

（次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金））

児童養護施設の小規模化や一時保護施設の環境改善等の整備を推進する。

(2) 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)への対策等の推進

4, 904百万円

婦人相談所が配偶者からの暴力被害者を一時保護委託するための経費の充実を図るとともに、婦人保護施設における同伴児童のケアの充実を図るほか、人身取引被害者や外国人の配偶者からの暴力被害者支援のための通訳者を養成するなど支援体制の充実を図る。

3 母子家庭等自立支援対策の推進

《170, 627百万円→174, 306百万円》

(1) 母子家庭等の総合的な自立支援の推進

7, 804百万円

○自立のための就業支援等の推進

2, 744百万円

母子家庭の母の就業支援等を推進するため、看護師等の資格取得を支援する高等技能訓練促進費等事業や母子自立支援プログラム策定事業の推進など支援措置の充実を図る。

(参考)

平成20年度第2次補正予算案において、高等技能訓練促進費の支給期間の延長を行う。 【1.3億円】

修業期間の最後の1/3の期間(上限12か月)

→ 修業期間の後半1/2の期間(上限18か月)

○養育費確保策の推進

68百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

(2) 自立を促進するための経済的支援

166, 502百万円

母子家庭や寡婦の自立を促進するため、児童扶養手当の支給や、技能取得等に必要資金の貸付を行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

4 母子保健医療の充実

《18, 434百万円→19, 301百万円》

(1) 不妊治療への支援等

4, 620百万円

○不妊治療等への支援

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成するなどの支援を行う。

(母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金)46億円の内数)

○妊産婦ケアセンター(仮称)への支援(新規)

産前産後における妊産婦の適切なサポートを行うため、入院を要しない程度の体調不良(うつ病など)の妊産婦を対象に宿泊型のサービス(母体ケア、乳児ケア等)を提供する。

(母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金)46億円の内数)

(2)小児の慢性疾患等への支援

14,386百万円

小児期における小児がんなどの特定な疾患の治療の確立と普及を図るため、小児慢性特定疾患治療研究事業を行う。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。

(3)周産期医療体制の充実

医政局に一括計上

5 出産等に係る経済的負担の軽減

(参考)

平成20年度第2次補正予算案において、妊婦が健診の費用の心配をせず、必要な回数(14回程度)を受けられるように、現在、地方財政措置されていない9回分について、平成22年度までの間、必要な財源を確保し、市町村における妊婦健診の公費負担の拡充を図る。 【790億円】

(参考)

平成20年度第2次補正予算案において、平成20年度の緊急措置として、幼児教育期(小学校就学前3年間)の第二子以降の子一人あたりにつき、3.6万円の子育て応援特別手当を支給する。 【651億円】

◇ 仕事と家庭の両立の支援

仕事と家庭の両立支援

《7,864百万円→9,984百万円》

(1)育児・介護休業制度の拡充

4,560百万円

育児・介護休業法の見直しを検討し、育児期の短時間勤務や男性の育児休業取得促進など、継続就労しながら育児・介護ができる環境を整備する。また、期間雇用者の育児休業の取得促進のための事業を実施する。

(参考)

平成20年度補正予算案において、育児休業・短時間勤務制度の利用を促進するため、育児休業取得者又は短時間勤務制度の利用者が初めて出た場合に、1人目及び2人目について支給対象としている中小企業事業主に対する助成金の支給対象範囲を5人目まで拡大するとともに、2人目以降の支給額を増額（育児休業：60万円→80万円等）する。

また、労働者が利用した育児サービス費用を負担する中小企業事業主に対する助成金について、助成率・助成限度額を引き上げる（助成率：2分の1→4分の3、限度額：30万円→40万円（1人当たり）、360万円→480万円（1事業主当たり））。 **【制度要求】**

(2) 事業所内保育施設に対する支援の充実と地域開放 4,603百万円

事業所内保育施設を設置、運営する事業主に対する助成措置について、助成期間を延長（5年→10年）するとともに従業員以外の地域の利用者への地域開放を進めることにより、事業所内保育施設の設置促進を図る。

(3) 中小企業における次世代育成支援対策の推進 784百万円

次世代育成支援対策推進センターにおいて、中小企業における行動計画の策定、届出を促進するため、講習会、巡回指導を実施する等、相談援助機能を強化する。

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進

《919百万円→853百万円》

(1) 職場における男女雇用機会均等の推進 499百万円

男女雇用機会均等法の履行確保のため、厳正的確な指導を行うとともに、迅速な紛争解決の援助を実施する。

(2) ポジティブ・アクションの取組の推進 329百万円

男女雇用機会均等法の履行確保とともに、男女労働者の格差の解消をめざした企業の積極的かつ自主的な取組（ポジティブ・アクション）を進めるため、その周知と取組のノウハウを提供する。

(3) 起業準備段階及び起業後間もない時期の女性に対する起業支援

25百万円

起業に向け取り組む女性に対する情報技術を用いて行う学習（eラーニングサービス）の提供や、起業が軌道にのった先輩起業家が女性起業家に助言を行うメンター紹介サービス事業の実施等により起業を支援する。

2 パートタイム労働法に基づく正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進

《1, 393百万円→1, 690百万円》

パートタイム労働法における均衡待遇の確保と正社員転換を推進するため、専門家の配置等による相談、援助等事業主支援を実施する。また、短時間正社員制度について、業界ごとの導入モデルの開発、普及等により、その導入促進、定着を図る。

さらに、短時間労働者に対する正社員との均衡待遇等を考慮した制度を導入する中小企業に対して助成（60万円等）する。

3 テレワークの普及促進

《74百万円→64百万円》

在宅での就業形態による発注者とのトラブル等に対する相談援助等を実施する。

平成20年度厚生労働省第2次補正予算(案) (雇用均等・児童家庭局所管分)

○介護従事者の処遇改善と人材確保等

1.3億円

母子家庭の母の介護福祉士・看護師等の資格取得支援

1.3億円

母子家庭の母の自立促進のために、介護福祉士・看護師等の資格取得を支援する高等技能訓練促進費の支給期間の延長を行う。

〔 修業期間の最後の1/3の期間（上限12か月）
→ 修業期間の後半1/2の期間（上限18か月） 〕

○出産・子育て支援の拡充

2,441億円

1 子育て支援サービスの緊急整備

1,000億円

子どもを安心して育てることができるよう「新待機児童ゼロ作戦」の前倒し実施を図り、平成22年度までの集中重点期間において15万人分の保育所や認定こども園の整備を推進することなどを目的として都道府県に「安心こども基金（仮称）」を創設する。（文部科学省分を含む。）

2 子育て応援特別手当の支給

651億円

平成20年度の緊急措置として、幼児教育期（小学校就学前3年間）の第二子以降の子一人あたりにつき、3.6万円の子育て応援特別手当を支給する。

3 安心・安全な出産の確保(妊婦健診公費負担の拡充)

790億円

妊婦が健診の費用の心配をせず、必要な回数（14回程度）を受けられるように平成22年度までの間、地方財政措置されていない9回分について、市町村における妊婦健診の公費負担の拡充を図る。

4 中小企業の子育て支援促進

制度要求

育児休業・短時間勤務制度の取得を促進するため、育児休業取得者又は短時間勤務制度の利用者が初めて出た場合に、1人目及び2人目について支給対象としている中小企業事業主に対する助成金の支給対象範囲を5人目まで拡大するとともに、2人目以降の支給額を増額（育児休業：60万円→80万円等）する。

また、労働者が利用した育児サービス費用を負担するための中小企業事業主に対する助成金について、助成率・助成限度額を引き上げる（助成率：2分の1→4分の3、限度額：30万円→40万円（1人当たり）、360万円→480万円（1事業主当たり））。（制度要求）

少子化対策の総合的推進

【少子化社会対策関連予算（厚生労働省分）】

21年度予算案額 1兆3,922億円（20年度予算額 1兆3,452億円）

【施策の方向性】

我が国においては、少子化や人口減少が進んでおり、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題となっている。

このため、「子ども・子育て応援プラン」等に基づく施策の着実な推進を図るとともに、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を受け、「新待機児童ゼロ作戦」、「5つの安心プラン」の一つである「未来を担う子どもたち」を守り育てる社会等を踏まえた少子化対策を総合的に推進する。

1. 地域の子育て支援の推進

6,877億円

- すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実 551億円
 - ・地域の特性や創意工夫を生かした子育て支援事業の充実、次世代育成支援のための人材養成(新規)、ファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児、緊急時の預かり等多様なニーズへの対応(拡充)、地域の子育て支援拠点の拡充、地域に密着した一時預かりの推進
- 新待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実 3,569億円
 - ・待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大、第3子目以降の保育料の無料化、家庭的保育事業の拡充などの多様な保育サービスの提供
- 総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の着実な推進 235億円
 - ・「放課後子どもプラン」の着実な推進
 - ・放課後児童クラブに対するソフト面及びハード面での支援
- 児童手当国庫負担金 2,523億円

2. 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

926億円

- 虐待を受けた子ども等への支援の強化 877億円
 - ・子どもを守る地域ネットワークや児童相談所の機能強化、社会的養護体制の拡充

3. 母子家庭等自立支援対策の推進

1,743億円

- 母子家庭等の総合的な自立支援の推進 78億円
 - ・自立のための就業支援や養育費確保策等の推進
- 自立を促進するための経済的支援 1,665億円

4. 母子保健医療の充実

193億円

- 不妊治療への支援等 46億円
 - ・不妊治療に要する費用の一部助成等の支援
 - ・妊産婦ケアセンター(仮称)への支援(新規)
- 小児の慢性疾患等への支援 144億円
 - ・小児期における小児がんなどの特定な疾患の治療の確立と普及等

5. 出産等に係る経済的負担の軽減

79億円

・安心して出産できるようにするため、出産育児一時金の充実等により、妊産婦の経済的負担を軽減する。

6. 仕事と家庭の両立の支援

100億円

・育児・介護休業制度の拡充や事業所内保育施設に対する支援の充実と地域開放等

7. 安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備 26億円

・女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進やパートタイム労働法に基づく正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進

(連 絡 事 項)

1. 少子化対策の推進について

(1) 少子化対策特別部会における第1次報告(案)について

『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」を受け、平成20年3月より、社会保障審議会少子化対策特別部会において、次世代育成支援に関する給付・サービスを体系的・普遍的に提供し、必要な費用を社会全体で負担していく「新たな制度体系」の検討を進めており、同年5月には「基本的考え方」をとりまとめた。その後「経済財政改革の基本方針2008」で「保育サービスに係る規制改革については、子どもの福祉への配慮を前提に、利用者の立場に立って、平成20年内に結論」とされたことも踏まえ、同年の秋以降は、より具体的な議論を行ってきている(関連資料1(75頁))。

第20回(12/9)の特別部会には、事務局より、「第1次報告(案)」(※今後の保育制度の姿に関しては3つの考え方)を提示し、議論を行った。

その結果、第21回(12/16)の特別部会(関連資料2, 3, 4(76頁))では、少子化対策特別部会の委員の議論としては、3つの考え方のうち中央の「新たな保育の仕組み」(「サービス保障の強化等+財源確保」案)に概ね意見の集約がなされたものの、同部会の議論を深めるために設置した「保育事業者検討会」における議論との隔たりがある状況であり、関係者の理解を得ながら、丁寧に進めていくことが大切であることから、本来、昨年末までに取りまとめる予定ではあったものの、年を少し越えたとしても、議論を深める時間を今しばらく取った上で、改めてとりまとめを目指すこととした。

上記のような経緯から、改めて保育事業者検討会での御議論を経た上で、本年の早い時期に第1次報告のとりまとめを目指したいと考えている。

なお、第1次報告取りまとめの後も引き続き、第1次報告を踏まえた具体的制度の設計を行っていきたいと考えている。

なお、この新たな制度体系の構築については、昨年末(12/24)に閣議決定された「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」(関連資料5(97頁))の工程表においても、少子化対策の柱立ての中で位置づけられ、2010年代前半の実施に向け、税制改革による財源確保を図りながら、検討を速やかに進めることとされている。

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の改定に向けて

市町村及び都道府県の行動計画については、5年ごとに策定するものとされており、平成22年度からの後期計画については、前期の行動計画について必要な見直しを平成21年度までに行った上で、策定することが必要であるとされている。

計画改定に向けた考え方については、昨年8月の全国児童福祉主管課長会議資料によりお示しているところであるが、ニーズ調査に基づく目標事業量の算出に当たっては、現状の保育サービス等の利用希望や将来の就労希望等を踏まえた家族類型の変化（専業主婦（夫）家庭から共働き家庭等への）を勘案することとしており、潜在ニーズ量を明らかにしたうえで、地域のサービス供給体制を踏まえ、後期計画期間（平成26年度まで）の整備水準を設定することになる。具体的な目標事業量の算出方法等については、策定指針（参酌標準）、通知等でお示しすることとしている。

また、個別事業における定量的な目標設定に加え、施策レベル（「地域における子育て支援」、「職業生活と家庭生活の両立の推進」等）や計画レベルにおける利用者の視点に立った評価指標（アウトカム）を設定し、計画の進捗状況を点検・評価することで施策の改善につなげ、PDCAサイクルの実効性を高めることが求められる。

さらに、計画策定に当たっては、住民の意見を反映させるほか、事業主、労働者など関係者の意見を幅広く聴取し、多様な主体の参画と協働により進められることが重要となる。

今後、行動計画策定指針（案）をお示しするので、策定準備についてよろしくお願ひしたい。

また、今後の施策検討の参考としたいので、ニーズ調査結果において参考となるデータや検討されている独自施策等があれば、随時、国への情報提供をお願ひしたい。

(3) 育児・介護休業法の見直しについて

少子化対策の車の両輪の1つとされた「働き方の見直し」の一環として、仕事と子育ての両立支援を一層進め、男女ともに子育て等を楽しみながら働き続けることができる環境を整備するため、育児・介護休業法の改正を検討しているところである。

育児・介護休業法は、平成3年の法律制定以来、数度の改正を経て、特に女性の育児休業取得率は順調に上昇し9割近くに達するなど一定の成果が表れてきている一方、女性の就業状況を見ると、第1子出産を機に依然として約7割の女性労働者が離職している状況がある。

また、男性の育児休業取得率は1.56%に過ぎず、男性の育児への関わりが不十分であり、女性に家事や子育ての負荷がかかっていることが、女性の継続就業を困難にしている状況がある。

こうしたことも踏まえ、育児・介護休業法について、平成19年から20年にかけて検討を行った有識者による研究会報告が平成20年7月に取りまとまった。この報告書を参考とし、労働政策審議会雇用均等分科会において同年8月末から検討を開始し、去る12月25日の第92回雇用均等分科会において、短時間勤務制度の義務化と男性の育児休業の取得促進等を内容とする仕事と家庭の両立支援対策の充実について報告が取りまとめられ、同日、労働政策審議会から厚生労働大臣に対し、建議が行われたところである。(次頁参照)

厚生労働省としては、今後、この建議をもとに、育児・介護休業法の改正法案を取りまとめ、改正法案要綱を雇用均等分科会に諮ることとしている。

「仕事と家庭の両立支援対策の充実について」 (労働政策審議会建議)の概要

【趣旨】

少子化対策の観点から、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境の整備を行う。

【主な内容】

1 子育て中の働き方の見直し

(1) 短時間勤務制度の義務化

- 短時間勤務制度について、3歳に達するまでの子を養育する労働者に対する措置義務とする。
- 業務の性質又は事業場の実態に照らし、短時間勤務とすることが難しい労働者については、労使協定により、措置の対象から除外できることとし、対象外となった労働者に対しては、フレックスタイム制度等の代替措置を講ずることを義務付ける。

(2) 所定外労働の免除の義務化

- 所定外労働の免除について、3歳に達するまでの子を養育する労働者の請求により対象となる制度とする。

2 父親も子育てができる働き方の実現

- 父母がともに育児休業を取得する場合に、育児休業取得可能期間を子が1歳2か月に達するまでに延長する。この場合、父母1人ずつが取得できる休業期間(母親の産後休業を含む。)の上限については、現行と同様1年間とする。
- 出産後8週間以内の父親の育児休業取得を促進するため、この期間に父親が育児休業を取得した場合には、特例として、育児休業の再度の取得を認める。
- 労使協定による専業主婦(夫)除外規定を廃止する。

3 子育て・介護の状況に応じた両立支援制度の整備

(1) 子の看護休暇制度の拡充

- 付与日数を小学校就学の始期に達するまでの子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日とする。

(2) 介護のための短期の休暇制度の創設

- 要介護状態にある家族の通院の付き添いなどに対応するため、介護のための短期の休暇制度を設ける。付与日数については、要介護状態にある家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日とする。

4 実効性の確保その他所要の規定の整備

- 苦情処理・紛争解決の援助のため、労働局長による紛争解決の援助及び調停の仕組み等を設ける。
- 勧告に従わない場合の公表制度や、報告を求めた際に虚偽の報告をした者等に対する過料を設ける。

2. 地域の子育て支援の推進について

(1) 次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）について

平成21年度においては、新規事業として「次世代育成支援人材養成事業」及び「病児・緊急対応強化モデル事業（ファミリー・サポート・センター事業の機能強化）」を実施することとしたところ。（関連資料7, 8（108頁））

また、新規事業の創設に伴い、「地域における仕事と生活の調和推進事業」については、ポイントを設定した事業としては終了することとした（平成21年度からは児童人口配分において実施可能）。

また、新規事業の平成21年度における交付金の算定に当たっては、「次世代育成支援人材養成事業」については、親の子育てを支援するコーディネーターや、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業などの子育て支援事業に参画する者を養成した場合にポイントの配分を行うこととしている。また、「病児・緊急対応強化モデル事業」については、ファミリー・サポート・センターにおいて病児・病後児の預かり等を行った場合にポイントによる配分を行うこととしている。

なお、平成20年度に創設した「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」は、平成22年度までの事業であるのでご承知願いたい。

(2) ファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児預かり等の実施について

地域における病児・病後児の預かり、宿泊を伴う預かり、早朝・夜間の緊急時の預かり等（以下「病児・病後児の預かり等」という。）を促進するため、ファミリー・サポート・センター事業において病児・病後児の預かり等を行うモデル事業を実施し、「緊急サポートネットワーク事業」は廃止することとした。

しかしながら、ファミリー・サポート・センター事業において病児・病後児預かり等を来年度から実施することが困難な地域においては、事業が地域へと円滑に移行されるよう、暫定措置として、国の委託事業（「病児・緊急預かり対応基盤整備事業」）を実施することとする。（関連資料8（109頁））

病児・病後児の預かり等については、今後、地域において実施していくという方針の下、国の事業として暫定的に実施する「病児・緊急預かり対応基盤整備事業（仮称）」の委託先団体とも連携のうえ、各市町村における事業の実施について積極的な検討をお願いしたい。

(3) 地域における子育て支援拠点の拡充について

地域の子育て支援拠点については、「子ども・子育て応援プラン」において、目指すべき社会の姿として、すべての子育て家庭が歩いていける場所への整備が掲げられており、その拡充に向けて平成21年度では7,100か所の設置に必要な経費として、約102億円を計上している。

また、設置箇所の拡充とともに、機能の拡充を図るため、ひろば型のうち、一時預かりや放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を一体的に実施し、こうした活動を通じて、ひろばを中心に関係機関とのネットワーク化が図られ、子育て家庭に、よりきめ細かな支援を行うものについて、新たな補助単価を設定している。(関連資料9,10(112頁))

この他、出張ひろばの実施に当たって、現状では「開設年度の翌年度に、ひろば型に移行することを念頭に置いて実施」することとしているが、利用実態など地域の実情を踏まえて実施できるよう、この要件を見直すこととしている。

子育て支援拠点の整備状況をみると、平成19年度において、全国で4,409か所となっており、プランの21年度目標値である6,000か所を下回っている状況である。今後、各自治体において更なる事業の推進が求められることから、事業実施に当たって参考となるよう、ひろば型、センター型、児童館型のそれぞれの取組事例や利用者の声などをまとめたパンフレットを作成し、都道府県・市町村向け配布したところである。厚生労働省ホームページにも掲載しており、あわせて御活用願いたい。(http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/kosodate.html)

また、事業に関わるスタッフや地方自治体等関係者を対象に、子育て拠点の意義や役割の理解、課題解決などを目的とした全国及び地方でのセミナー開催への支援を引き続き行うこととしており、管内市区町村や事業関係者等に対する周知や積極的な参加を促すなど、事業の推進に向けて積極的な取組をお願いしたい。

(4) 一時預かりの拡充について

一時預かりのニーズの増加に対応するためその拡充を図る必要があることから、補助対象を従来の保育所での実施に加え、実施主体をNPO法人等多様な運営主体に拡大し、地域子育て支援拠点や駅周辺等の利便性の高い場所などにおける一時預かりを実施することとしている(関連資料11(114頁))。詳細については追ってお知らせするので、各都道府県におかれては、管区市町村に対する周知や実施を促していただくとともに、市町村におかれては積極的な取組をお願いしたい。

3. 子育て応援特別手当について

(1) 子育て応援特別手当の概要

昨年12月5日に「たたき台」をお送りし、さらに1月8日の全国児童福祉主管課長・子育て応援特別手当担当関係課長会議でご説明したところであるが、その主な概要は以下のとおり。

- ・ 支給対象児童は、平成20年度において小学校就学前3年間に属する児童(生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日まで)であって、第2子以降である児童。
- ・ 支給額は、支給対象児童一人につき3.6万円。
- ・ 支給対象児童の属する世帯の世帯主からの申請に基づき支給。
- ・ 所得制限については、所得の多寡に応じ、給付の差異を設けないことを基本とするが、各市町村の判断により、世帯主の所得が一定の基準額(基準額の下限は1,800万円)以上である場合について、当該世帯主に対し、子育て応援特別手当を支給しないことができること。
- ・ 予算額(案)は、平成20年度2次補正予算(案)に計上しており、総額651億円(給付費616億円、事務費35億円)、全額国庫負担。

(2) 定額給付金との関係について

子育て応援特別手当は、昨年10月30日にまとめられた「生活対策」に盛り込まれたものであるが、この実施に当たっては、市町村の判断により、同じく「生活対策」に盛り込まれた定額給付金と一体的な事務処理が可能となるよう、総務省とも連絡を取り合っており、制度設計に当たっているところ。

(3) 補正予算の編成について

子育て応援特別手当については、市町村の自治事務として位置づけされており、実施に当たっては、市町村において補正予算の編成が必要となる。

また、都道府県が手当に関する会議を開催した場合等の事務費を平成20年度第2次補正予算(案)に盛り込んでおり、都道府県においても必要に応じて補正予算の編成が生じることから、ご協力をお願いしたい。

4. 保育対策等について

(1) 新待機児童ゼロ作戦の推進について

平成20年4月時点における保育所入所待機児童数は5年ぶりに増加し、前年同月に比べて1,624名増の1万9,550人となった。

このような状況で、平成20年2月に策定した「新待機児童ゼロ作戦」においては、特に平成22年度までを集中重点期間とし、保育サービスを量的に拡充するとともに、家庭的保育事業など地域の事情等に応じた保育の提供手段の多様化を図ることとしているところである。

各地方公共団体においては、それぞれの地域における保育ニーズを的確に把握し、以下の新待機児童ゼロ作戦関連予算の措置状況にも留意しつつ計画的なサービス提供体制の整備に努められたい。

特に、待機児童が50人以上で、児童福祉法に基づき保育の実施の事業等の提供体制の確保に関する計画を策定することが義務づけられている市区町村（特定市区町村）においては、保育所整備の他、家庭的保育や定員弾力化等の施策を積極的に活用するなど、地域における保育ニーズに応えることができるよう積極的な取組をお願いしたい。

また、待機児童が減少している市区町村がある一方、待機児童が大幅に増加している市区町村もあるので、そうした市区町村においては、とりわけ積極的な取り組みに努力されたい。

○新待機児童ゼロ作戦推進のための予算措置について

ア 保育所の施設整備について

民間保育所の施設整備については、これまで次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金）により、各市町村の整備計画に基づく整備の推進を図ってきたところであるが、今般の平成20年度第2次補正予算(案)に計上した「安心こども基金（仮称）」により平成22年度までの保育所整備の促進を図ることとしているので留意されたい。

イ 保育所運営費について

①兄弟姉妹のいる家庭の保育料軽減について

保育所運営費国庫負担金における国と市町村の精算基準である「保育所徴収金基準額」においては、現在、同一世帯から2人以上同時に保育所、幼稚園等を利用している場合において、2人目は1/2、3人目以降は1/10に保育料を軽減しているところである。

平成21年度より兄弟姉妹のいる家庭のさらなる保育料軽減措置として、3人目以降については無料とすることとしている。

②保育単価表定員区分の改正について

保育所における保育の実施については原則定員の範囲内で行うこととしているが、都市部を中心として年度途中における入所や、待機児童解消への取り組みとして定員を超えて受け入れることが認められているところである。

この場合、定員を超えて受け入れた児童が一定数を超える場合には、積極的に定員の見直しに取り組んでいただく必要があるが、現行の30人刻みでの定員区分では1つの定員区分間の単価変動が大きく、定員変更を行いにくい状況となっていることから、定員の見直しに積極的に取り組めるよう、平成21年度から定員区分を10人刻みに細分化することとしている。(関連資料16(122頁))

なお、「保育所への入所の円滑化について」通知についても必要な改正を行う予定であるのでご留意願いたい。

(2) 多様な保育サービスの推進について

一時預かり事業(旧:一時保育)や延長保育等の多様な保育サービスについては、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、平成21年度までの具体的な目標を掲げて重点的に推進しているところである。

平成21年度予算(案)においては、「子ども・子育て応援プラン」の最終年度であることから、目標の達成に向けた必要な予算を計上するとともに、以下のとおり事業内容の見直し(改善)に必要な予算を計上しているところであるので、積極的な取り組みをお願いしたい。

あわせて、管内市町村及び保育所が地域における多様な保育需要に対する積極的な取り組みができるよう、特段の御配慮をお願いする。

○家庭的保育について

家庭的保育事業については、改正児童福祉法により家庭的保育事業が法定化され、平成22年4月に施行することとなっている。

今後、事業を実施する当たりの実施基準やガイドラインを策定することとしている。

なお、平成20年度第2次補正予算(案)の「安心こども基金(仮称)」において、家庭的保育の実施場所に係る改修費の補助を実施する「家庭的保育改修事業」、家庭的保育者の研修を実施する費用の補助を実施する「家庭的保育者研修事業」を実施することとしている。

また、家庭的保育事業については、平成21年度予算(案)において、対象児童数を5,000人に拡充することとしている。家庭的保育事業の実施にあたっては、積極的な取り組みをお願いする。

(関連資料17(140頁))

○病児・病後児保育について

「病児・病後児保育事業」については、これまで利用実績にかかわらず定額の国庫補助を行ってきたところであるが、今後は、実施施設における利用実績に応じた国庫補助とし、利用者ニーズへの対応や経営の安定を図ることとしたので、積極的な取り組みをお願いします。

また、本事業に係る利用料については、これまでも事業費の2分の1相当の額が適当であると周知させていただいているところであるが、低所得者（生保世帯、市町村民税非課税世帯）に対しては、実施施設の判断により利用料の減免ができるよう、減免分についても国庫補助することとしているので、適切な利用料の設定を行っていただくよう管内市町村及び実施施設へ周知方をお願いします。

○休日・夜間保育について

休日保育事業、夜間保育推進事業については、「子ども・子育て応援プラン」に基づく計画的な事業実施のため、補助単価を大幅に見直すとともに、保護者の勤務形態の多様化に対応するため、これまでの認可保育所における事業実施に加え、次の①及び②の要件を満たす施設における事業実施を可能とし、当該施設についても国庫補助の対象とすることとしているので、ご承知おき願いたい。

- ①児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条及び33条第2項に定める設備及び人員に関する基準を満たす施設
- ②市町村が公費助成している施設

なお、上記の要件を満たす場合であっても、事業の本旨に則り、特定の児童を対象とする事業所内保育施設や期間を限定して設置される託児所などに関しては国庫補助の対象とはならないのでご留意願いたい。

(3) 保育所保育指針の施行及び保育所における質の向上ためのアクションプログラムの策定について

平成20年3月28日に公布された「保育所保育指針」は、1年間の周知期間を経て、平成21年4月1日に施行される。

保育指針の告示化と同時に、国においては、保育指針に基づく現場での実践を支援するための行動計画（国の施策及び地方公共団体の取組が望ましい施策に関する総合的な行動計画）として、「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」を策定した。また、平成20年2月27日に国が取りまとめた「新待機児童ゼロ作戦」においても、「保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定し、質の向上のための保育所の取組を支援する」と明記しているところである。

アクションプログラムの具体的内容として（1）保育実践の改善・向上、（2）子どもの健康及び安全の確保、（3）保育士等の資質・専門性の向上、（4）保育を支える基盤の強化の4つの柱とそのねらいを設定し、具体的に取り組むべき内容について示している。また、国が取り組むことと、各地方公共団体が取り組むことが望ましいことを示し、都道府県及び市町村においてもアクションプログラムを策定するよう求めている。

アクションプログラムの実施期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間としており、既にアクションプログラムを策定している都道府県及び市町村においては計画に沿って進められるよう、未策定の自治体においては、関係者で協議して策定するようお願いしたい。

また、保育指針が児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に基づく告示となることに伴い、保育指針の遵守状態に関する指導監査を行うこととなる。保育内容等の監査に当たっては、保育指針を踏まえた保育所の取組の過程等を尊重するとともに、行政側からの保育内容等へのアプローチや現場との対話・協議が欠かせないことに留意されたい。

各地域の実状や課題などを踏まえ、保育の質の向上に資する取組が、保育現場と行政との協働により計画的に行われるとともに、新たな保育所保育指針の趣旨・内容の普及を図ることに特段の配慮を願いたい。

（関連資料18, 19（141頁））

なお、これに関する事業は「安心こども基金（仮称）」を活用して行えるものであることに留意されたい。

(4) 認定こども園制度の実施状況等について

平成20年3月に行われた認定こども園に関する実態調査において、保護者の8割、施設の9割が「認定こども園」を評価しているという結果が出ている一方で、取り組むべき課題として、

- ① 二重行政による事務的負担
 - ② 自治体に対する財政的支援の不足
- が挙げられている。

また、制度導入時の調査によると、認定こども園の申請見込み数は、2,000件程度となっていたが、認定こども園の認定数については、昨年4月時点での94件に比べ100件以上増えたものの、それでも平成20年4月現在で229件にとどまっている。

これらの結果を踏まえ、認定こども園の設置促進を平成22年度までに集中重点的に図るため、施設整備や事業に要する経費を助成することができるよう、平成20年度第2次補正予算(案)において、「安心こども基金(仮称)」としての対象としたところである。

また、これとは別に、「認定こども園制度の在り方に関する検討会」(平成20年10月2日内閣府特命担当大臣(少子化対策)・文部科学大臣・厚生労働大臣3大臣合意)を開催し、認定こども園制度の改革について検討しているところであり、平成20年度中に結論を得ることとしている。

なお、都道府県が認定した認定こども園の幼稚園型、保育所型又は地方裁量型のうち、地域の事情等により、幼保連携型に移行せずにそのまま運営し続けるものに対しては、都道府県等において、その運営に対する財政的な支援を措置するなどの対応を検討されたい。(関連資料20, 21, 22, 23(144頁))

今般、設置を予定している「安心こども基金(仮称)」における認定こども園事業費と、保育所運営費国庫負担金に関する事務については、事業者の事務負担の軽減に資するよう、市町村において申請窓口を一本化する等一元的な対応が図られるよう配慮をお願いしたい。

(5) 「安心こども基金（仮称）」について

平成20年度第2次補正予算（案）に計上している総額1,000億円の「安心こども基金（仮称）」については、各都道府県に基金を造成することにより、地域の実情に応じた取組を推進し、子育て支援に関する環境整備を行うことで、「新待機児童ゼロ作戦」の集中重点期間である平成20年度～22年度における取組の前倒し実施を図り、今後3カ年で15万人分の保育所等の緊急整備などを行うこととしている。

具体的には、保育所の緊急整備等、特に待機児童が多く財政力に乏しい市町村の保育所設置などへの追加的財政措置、都市部における賃貸物件による保育所本園・分園に対して新たに賃借料やその改修費の補助を認めることなどにより、保育需要に早急に対応するほか、新たな保育ニーズ等への対応として、認定こども園等の拡充、家庭的保育（保育ママ）事業の推進、放課後児童クラブの設置の促進などを図り、さらに、保育の質の向上のために全国の保育士を対象とした研修などの実施を行うものである。

なお、都道府県においては、基金の執行に際し、待機児童の多い特定市町村における保育所整備の促進など、基金が所期の目的を達成できるよう、市町村の積極的な取組の支援について、特段のご配慮をお願いしたい。（関連資料24（148頁））

5. 児童健全育成対策について

(1) 「放課後子どもプラン」について

「放課後子どもプラン」については、できる限り早急に、原則としてすべての小学校区において、放課後や夏休み等の長期休暇時における子どもたちの安全・安心で健やかな活動場所の確保を目指しているところであるが、平成20年度においては、放課後児童クラブが17,583か所（平成20年5月現在）、放課後子ども教室が7,821か所（平成20年度実施予定含む）での実施となっている。また、文部科学省と合同で実施した「放課後子どもプラン実施状況調査」（平成19年12月1日現在）によると、両事業を実施している小学校区は、4,153小学校区（全体の19%）に止まっているところである。

同調査において、事業を実施していない理由の1つとして実施場所の確保が困難であることが挙げられたことなどから、先般、文部科学省と連名で、普通教室として使用しなくなった教室等を「放課後子どもプラン」の実施場所として優先的に活用するよう、通知（関連資料27（155頁））を発出したところである。

さらに、平成21年度予算（案）において、放課後児童クラブは、約2万4千か所分、放課後子ども教室は1万5千か所分の運営費補助等の経費を盛り込んでおり、両事業の連携を含め、必要な地域で必要なサービスが提供されるよう、放課後子どもプランの着実な推進に向けて積極的な取組をお願いしたい。

また、「地方分権改革推進要綱」（平成20年6月20日）において、両事業の一本化について検討するよう指摘を受けており、これまでも文部科学省と検討を行ってきたところであるが、先に述べた合同調査の結果などを踏まえ、現時点でただちに一本化を行うことまでは考えていない。

しかしながら、より効果的な事業の推進方策を検討するため、地方自治体や利用者などの声を踏まえつつ、各地域の様々な状況も考慮に入れながら、引き続き事業のあり方や方法論などを検討していく予定である。

今後も必要な情報提供や調査などを依頼することがあるので、ご協力方よろしく願います。

ア. 「新待機児童ゼロ作戦」の推進について

平成20年2月に策定した「新待機児童ゼロ作戦」においては、放課後児童クラブ（小学1年～3年）の提供割合を19%から60%に引き上げ、登録児童数を145万人増やすことが10年後の目標値として定められたところである。

放課後児童クラブへのニーズは依然として高い状況にあり、希望してもクラブを利用できない児童（いわゆる待機児童）は、平成20年5月1日現在で各自治体が把握しているだけでも1万3千人に上っている。また、待機児童そのものを把握していないクラブが、全体の約6%存在しており、市町村が地域における利用ニーズの全体像を把握していないという課題も生じているところである。

「新待機児童ゼロ作戦」においては、現在「待機児童」として顕在化している需要のみならず、女性の就業率の高まりに応じて、今後必要となる中長期的な需要を勘案した絶対量を計画的に拡大することとされており、各自治体においては、それぞれの地域におけるニーズを的確に把握し、サービス提供体制の整備に努めるようお願いする。

イ. 放課後児童クラブの国庫補助について

平成21年度予算（案）においては、「新待機児童ゼロ作戦」や「5つの安心プラン」を踏まえ、ソフト面及びハード面での支援措置を盛り込んだところである。

ハード面については、放課後児童クラブ室を新たに設置する際の創設費補助のか所数及び単価の増を図るとともに、大規模クラブの解消等に向けた改修費についても、大幅なか所数の増を図ったところである。

なお、平成21年度予算（案）におけるハード事業の補助基準額等は以下の通りである。

	平成20年度	平成21年度(案)
創設費（児童厚生施設等整備費）	12,500千円	→ 21,124千円
改修費（放課後子ども環境整備事業）	7,000千円	→ 7,000千円
か所数	85か所	→ 2,700か所

また、ソフト面についても、クラブの新設や分割に対応するため、24,153か所分の事業費を確保したところである。平成21年度予算（案）におけるソフト事業の補助基準額については、関連資料28（158頁）を参照いただきたい。

さらに、平成20年度第2次補正予算（案）に計上されている「安心こども基金（仮称）」には、放課後児童クラブの設置促進にかかる経費についても盛り込まれているところであり、こうした補助事業を活用して、未実施小学校区の早急な解消や、希望してもクラブを利用できない児童の解消等に努めていただくようお願いする。

ウ. 放課後児童クラブの国庫補助に当たっての留意点等

既にご承知のとおり、放課後児童クラブの運営面での質的向上を図るため、

- ① 200日以上250日未満開所のクラブ
- ② 71人以上の大規模クラブ

については、平成22年度から補助を廃止することとしている。補助の廃止対象となるクラブについては、必要な日数の確保や分割等による適正規模での実施などについて、改善策を講じられていることと承知しているが、特に、71人以上の大規模クラブについては、平成20年5月1日現在で未だ2,461か所（全体の14%）が存在するところであり、これらの解消については、国庫補助を活用して、施設の改修や新たな施設の整備など、早急な対応を図られたい。

また、放課後児童クラブの未実施町村が、平成20年5月1日現在で202町村存在するが、当該町村に対しては、放課後児童指導員となる人材の確保のための研修や登録を行うための補助事業（放課後子どもプラン実施支援等事業）を引き続き実施することとしているので、当該事業を活用し、必要な地域での実施に向けて、積極的な取組を図られたい。

エ. 放課後児童クラブガイドラインについて

放課後児童クラブについては、これまで、地域の実情に応じた柔軟な取組が可能となるよう、国としてはガイドラインを定めていなかったところであるが、クラブを利用する子どもの健全育成を図る観点から、クラブを運営するに当たって必要な基本的事項を示した「放課後児童クラブガイドライン」を平成19年10月に策定したところである。

厚生労働省においては、例年5月1日現在で行っている放課後児童クラブの実施状況調査において、今年度より、ガイドラインの内容に係る設問を新たに加え、クラブの状況を把握したところであるが、ガイドラインを策定して間もないこともあり、ガイドラインに沿った適切な設備等の確保、運営がなされているとは言い難い状況であった。

本ガイドラインは、国庫補助金の交付・不交付を問わず、全ての放課後児童クラブが運営を行う際に参考としていただくことにより、クラブ全体の質的向上を図ることを目的としているため、管内市町村及び放課後児童クラブ関係者に対して、本ガイドラインの内容のより一層の周知を図っていただくようお願いする。

また、ガイドラインを踏まえた取組や各クラブの事業内容については、クラブ利用者または住民に広く周知されることが重要であることから、利用者等に対する情報提供を行う体制整備についても積極的に対応いただくよう管内市町村等の指導をお願いする。

(2) 児童厚生施設等の設置運営について

ア. 児童厚生施設等の施設整備について

平成21年度における児童館、児童センターに係る施設整備等については、各自治体の実情、要望等を踏まえ、次のとおり国庫補助基準額の増を図ったので、施設の設置促進に向けた積極的な対応をお願いする。

また、管内市町村に対しては、地域における子育て支援の拠点施設（例えば「地域子育て支援拠点事業（児童館型）」の実施）や年長児童のための活動の場等として積極的な活用を図るなどの指導をお願いする。

	平成20年度	平成21年度(案)
小型児童館（クラブ室未設置）	31,105千円	→ 35,561千円
児童センター（クラブ室未設置）	46,859千円	→ 51,316千円
大型児童センター（クラブ室未設置）	62,516千円	→ 70,959千円

イ. 地域子育て支援拠点事業の活用について

平成19年度から、民営の児童館等においても、学齢期の子どもが来館する前の時間等を活用して、「児童館型」として本事業を実施している。

しかしながら、現行の児童館事業との調整、事業のスタッフとなる人材の確保など補助基準を満たす要件や予算措置の面で対応が難しいこと等により、取組が思うように進んでいない状況である。

特に、開設日数等について、原則として週3日以上かつ1日3時間以上の開設が要件とされているが、夏休み等の長期休暇期間中は朝から学齢期の児童が来館するため当該要件を満たすことができないという声があるところである。長期休暇期間については、例えば、児童が昼食のために帰宅する昼の時間帯を拠点事業の時間にあて、時間帯で区切るなど、それぞれの児童館に合った方法で一般児童の利用を考慮した弾力的な運営を行っていただきたい。

児童館、児童センターには、地域における学齢期等の子どもの健全育成の活動拠点としての機能に加え、地域の子育て家庭への支援機能をより一層強化することが期待されている。少子化や核家族化が進む我が国において、子育て家庭支援の中核的役割の一翼を担い、いまある人材や設備をフルに稼働して、地域の子育て支援に資する取組をすべての施設で取り組んでいただくことが時代の要請ともいえ、より一層の積極的な取組が求められていることから、各市町村や児童館等関係者への事業実施に向けた働きかけをお願いする。

(3) 児童育成事業推進等対策事業の活用について

ア. 平成21年度採択方針等について

本事業は、全国的な事業展開に際してのモデル的な事業を対象として、事業費の10/10相当を補助するものであるが、詳細については、近日中に、平成21年度児童育成事業推進等対策事業の事前協議通知でお知らせする予定である。

来年度においても、本事業の優先採択事項をお示しし、子どもの健全育成や地域の子育て支援に積極的に取り組む都道府県、市町村が実施する創意工夫のある先駆的な事業などをその対象とする予定である。本事業は10/10相当の補助事業であるので、積極的な活用をお願いします。

なお、継続的な事業については、20年度と同様に事業評価書の提出を求め、対費用効果や次年度以降の取組に活かされた点等も考慮に入れ、審査し、決定することとしているので、ご承知いただきたい。

イ. 取組の推進について

本事業については、特に市町村においては、その存在すら知らない状況が見受けられる。このため、厚生労働省としては、取組事例集を作成したり、平成20年度の取組事例をホームページに掲載することとしているので、都道府県におかれては事業実施に当たっての参考としていただき、さらに、管内市町村への周知についてもよろしく願います。

(4) 児童委員について

ア. 児童委員・主任児童委員の委嘱及び周知について

近年、家庭や地域の子育て機能の低下や、児童虐待事件や少年犯罪が相次ぐなど、子どもや家庭を取り巻く環境が複雑・多様化している中で、地域の住民に最も身近な児童委員、主任児童委員に地域のこれらの問題への適切な関わりが求められている。

児童委員・主任児童委員活動が円滑に行われるためには、できるだけ多くの国民に、児童委員・主任児童委員の取組についての理解を広げることが必要であると考えており、厚生労働省としても、民生委員・児童委員に関する省のホームページの見直しなど、民生委員・児童委員制度の広報の方策についても検討しているところである。

各都道府県・指定都市・中核市においても、児童委員・主任児童委員の活動について、学校との連携を強化するとともに、「乳幼児健診」や子育てひろばや子育て支援センター、児童館等の「地域子育て支援拠点」等子どもや子育て家庭が集まるあらゆる場を活用し、児童委員

・主任児童委員の役割について広報・周知するとともに、担当地区の児童委員の紹介を行う等、子育て家庭等が必要な時に児童委員・主任児童委員へ相談できるよう地域での周知を図っていただき、活動しやすい環境づくりについても努めていただきたい。なお、昨年4月に、児童委員、主任児童委員の活動を地域住民にPRする名刺型リーフレットを配布したところであるが、厚生労働省ホームページに本リーフレット（PDF）を掲載する準備を進めているところであり、ご活用いただきたい。

イ．児童虐待等への対応について

児童委員・主任児童委員は、市町村の「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」に積極的に参画するとともに、児童相談所や学校等の関係機関と連携を図り、地域の子どもやその家族の実情を把握する等、児童虐待防止の上で大きな役割を果たすことが期待されていることから、研修などの様々な機会を通じて特段のご指導をお願いする。

なお、「地域子育て環境づくり支援事業」において、児童委員、主任児童委員を対象とした研修事業、地域における子育て支援活動を継続的に実施するための協議会及び地域の子育て家庭に幅広く児童委員等の活動を知ってもらうことを目的として児童委員等を講師にした子育てセミナー等の事業を助成対象としているので、この事業を積極的にご活用いただきたい。

（関係資料29（160頁））

ウ．個人情報取り扱いについて

民生委員・児童委員、主任児童委員については、民生委員法第15条に職務を遂行するに当たって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守ることが規定されているところである。

各地方自治体におかれては、地域における児童委員・主任児童委員活動の重要性をご認識いただき、円滑な活動に必要な情報の提供にご配慮願うとともに、地域住民に対しても、制度の理解が得られるよう格別のご配慮をお願いする。

（関係資料30（161頁））

エ．委嘱手続きの簡素化及び迅速化

昨年5月、地方分権改革推進委員会の第一次勧告において、「民生委員の委嘱手続きを簡略化する。その具体的な方策について平成20年度中に結論を得る。」と指摘されているところであり、簡略化のため

の方策について、年度内に結論を得るべく現在検討しているところである。なお、各自治体においても、欠員が生じた際の欠員補充の手続きについては、極力その迅速化に努めるとともに、民生委員・児童委員の定数に対する充足率が低い自治体においては、引き続き、民生委員・児童委員の確保に努めていただきたい。

(5) 児童福祉週間について

ア. 趣旨について

子どもや家庭について社会全体で考えること、また、子どもの健やかな成長について社会的な喚起を図ることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間（5月5日～11日）」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業及び行事を行ってきている。

イ. 児童福祉週間の標語について

平成20年9月1日～10月15日にかけて、児童福祉週間の理念を広く啓発する標語を全国募集したところ、4,535作品の応募があり、主催者で選考した結果、次の作品を平成21年度児童福祉週間の標語と決定した。

「ありがとう つたわるころが うれしいよ」
たまだ ゆい
(玉田 雄以さん 34歳 (神奈川県) の作品)

この標語を児童福祉週間の象徴として、広報・啓発ポスターや、厚生労働省のホームページ等で広く周知を図ることとしているが、貴管内市区町村への周知及び啓発事業、行事等に幅広くご活用いただき、児童福祉週間の趣旨等について普及されたい。

6. 母子保健対策について

(1) 妊婦健康診査等について

① 妊婦健康診査への公費負担について

妊婦健康診査については、14回程度行われることが望ましいと考えられるが、健康な妊娠、出産を迎える上で最低限必要な5回分を地方財政措置していることから、これまで5回を基準として、公費負担を拡充していただくようお願いをしてきたところである。

このたび、平成20年度第2次補正予算(案)に盛り込まれた「妊婦健康診査臨時特例交付金(仮称)」において、地方財政措置されていない残りの9回分について、平成22年度末までの間、国庫補助、地方財政措置により2分の1ずつ支援することとしている。(関連資料31(162頁))

各都道府県におかれては、今年度内に基金にかかる条例等の制定を行い、本交付金によるものを含めた管内市町村における妊婦健康診査事業の公費負担が円滑に実施されるよう、迅速かつ適切な取組をお願いする。

また、里帰り先や助産所で受診した妊婦健康診査の費用についても、本交付金の交付の対象となることから、こうした場合においても公費助成が受けられるよう、引き続き、管内市町村への助言、指導等をお願いする。

② 妊婦健康診査の受診及び早期の妊娠届出の勧奨について

妊婦健康診査の受診の勧奨及び早期の妊娠届出の励行については、従来より、適切かつ効果的な健康診査及び保健指導の推進をお願いしているところであるが、平成20年10月に厚生労働省において、既存の日本語版に加え、諸外国語版の啓発用デザインを作成し、ホームページに掲載したところである。各自治体におかれても、広報誌・ホームページへの掲載やリーフレットの作成、各種窓口での配布など、普及啓発にご活用いただくとともに、積極的な取組が図られるよう管内市町村への指導をお願いする。(関連資料32(164頁))

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-hoken10/index.html>

(2) 不妊治療に対する支援について

子どもを持つことを望みながら不妊に悩む方々への施策については、引きつづき一層の充実が求められているところである。

このため、「母子保健医療対策等総合支援事業」(統合補助金)において、不妊に悩む方々に的確な情報を提供し、専門的な相談に応じられる体制を地域において整備する「不妊専門相談センター事業」並びに高額な医療費がかかる配偶者間の体外受精及び顕微授精に要する費用の一部を助成する「特定不妊治療費助成事業」を実施しているところである。

各自治体におかれては、これらを活用し、不妊治療に対する総合的な支援に積極的に取り組んでいただきたい。なお、「特定不妊治療費助成

事業」においては、平成19年度より、実施医療機関における実績・成果を把握するための仕組みを新たに導入したところであり、これにより得られたデータについて、現在分析を進めているところである。この結果を踏まえた上で、今後事業のあり方について更に検討を進めたいと考えている。

(3) 妊産婦ケアセンター（仮称）について

近年、産前産後の妊産婦は、核家族化、経済的不安や子の病気等の社会心理的問題による様々なストレスの増大などにより、特に褥婦の10～20%は産後においてうつ病を発症するなど、母体の健康管理を行う上で、適切なサポートを行うことが重要な課題となっているところである。

このため、平成21年度予算(案)において、入院を要しない程度の体調不良（うつ病など）の妊産婦を対象に宿泊型（デイサービスを含む。）のサービス（母体ケア、乳児ケア等）を提供する「妊産婦ケアセンター（仮称）」に対して運営費の一部を補助することとしているので、各都道府県においては、当該事業の積極的な活用をお願いする。

また、これらの事業を行うための施設整備については、新たに、次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金）の対象とすることとしているので、併せて積極的な活用をお願いする。（関連資料33（165頁））

(4) 小児慢性特定疾患治療研究事業について

小児慢性特定疾患治療研究事業の対象療養に係る医療保険の高額療養費の取扱いについて、これまで一律の自己負担限度額としていたものを、医療保険の所得区分や該当回数に応じた自己負担限度額とすることとする予定である。

本改正については、平成21年5月から実施予定であり、改正に係る詳細な事務手続きなどについては、今後、通知等により連絡することとしているので、その実施について特段の配慮をお願いする。

なお、この改正により本事業の公費負担の軽減が図られる見込みであり、平成21年度予算(案)においては、本事業について約109億円を計上しているところである。

(5) 周産期医療関係事務の移管について

救急医療、周産期医療、小児医療、災害医療及びへき地医療の確保に係る業務を一体的かつ効率的に進めるため、平成21年1月1日付けで、雇用均等・児童家庭局母子保健課が所掌していた周産期医療関係事務を医政局指導課救急・周産期医療等対策室に移管したので、御了知願いたい。

7. 児童虐待防止対策について

(1) 児童の安全確認・安全確保の徹底について

児童相談所における児童虐待相談対応件数は、統計を取り始めた平成12年度から増加し続けており、19年度は40,639件と過去最高となっている。また、我が国においては、把握されているだけで、心中事件を除き毎年50件前後の虐待による死亡事例が発生しており、さらには、児童相談所や市町村等の関係機関の関与がありながら、子どもの命が失われる痛ましい事例も生じているところである。

児童虐待への対応は複雑化しており、今一度基本に立ち返り、立入調査や一時保護の実施、虐待者本人との面接を含めた適切な調査・診断・判定の実施、関係機関等との情報共有など、日常の基本的な業務が適切に行われているかについて、定期的に業務の点検を行っていただくとともに、改正児童虐待防止法により、児童相談所等の安全確認措置の義務化のほか、保護者への出頭要求や裁判官の許可状を得て解錠等を可能とする立入制度、都道府県知事による保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化等が導入された趣旨も踏まえ、保護者との関係性等から積極的な介入に躊躇するあまり、救えたはずの子どもの命を救えなかったという事態が決して生じないように、これらの制度の活用を図り、必要な立入調査や一時保護を適切な時期に実施するなど、子どもの安全を最優先とした対応を行うことを重ねて願います。

なお、こうした制度の運用も含め、「子ども虐待対応の手引き」の改訂作業を行っているところであり、追って、通知することとしているのでご承知置きいただきたい。

児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例についての国及び地方公共団体の分析（検証）の責務が改正児童虐待防止法に規定されており、死亡事例等が発生した都道府県等におかれては、できる限り速やかに当該事例の検証を実施していただくとともに、業務の改善に努めていただきたい。

なお、平成21年度予算（案）において、外部有識者等をメンバーとし、児童相談所の業務管理等に関して定期的な評価、検証及び助言を行うための「評価・検証委員会設置促進事業」（児童虐待防止対策支援事業）を創設したところであるので、業務の再点検等にあたってご活用願

いたい（関連資料34（166頁））。

厚生労働省としても、児童虐待による死亡事例の発生に強い危機意識を持っており、関係省庁等とも連携しながら、児童相談所や市町村の体制整備、制度の円滑な施行などに努めているところであり、虐待により子どもの命が失われることがないように、最後のセーフティーネットとなるべき児童相談所を中心に、地域全体で全力を挙げた取組をお願いする。

（２）児童相談所・市町村の体制強化について

ア 児童相談所等の体制強化について

① 児童福祉司の配置について

子どもの安全確認・安全確保の強化等の観点から、児童相談所の体制強化を図ることが課題となっている。このため、平成20年度地方交付税措置においては、こうした役割を中心的に担う児童福祉司について、1名の増員が図られたところであるが、21年度においても、児童虐待相談対応件数の増加等を踏まえ、引き続き、増員に向けた要望を行っているところである。

なお、20年度においては、標準団体(人口170万人)当たり29人配置できるだけの経費が計上されているところであるが、地域によっては、地方交付税措置がなされている児童福祉司数(人口5.9万人に1人)を下回っているところも見受けられることから、地方公共団体におかれては、児童福祉司の積極的な配置をお願いする。また、こうした増員だけでなく、児童福祉司には高い社会福祉援助技術が求められていることから、適切な人材の確保や現任職員に対する研修の実施等を通じて専門性の確保と向上に努めていただきたい。

② 保護者指導の強化について

児童虐待等により児童福祉施設への入所等の措置がとられている児童にとっても、その保護者と再び一緒に生活することができることは、子どもの福祉にとって望ましいことである。このため、本年4月から一部が施行される改正児童福祉法において、児童福祉司等が行う児童又はその保護者に対する指導について、委託先を社会福祉法人、NPO法人等への拡大を図ることとし、様々な資源の活用も含めて家族再統合への取組の充実を図ることとした。

また、平成21年度予算(案)においても、保護者指導の強化のため、児童福祉施設への入所が長期化している子どもの保護者などに対し、児童福祉司と連携して子どもの養育方法等についてきめ細

かな指導を行う保護者指導支援員の配置に必要な経費を計上したところ（「保護者指導支援事業」（児童虐待防止対策支援事業））であり、こうした事業の活用も図り、保護者指導の強化に努められたい。（関連資料34（166頁））

③ 一時保護所の体制の充実について

一時保護所については、虐待相談件数の増加とともに保護人員、保護日数ともに増加傾向にあることから、一時保護中の子どもへの対応の充実のため、平成21年度予算（案）においては、

- 虐待を受けた児童等への心理的ケアの充実及びアセスメントの強化を図るため、一時保護所に配置する心理職員を常勤化（措置費）するとともに、
- 学習環境の充実のための教員OBの配置や、虐待を受けた子どもと非行少年等を一つの空間で生活指導する混合援助等からくるトラブルの軽減・即時対応のための警察官OBの配置、外国人対応のための通訳の配置など、一時保護所に入所している児童の状況に応じた協力員の確保を促進するため、「一時保護機能強化事業」（児童虐待防止対策支援事業）の補助基準額の改善（一律単価による補助から実施事業数に応じた補助（関連資料34（166頁）））を図り、
- 一時保護所の定員不足の解消のため、「一時保護緊急整備計画」を策定した自治体に対する次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金）の優先的採択を引き続き実施することとしているので、こうした補助事業の活用により、一時保護所の環境改善に努めていただきたい。

イ 市町村の体制強化について

① 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）及び養育支援訪問事業の推進について

平成20年4月現在、生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）については、1,244（71.8%）の市町村で、また、育児支援家庭訪問事業については、800（45.4%）の市町村で取り組んでいただいているところである（いずれも次世代育成支援対策交付金内示ベース）。

改正児童福祉法により、これらの事業は、本年4月1日より、「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」として法律に位置付けられるとともに、その事業の実施について市町村に努力義務が課

せられることとなる。これらは、乳児家庭全戸訪問事業等により、要支援家庭が早期に把握され、継続支援としての養育支援訪問事業等につなぎ、家庭の養育力の向上を図り、ひいては児童虐待等を予防することにつながる重要な事業であると考えており、全市町村における両事業の実施を図っていきたいと考えている

厚生労働省としては、先進的な自治体の取組等も参考としながら、事業の具体的な実施方法や支援計画の決定方法、専門職を含む訪問者の支援内容や研修方法などについて、市町村向けのガイドラインを策定するなどして、全市町村での両事業の実施を支援するとともに、「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」（以下、「地域協議会」という。）との密接な連携を図り、市町村における虐待防止の仕組みが構築されるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えているので、都道府県におかれても、管内市町村への働きかけをお願いする。

なお、改正児童福祉法により、両事業は第2種社会福祉事業に位置付けられることから、事業の届出及び指導監督等についても留意していただきたい。

② 地域協議会の機能強化について

平成19年度に全国の市町村が対応した児童虐待に関する相談対応件数は5万件を超えており、児童相談所における相談対応件数と同様に増加している。一方、相談体制をみると市町村間の格差が大きく、専門職員の確保など、その体制強化等が課題となっている。

また、児童虐待による死亡事例をみると、市町村等が関与していたにもかかわらず、適切なリスク判断や児童相談所との連携ができずに児童が死亡に至った事例も存在する。こうした状況からも、市町村の児童家庭相談体制を強化するため、各地域の児童虐待防止対策の要となる地域協議会の機能強化を図ることが重要である。

平成20年4月現在、地域協議会（虐待防止ネットワークを含む。）の設置率は、94.1%と増加したところであるが、未設置の市町村についても、平成21年度中に地域協議会を設置（虐待防止ネットワークからの移行を含む。）していただきたいので、都道府県におかれても、管内市町村への積極的な働きかけをお願いしたい。

また、改正児童福祉法の規定により、地域協議会の支援対象として、要支援児童及びその保護者並びに支援を特に必要とする妊婦も加えられたところであり、併せて、その調整機関に一定の専門性を有する職員を配置する努力義務が課されたところである。

そのため、平成21年度予算（案）においても引き続き、地域協議会に一定の専門性を有する職員を配置していくことなどを条件に調整機関職員等の研修などの専門性強化を図るための取組や乳児家庭全戸訪問事業等との連携を図る取組を支援する「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」（次世代育成支援対策交付金：平成22年度までの3年間）を措置しているので、これらも活用しながら地域協議会の機能強化に努めていただきたい。

また、改正児童福祉法において、新たに市町村職員の研修も都道府県の業務とされたことも踏まえ、都道府県等が「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」（児童虐待・DV対策等総合支援事業（統合補助金））を実施する際、市町村職員も対象に加えるなど活用をお願いします。

8. 社会的養護体制の拡充について

(1) 児童福祉法等の改正について

近年、社会的養護を必要とする子どもの数の増加、虐待等子どもの抱える背景の多様化・複雑化等が指摘されている中、平成19年11月に社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会において、報告書（以下「報告書」という。）がとりまとめられた。

これを踏まえ、改正児童福祉法に社会的養護体制の拡充のための具体的施策が盛り込まれているところである。

その具体的な事項については、関連資料35（182頁）のとおりであるが、原則平成21年4月より施行（次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画（後期行動計画）に社会的養護に関する体制整備に関する事項を盛りこむ部分のみ平成22年4月1日施行）するものであることから、1月8日に開催された都道府県児童福祉主管課長会議においても、政省令・告示案や施行に向けた事務手続きについてご説明したところであるが、引き続き、児童福祉主管課と関係部局において連携を図りつつ、施行の事務に遺漏なきよう準備をお願いする。

特に、施行日（平成21年4月1日）より前に都道府県における体制整備等が必要な事項として、

- ① 養育里親の研修に関して、里親に対する見直しの内容の周知や研修の実施
- ② 被措置児童等虐待の予防に関して、各都道府県内の関係部局（社会的養護施設を所管する部局、障害児の施設を所管している部局など）の連携体制や通告等があった場合の具体的な対応等の体制をあらかじめ定めることや都道府県児童福祉審議会の体制整備などが想定され、いずれも準備を進めていただいているところとは思うが、引き続き準備をお願いする。

また、次世代育成支援対策推進法に基づき策定される都道府県行動計画（後期行動計画）についても、平成22年度以降の計画の策定のため、昨年、社会的養護ニーズ調査を実施したところであるが、この結果を速やかにとりまとめ、計画策定のための詳細を近いうちにお示しする予定にしており、追って対応をお願いすることとなるため、ご承知おきいただきたい。

今般成立した改正児童福祉法は、報告書において先行してまず取り組むべき具体的な施策に対応したものであるが、同報告書では「施設機能の見直し」として一節が設けられ、

- ① 子どもの状態や年齢に応じた適切なケアを実施できるよう現行の施設類型のあり方を見直すとともに人員配置基準や措置費の算定基準の見直し等を含めてケアの改善に向けた方策を検討すること
- ② このような見直しを具体的に進めるためには、必要な財源の確保が不可欠であるとともに、現在施設内で行われているケアの現状を詳細に調査・分析し、その結果を十分に踏まえて検討する必要があること

が提言されている。

これを踏まえ、平成19年度に施設の全体的な現状について調査を実施したところであるが、本年度においても引き続きケアの現状を詳細に把握するための調査を実施しているところであり、都道府県におかれても、このような趣旨をご理解いただくとともに、ご承知おきいただき、ご協力をお願いしたい。

(2) 里親制度の改正等について

虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子どもに対しては、可能な限り家庭的な環境の下で愛着関係を形成しつつ養育を行うことが重要である。里親制度は、そのような観点から、社会的養護の諸施策の中でも極めて重要なものの一つであり、その拡充を図る必要がある。

このため、改正児童福祉法等により、

- ① 社会的養護の担い手としての「養育里親」を養子縁組を前提とした里親と区別し、養育里親について研修を義務づける等の里親制度の見直しとあわせ、里親手当を大幅に引き上げることとした

【里親手当の改善内容】

[養育里親手当の改善] 月額 34,000円 → 72,000円
(2人目以降は1人あたり 36,000円)

[専門里親手当の改善] 月額 90,200円 → 123,000円
(2人目は 87,000円)

- ② 平成20年度から予算事業として実施している、里親に対する相談支援等の業務を施設やNPO等に委託して総合的に行う「里親支援機関事業」を法定化したところである。

各自治体においては、里親制度の拡充を図り家庭的環境での愛着関係の形成や地域の中で子どもの個性を確保した養育を推進し、ひとりひとりの子どもの社会への巣立ちを支援していただくようお願いする。

特に、里親制度の拡充を実際に進める上で、里親制度の普及啓発や里親への支援を充実させることは極めて重要なことである。「里親支援機関事業」については、里親会等に事業の一部を委託する等の工夫をこらし、積極的かつ効果的な実施を図っていただきたい。

(3) 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の創設について

社会的養護において家庭的な養護を推進するという観点から、里親が5～6人程度の子どもを養育している事例（一部の自治体において「里親ファミリーホーム」と呼ばれている形態）を参考にしつつ、改正児童福祉法により小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）を平成21年度より創設することとしたところである。

ファミリーホームは、

- ① 家庭的な環境である養育者の住居で子どもを養育できること
 - ② 複数の子どもが共に育つことによる相互作用も活かしつつ養育できること
 - ③ 複数の子どもを養育するための適切な体制を確保できること
- といったメリットを有する養育事業となっている。

具体的には、養育者の住居において5～6名程度の子どもが生活を送ることを前提とし、

- ① 養育者については、養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童の養育の経験を有する者など、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する者とする
- ② 家事や養育の補助を行う者を確保しなければならないこと
- ③ 住居については、委託児童の日常生活に支障がないよう必要な設備を有し、養育者等が委託児童に対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態であること

等の要件を課すこととしている。

なお、ファミリーホームの単価の詳細については、後日交付要綱にてお示しする予定であるが、単価の中に含まれているものについては次のとおりである。

[事務費]

常勤職員1名、非常勤職員2名の人件費、その他旅費、庁費、職員研修費、補修費等の管理費

概ね、児童一人当たり月額約15万円程度（実員払いとする。地域により異なる。）

[事業費]

一般生活費、教育費、医療費等里親と同様

今後、この事業が増えることにより、家庭的な環境の下での養護の一

層の充実を図ることができるものと考えており、各自治体におかれては、ファミリーホームの推進に積極的に取り組んでいただくようお願いする。

(4) 施設退所後の支援について

社会的養護の下で育った子どもは、施設等を退所し自立するに当たって、保護者等から支援を受けられない場合が多く、その結果様々な困難に突き当たることが多い。このような子どもたちの自立への支援を進めるとともに、自立した後も引き続き子どもを受け止め、社会的に自立できるように継続的に支援を行うことが重要である。

このため、改正児童福祉法により児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）については、その充実・強化を図ることとしており、

- ① 高校進学率の上昇等を踏まえ、原則として満18歳未満の者としていた対象年齢を満20歳未満まで引き上げる
- ② 都道府県に対し事業の実施を義務付けるとともに、事業の費用について負担金化する
- ③ 子どもの自主性を尊重する観点から、利用形態を「都道府県による措置」から「子どもによる申込み」へ変更することを内容とする見直しを行ったところである。

なお、自立援助ホームの単価の詳細については、後日交付要綱にてお示しする予定であるが、単価の中に含まれているものについては次のとおり（定員6名の場合）である。

[事務費]

常勤職員2名、非常勤職員1名の人件費、その他旅費、庁費、職員研修費、補修費等の管理費

概ね、児童一人当たり月額約19万円程度（実員払いとする。地域により異なる。）

[事業費]

一般生活費（概ね1万円程度）のみ

また、平成20年度より、施設等を退所した子ども達が、生活や就業に関して気軽にスタッフに相談できる体制を整備するとともに、自助グループにおいて相互の意見交換等を行うことができるような場を提供するなど、施設退所者等の地域生活を支援する「地域生活・自立支援事業」をモデル事業として実施しているところである。

各自治体におかれては、自立援助ホームの設置促進をはじめとした、施設等を退所した子どもに対する自立支援施策に積極的に取り組んでいただくようお願いする。

(5) 児童福祉施設等におけるケアの充実について

ア 施設の小規模化の推進

近年、児童養護施設をはじめとする児童福祉施設においては、虐待を受けた子どもの入所が増加しているが、虐待等により愛着障害を起こしている子どもに適切なケアを行い、他者との関係性を回復していくためには、これまでの大規模集団による養育では限界があり、できる限り家庭的な環境の中で、職員との個別的な関係性を重視したきめ細かなケアを提供していくことが求められている。

このような趣旨から、ケア形態の小規模化を図るため、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設を対象とした小規模グループケアの実施並びに児童養護施設を対象とした地域小規模児童養護施設の設置を進めており、子ども・子育て応援プランにおいては、平成21年度までにあわせて845か所を計画的に整備していくこととされている。

平成20年7月からは小規模グループケアの複数設置（1施設あたり2か所まで）を認め、地域小規模児童養護施設についても2か所目以降の設置要件を緩和（本体施設の入所率：95%以上→90%以上）するなど、ケア形態の小規模化の一層の推進を図ることとしたところである。

平成21年度予算（案）においては、このプランの最終年に当たることから、引き続き計画に基づいた対象か所数の増を図ることとしており、これを活用してケア形態の小規模化の推進に努めていただきたい。

イ 基幹的職員の配置

報告書においては、社会的養護の質を確保するためには、その担い手となる施設職員の専門性を確保しつつ、計画的に育成するための体制を整備する必要があること、具体的には、施設において組織だったケアと人材育成が可能となるよう、自立支援計画の作成・進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員（スーパーバイザー）の配置を義務付ける必要があることが指摘されている。

これを踏まえ平成21年度予算（案）においては、施設における一定の経験を有する者のうち、一定の研修を受け専門性を習得した者について基幹的職員として位置付け、これに要する費用の改善を図ることとしたところである。また、都道府県が行う基幹的職員を養成するための研修事業を創設することとしたところであり、カリキュラム案など具体的な内容については追ってお示しする予定である。

これらの活用により基幹的職員の配置の推進に努めていただきたい。

ウ 児童家庭支援センターの拡充

児童家庭支援センターは、これまで地域に根ざした事業を展開してきた児童福祉施設の相談指導に関する知見や、夜間・緊急時の対応、一時保護に当たっての施設機能の活用を図るため、児童福祉施設へ附置しなければならないこととされていた。

しかしながら近年、虐待等の相談件数が増加し、在宅の要保護児童やその保護者に対する指導を適切に行うことの重要性が増している中で、市町村などの機関においても、児童の相談支援を行う体制が整えられてきた。

このように、必ずしも従来の児童福祉施設に限らず在宅の要保護児童や保護者に対する相談支援を行うことができる機関も出てきていることから、改正法により児童家庭支援センターについて施設附置の要件を廃止し、こうした機関についても、児童家庭支援センターとなることを可能としたところである。

具体的な要件については、今後検討することとなるが、

- ・相談・支援を担当する職員を配置すること
- ・夜間や緊急時の対応が可能となる連絡体制を確保すること
- ・児童相談所など一時保護、ショートステイ等を実施できる機関と連携体制が取れていること

等を考えており、現在児童虐待関係で相談機能を有する公的団体や民間団体、妊産婦に対する相談支援を行っている医療機関などを想定している。これらの機関を活用することにより児童家庭支援センターの設置促進を図っていただくようお願いする。

エ 後期行動計画の策定について

改正児童福祉法により、次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画の策定に際し、社会的養護が次世代育成支援対策に含まれることを法律上明確化したところである。これを踏まえ、地域の実情に応じ改正する国の行動計画策定指針（厚生労働大臣等の告示）では、社会的養護体制の充実を図るため、社会的養護の提供量を見込む際に勘案する事項のほか、家庭的養護の推進や施設機能の見直し、自立支援策の強化、人材確保のための仕組みの強化等今後都道府県が計画を策定するに当たっての方向性や考え方を示す予定である。さらに、昨年10月に実施した社会的養護ニーズ把握調査の結果等に基づき、社会的養護の提供量の見込み方については具体的な例を示すこととしているので、各自治体におかれては適切に社会的養護が提供できる計画を策定していただきたい。

(6) 被措置児童等虐待の防止について

改正児童福祉法により、被措置児童等虐待の防止に関する事項を盛り込み、被措置児童等の権利擁護を図るため、適切な対応のための仕組みを整備することとしたところである。

今回の制度化では、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）が対応していない施設職員等による虐待に対応することをはじめとして、社会的養護に関する質を確保し、子どもの権利擁護を図るという観点から、下記のような事項が規定された。

- ・被措置児童等虐待の定義
- ・被措置児童等虐待に関する通告等
- ・通告を受けた場合に都道府県等が講ずべき措置
- ・被措置児童等の権利擁護に関して都道府県児童福祉審議会の関与

本年1月8日に開催された全国児童福祉主管課長会議において、「被措置児童等虐待ガイドライン（案）」について説明を行ったところであるが、都道府県においては、被措置児童等虐待に関して、都道府県の関係部局（社会的養護施設を所管する部局、障害児の施設を所管している部局など）の連携体制や通告等があった場合の具体的対応等の体制をあらかじめ定めること、都道府県児童福祉審議会の体制を整備することに加え、関係施設の協議会等との連携・協議を強化し、また、被措置児童等への周知や子どもの権利についての学習機会の確保を図ることを願う。 (関連資料36 (184頁))

その上で、子どもの福祉を守るという観点から、被措置児童等の権利が侵害されている場合や生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測される場合等には、被措置児童等を保護し、適切な養育環境の確保をお願いする。また、不適切な事業運営や施設運営が行われている場合には、事業者や施設を監督する立場から、児童福祉法に基づき適切な対応をお願いする。

すべての関係者が子どもの最善の利益の観点をしっかり持ち、法律事項についてはもちろんのこと、運用面での取組も含め、被措置児童等虐待の発生予防から早期発見、迅速な対応等のための様々な取組を総合的に進めていただきたい。

9. 総合的な母子家庭等自立支援対策の展開について

(1) 児童扶養手当について

平成20年4月分の児童扶養手当より実施されている児童扶養手当一部支給停止措置及び一部支給停止適用除外に係る事務について、多大なご尽力とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

各自治体におかれては、一部支給停止適用除外手続を行っていない受給資格者との連絡、手続の支援等に引き続きご尽力をいただいていることと存じ上げるが、こうした支援をさらに進めていただくとともに、手続を行った受給資格者については、一部支給停止措置の決定を取り消した後、速やかに差額を随時支払うなど、受給資格者の立場に立ったきめ細かい対応を今後ともお願いしたい。

なお、児童扶養手当額については、「児童扶養手当法」及び「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、年平均の全国消費者物価指数を基に所要の改定がされることとなっている。平成20年全国消費者物価指数の確定は今月末日頃の予定であるので、改定の有無及び改定となる場合の内容については、確定次第ご連絡する。

(2) 母子家庭等自立支援対策について

ア 就業支援施策の推進について

母子家庭の母等に対する就業支援施策については、平成14年に母子及び寡婦福祉法等が改正され、平成15年度から本格的な取り組みを開始したところであるが、母子家庭の平均年間収入はなお低い水準にあり、低所得世帯が多くを占める状況に大きな変化は見られないところである。

昨年来、経済・雇用環境は厳しい状況にあり、母子家庭等の自立の促進のためには、一層、就業支援に力を入れていく必要があるが、各事業について未実施の自治体もなお多く、未実施の自治体におかれては事業の空白地域がなくなるよう早急に事業を開始するとともに、既に事業を実施している自治体においても積極的な取り組みを行うことにより、母子家庭の母の就業の促進が図られるようお願いする。

就業支援に関する施策については、ハローワーク等の労働関係機関においても様々な施策を実施しており（後述（ウ）（エ）（カ）参照）、母子家庭の就業支援を推進するためには、それらの施策も活用することが必要である。そのため、各自治体におかれては、ハローワーク等の労働関係機関と十分に連携を図り、それらの実施している施策も含め広報等を行うとともに、各事業の実施に当たってもよく連携し、効果的な実施に努められたい。

また、前述の児童扶養手当の一部支給停止措置に関しては、児童扶養手当担当部局と就業支援等担当部局と連携しつつ、児童扶養手当受給者に対する各種就業支援施策の周知やそれらの利用に向けた働きかけについて、特段の配慮をお願いします。

(母子家庭就業支援関係事業等の実施状況等については、関連資料37(191頁))

(ア) 高等技能訓練促進費等事業

就業経験の少ない母子家庭の母の就業のためには、就業に結びつきやすい資格を取得することが有効であるが、資格の取得のためには長期間、養成機関に通うことが必要になることから、その間の生活の不安や負担を小さくすることが重要である。

高等技能訓練促進費は、そのような養成機関に通う期間中の生活費の負担軽減のために一定期間給付金を支給するものであり、本給付金を活用した者の8割以上が常用雇用となっているなど、自立に向けた効果は高い。

修学に対する不安や負担を減らし、より多くの母子家庭の母の資格取得を促進・支援する観点から、平成20年度第2次補正予算(案)及び平成21年度予算(案)において、高等技能訓練促進費の支給期間の延長を行うこととしており、各自治体におかれては、必要な予算の確保や、母子家庭の母に対する適切な周知についてお願いしたい。

(都道府県においては、予算の確保等に遺漏がないよう、管内の市等に対しても十分に周知されたい。)(関連資料38(200頁))

【現行】修業期間の最後の1/3の期間(上限12か月)



【延長後】修業期間の後半の1/2の期間(上限18か月)

(イ) 母子自立支援プログラム策定事業等

様々な事情や課題を抱える母子家庭の母に対して効果的な自立支援を行うためには、個々の母子家庭の実情に応じたきめ細やかな支援が重要となるが、都道府県や市等が母子家庭の母の状況やニーズに応じた自立支援プログラムを策定する母子家庭自立支援プログラム策定事業は、こうした個別的な支援を行う上で非常に有効な事業である。

そのため、平成19年12月に策定した「『福祉から雇用へ』推進5か年計画」においても、平成21年度までに全ての自治体において実施する等の目標を設定しているところであり、未実施の自治体におかれては、早急に事業を実施されたい。

また、母子自立支援プログラム策定事業と関連して、児童扶養手当受給者等を対象に、ハローワークが福祉事務所等と連携し、就労支援プランを策定する「生活保護受給者等就労支援事業」を実施しているところであるが、母子家庭の支援の担当者からハローワーク等に対する支援要請が円滑に行われないケースが見受けられることから、昨年、それらの者に対する事業の周知や円滑な支援要請が行われるような体制整備について、都道府県、指定都市及び中核市に対して事務連絡により依頼しているところであるので、管内の市等も含め特段のご配慮をお願いします。（関連資料39（201頁））

(ウ) 平成20年度から、公共職業訓練において、日本版デュアルシステムが拡充され、母子家庭の母等も含めた職業能力開発機会が不足している者を対象に、独立行政法人雇用・能力開発機構を通じ、事業主等の訓練ニーズを反映したカリキュラムによる座学と企業での実習を一体的に組み合わせた委託訓練を実施しているところである。

平成20年度第1次補正予算においては、新たに、実践的な職業訓練等への「橋渡し」となる基礎的な導入訓練が創設されたところである。

各自治体におかれては、ハローワーク等との連携を図るとともに、母子家庭の母等に対する周知等についてお願いしたい。（都道府県におかれては、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。）（関連資料40（202頁））

(エ) 平成20年度から、有期契約労働者の雇用管理の改善のために、中小企業主が正社員への転換制度を新たに設け、実際に1人以上正社員に転換させた場合等に、ハローワークにおいて奨励金を支給する中小企業雇用安定化奨励金を実施しているところであり、各自治体におかれては、ハローワークと連携し、企業や母子家庭の母等に対する周知等をお願いしたい。（都道府県におかれては、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。）

(オ) 母子家庭の母等については、DVや離婚等により精神的にダメージを受けている者もある。こうした者については、支援においてもきめ細やかな配慮が必要であり、そのような母子家庭の母等に対する支援の実績とノウハウを有する民間機関と共同し、母子家庭の母等の特性に応じた職業訓練コースを独立行政法人雇用・能力開発機構に委託して全国数カ所で開発・実施することとしているので、留意願いたい。

（関連資料41（203頁））

(カ) 平成18年度から、ハローワークにおいて、子育て女性等に対する就職支援の充実を図るため、子ども連れで来所しやすい環境を整備するとともに担当者制によるきめ細やかなマッチング支援を行うマザーズハローワーク等の支援拠点を整備してきたところである。既存の98か所（マザーズハローワーク12か所、マザーズサロン36か所、マザーズコーナー50か所）に加え、平成20年度第1次補正予算及び平成21年度予算（案）において、新たにマザーズコーナーを50か所設置することとしているほか、母子家庭の母等の支援機関への出張相談や託児付きセミナーの開催、都道府県労働局が自治体等との連携により設置する「子育て女性の就職支援協議会」の強化等を行うこととしているので、積極的な協力をお願いする。（都道府県におかれては、管内市等においても連携・周知が図られるようお願いする。）
（関連資料42（204頁））

(キ) 各自治体やその関連法人等における職員等の雇入れに際しては、当該求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターに提供していただくなど、母子家庭の母の雇入れの促進に配慮していただきたい。また、この配慮については、福祉部局に限らず、人事担当課等の協力を得て組織全体に拡げていただくようお願いする。

(ク) 平成16年11月に施行された「地方自治法施行令の一部を改正する政令」により、母子福祉団体が行う事業で主として母子家庭の母及び寡婦が従事するものに係る契約については、随意契約によることができることとされているところである。このことを踏まえ、母子福祉団体に対して、積極的に事業を発注するなど、母子家庭の母の就業の促進についてご協力いただきたい。

イ 養育費確保策の推進について

平成19年度から、養育費の取り決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行う「養育費相談支援センター」を創設したところである。同センターでは、母子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センター相談員からの養育費に関する相談を受け付けているほか、自治体が行う研修等への講師の派遣（平成19年10月～平成20年10月：65自治体）等を実施しているので、積極的にご活用いただきたい。（関連資料43（205頁））

また、養育費の取得率の向上を図るため、母子家庭等就業・自立支援センターに、平成19年度から、養育費専門の相談員を配置することとしているが、未だに配置されていない自治体におかれては早急に配置をお願いする。

10. 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイレンス）対策等について

（1） 婦人相談所等における体制強化について

平成19年度における婦人相談所及び婦人相談員の受け付けた来所による相談状況を見ると、夫等の暴力を主訴とする者が23,758人（前年度22,315人）で相談理由の30.7%（前年度29.6%）を占めており、相談件数・割合ともに増加している。（関連資料46(208頁)）

また、一時保護された女性は6,478人（このほかに同伴家族5,529人）おり、そのうち、夫等の暴力を入所理由とする女性は4,549人で一時保護総件数の70.2%を占めている。（関連資料47(209頁)）

一時保護委託契約施設数は261カ所（平成20年4月1日現在）であり、年々増加している。（関連資料48(210頁)）

このような状況を踏まえ、配偶者からの暴力（以下「DV」という。）に対する対策として、休日・夜間電話相談事業、婦人相談所職員等への専門研修、婦人相談所一時保護所における同伴児童への対応等を行う指導員の配置、夜間警備体制の強化等様々な事業を実施し、被害者の相談、保護等の支援体制の充実、強化を図ってきたところである。

平成21年度予算（案）では、婦人相談所がDV被害者等を一時保護委託するための経費のうち新たに乳幼児用の単価を設定しケアの充実を図るとともに、婦人保護施設での同伴児童のケアの充実を図るための指導員を配置することとしているほか、都道府県が人身取引被害者や外国人DV被害者支援のための専門通訳者養成研修を実施する場合に補助を行うこととしているので、被害者の相談、保護等の支援を一層充実させるため積極的に活用されたい。

さらに、障害があることや外国人であること等特別なニーズをもった被害者への相談や保護等にあたっては、施設のバリアフリー化や、日頃から国際交流協会等の関係機関との連携を図るなどにより適切な対応をお願いしたい。

各都道府県においては、被害者の安全確保、支援の充実に向け、民間の支援団体を含む関係機関との連携、研修の充実等、被害者に対する万全の対応及び婦人相談所等の体制整備について一層の取組をお願いする。

(2) 配偶者からの暴力被害者に対する自立支援等について

配偶者からの暴力被害者に対する自立支援等については、婦人相談所、婦人保護施設、婦人相談員等により従来から行われてきたところであるが、最近の新たな取り組みについてお示しすると、

- ① 被害者が、婦人相談所における一時保護の要否判断を経ることなく、委託契約施設に直接来所し一時保護を求めた場合には、当該施設は、速やかに、被害者の安全を確保し、婦人相談所に連絡すること、婦人相談所は、速やかに、一時保護の要否判断、委託の適否の決定及び当該施設にそのまま委託することを含め、委託先施設の決定を行い、被害者及び当該施設に伝えることとした。

※「配偶者からの暴力被害者の一時保護の委託について」の一部改正について（平成20年1月11日雇児福発第0111001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）

- ② 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（平成20年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号。）において、被害者の自立支援に係る医療保険に関する事項の見直しが行われ、医療保険上の取扱いについて、婦人相談所の証明書等により、被害者等が被扶養者等から外れることができること、加害者である被保険者は健康保険法第57条等に規定する第三者と解すること、被害者等の医療費通知は被害者から申し出のあった送付先に送付することを示した。

※「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」（平成20年2月5日保保発第0205001号厚生労働省保険局保健課長通知）等

- ③ DV被害者が、現に児童手当を受給する配偶者と別居しながら支給要件児童を監護しており、配偶者が監護及び生計要件を満たさない場合については、配偶者への支給を停止し、申請によりDV被害者に児童手当を支給すべきものとしてきたところであるが、配偶者からの暴力の事実を把握することが必ずしも容易でなく、支給事由消滅の判断を適切に行うことが難しい場合もあることから、DV被害者に係る児童手当の取扱いについて、現に児童手当を受給する配偶者と別居しながら支給要件児童を監護しており、配偶者が監護及び生計要件を満たさない場合に、職権により配偶者への支給を停止し、申請によりDV被害者に児童手当を支給するための事務処理に関する運用指針を示した。

※「児童虐待・DV事例における児童手当関係事務処理について」（平成20年5月9日雇児発第0509004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）等により、被害者の安全の確保に配慮することを第一に自立支援等を行うこととしている。

(3) 人身取引被害者の保護について

人身取引被害者の保護については、これまで婦人相談所等に保護を求めてきた246名（平成20年10月末現在）について、適切に保護が行われてきたところである。

また、平成17年度より人身取引被害者について、婦人相談所から民間シェルター等への一時保護委託を実施しているところであり、平成20年10月末までに80名の一時保護委託が実施されたところである。

（関連資料49（211頁））

婦人相談所の体制についても、一時保護所における心理療法担当職員の配置や外国人対応のための通訳雇上費、人身取引被害者の医療費（他法他制度が利用できない場合に限る）、弁護士等による法的な援助や調整等、鋭意体制整備を進めてきたところである。

各都道府県においては、これらの予算を活用し、今後も引き続き、人身取引被害者に対する適切な保護をお願いしたい。

1 1. 児童福祉施設等の運営上の留意事項等について

(1) 児童福祉施設等の整備について

①整備量の確保について

児童福祉施設等に係る施設整備事業については、平成20年度第1次補正予算80億円、第2次補正予算(案)1,000億円(文部科学省分を含む)、平成21年度予算(案)50億円を確保し、地域の実情に応じた施設整備が十分に可能となる整備量を確保しているところである。

②平成20年度第2次補正予算(案)について

平成20年度第2次補正予算(案)においては、都道府県に基金を造成し、「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の緊急整備等、認定こども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行う費用を計上したところである。

③平成21年度予算(案)について

平成21年度予算(案)においては、次世代育成支援対策施設整備交付金として、児童養護施設等の小規模化や児童相談所一時保護施設の環境改善等を図る整備などを推進するため、50億円計上したところである。また、平成21年度より、対象施設として、ファミリーホーム・自立援助ホーム・妊産婦ケアセンター(仮称)・小規模分園型母子生活支援施設を加えるとともに、心理療法室・親子生活訓練室整備加算等の対象となる施設を拡大することとしたところである。

なお、平成20年度第2次補正予算(案)に計上している安心こども基金(仮称)において、平成22年度まで、民間保育所及び地域子育て支援のための拠点施設の整備を実施することとしたことから、平成21年度予算(案)に計上している次世代育成支援対策施設整備交付金においては、この民間保育所及び地域子育て支援のための拠点施設の施設整備は対象外とすることとしたところである。

おって、平成20年度予算の執行については、現時点で執行に余裕があり、第1次補正予算に計上している保育所・認定こども園の整備等についての追加協議を受け付ける予定でもあるので、平成21年度協議予定について前倒し執行を行うなど、積極的な対応をお願いしたい。

④独立行政法人福祉医療機構融資の取扱いについて

平成21年度より、独立行政法人福祉医療機構から、福祉貸付を受ける場合の融資条件について、「新待機児童ゼロ作戦」等の取組を進めるため、以下のとおり拡充されることとなるので、関係施設等への周知をお願いしたい。

ア 保育所整備に係る融資率 80%→90% (平成22年度まで)

イ 放課後児童クラブ整備に係る融資率 75%→90% (平成22年度まで)

ウ 自立援助ホーム整備に係る融資率 75%→80%

⑤社会福祉施設等の防災対策について

ア 社会福祉施設の防災対策の取り組み

社会福祉施設の防災対策については、入所者の安全確保の観点から、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」

(昭和62年9月18日社施第107号社会局長、児童家庭局長連名通知)等の趣旨を踏まえ、管内社会福祉施設に対し指導をお願いしているところである。施設の運営上、入所者の安全確保は最重要課題であることを再認識いただき、スプリンクラー及び屋内消火栓設備の整備、夜間防火管理体制の整備など、施設における具体的・効果的な防災対策に万全を期すよう管内社会福祉施設に対する指導の一層の徹底に努められたい。

とりわけ、乳児院などについては、消防法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第179号)が平成21年4月1日に施行されることに伴い、スプリンクラー設備は延べ面積275㎡以上、自動火災報知器及び消防機関へ通報する火災報知設備は規模に関わらず設置が義務づけられることとなることから(既存施設については、平成24年3月までの経過措置あり。)、次世代育成支援対策施設整備交付金を積極的に活用して、整備を進められたい。

イ 地すべり防止区域等に所在する社会福祉施設の防災対策について

地すべり防止区域等災害発生のおそれがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設については、「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」(平成11年1月29日社援第212号)をもって、関係省庁と連携して、社会福祉施設の立地状況を踏まえた総合的な土砂対策を講じるよう通知しているところであるが、各都道府県市におかれても、関係部局との連携を強化し、指定区域等に所在する社会福祉施設の防災対策に留意されたい。

ウ 被災施設の早期復旧等

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)の協議について」(平成17年3月24日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)に基づき、災害発生後速やかに報告をお願いするとともに、早期現状回復に努め、施設運営に支障が生じないように指導の徹底を図られたい。

なお、被災した社会福祉施設等の災害復旧事業については、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)金」により国庫負担(補助)してきたところであるが、早期復旧の観点、社会福祉施設の地域の重要な防災拠点としての役割及び災害救助法に基づく「福祉避難所」としての位置付けを有していることから、平成17年度より交付金化された高齢者関連施設や児童関連施設及び平成18年度から一般財源化された公立保育所等についても、引き続き「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の対象となっているので了知願いたい。

⑤社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

ア 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態については、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査の結果の公表及び今後の対応について(通知)」(平成20年9月11日雇児発第0911001号、社援発第0911001号、障発第0911001号、老発第0911001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知)に基づき、使用実態調査の結果を公表し、未回答、分析依頼中及び未措置状態にある施設等への対応、アスベストに係る施設の安全管理等、関係部局との連携などについて、適切な対応をお願いしているところであり、引き続き施設におけるアスベスト対策に万全を期されたい。

イ 吹付けアスベスト等の除去等について

児童養護施設等の吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付対象となっており、また、民間保育所等については「安心こども基金(仮称)」の交付対象とすることとしていることから、これらの制度等を積極的に活用し、この早期処理に努めるよう指導をお願いする。

⑥児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について

児童福祉施設等に設置している遊具については、日常の点検と不備があった場合の適切かつ速やかな対応が重要であることから、「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」（平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障障発第0829001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）を发出したところである。この中で添付している国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課長より发出された「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂版)」について（平成20年8月26日国都公景第21号通知）は、子どもの遊びや遊具の安全性・事故等に関する基本的な内容を示したものであることから、この指針を参考に、遊具の事故防止対策に活用していただくよう周知をお願いする。

（２）児童福祉施設等の運営について

①児童福祉施設等の運営について

ア 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情処理の仕組みの整備及び第三者評価を積極的に活用し、自らのサービスの質、人材養成及び経営の効率化などについて継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため、本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう各都道府県市においては、法人に対する適切な指導をお願いする。

また、事故防止対策については、利用者一人一人の特性を踏まえたサービスの提供、苦情解決の取組みや第三者評価の受審等を通じたサービスの質の向上により、多くの事故が未然に回避されることが徹底され、施設全体の取組として危機管理（リスクマネジメント）が実施されるよう指導されたい。

イ 社会福祉施設の運営費の運用については、運営費の不正使用など不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことがないよう施設所管課と指導監査担当課との連携を十分図り、適正な施設運営について引き続き指導願いたい。

②感染症の予防対策等

児童福祉施設等における感染症予防対策については、従来より特段の指導をお願いしているところであるが、今後も引き続き十分な対応を図ることが必要である。

ア 社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやインフルエンザ、レジオネラ症等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、下記の通知を参考に衛生主管部局、指導監査担当課及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いする。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」（平成19年12月26日雇児総発第1226001号、社援基発第1226001号、障企発第1226001号、老計発第1226001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」（平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「ノロウイルスに関するQ&Aについて」（平成18年12月8日雇児総発第1208001号、社援基発第1208001号、障企発第1208001号、老計発第1208001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」（平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）
- ・「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成20年12月2日雇児総発第1202001号、社援基発第1202001号、障企発第1202002号、老計発第1202001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福

祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)

- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」(平成15年7月25日社援基発第725001号)別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「社会福祉施設における衛生管理について」(平成15年12月12日社援基第1212001号)別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」
- ・「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」(平成20年7月7日雇児総発第0707001号、社援基発第0707001号、障企発第0707001号、老計発第0707001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「児童福祉施設等における「学校における麻しん対策ガイドライン」の活用について」(平成20年6月17日雇児総発第0617001号、障障発第0617001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長)

また社会福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等に対する人権上の配慮が適切に行われるよう指導されたい。

《参照通知等》

- ・「当面のウィルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」(平成13年4月24日健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)、C型肝炎について(一般的なQ&A)(平成18年3月)

イ 近年、東南アジアを中心に高病原性鳥インフルエンザが流行しており、このウイルスがヒトに感染し、死亡例も報告されている。また、高病原性鳥インフルエンザの発生がヨーロッパでも確認されるなど、依然として流行が拡大・継続しており、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザの発生危険性が高まっている。このため、国民への正確な情報提供、予防や治療など、その流行状況に応じた対策を総合的に推進するため、厚生労働大臣を本部長とする新型インフルエンザ対策推進本部を設置し、併せて新型インフルエンザ対策行動計画が策定されているところである。

社会福祉施設等における新型インフルエンザ対策については、予防対策（手洗い、うがい等）の徹底と併せ、平成17年11月30日付発出の「社会福祉施設等における新型インフルエンザ対策等について」を踏まえて適切に対応を図るよう、各都道府県等においては引き続き指導をお願いするとともに管内市町村と十分に連携を図りつつ、新型インフルエンザに対する対策を強力に推進していただくようお願いする。

(参考)

- 新型インフルエンザ対策関連情報
<http://www.mhlw.go.jp/index.html>
- インフルエンザ総合対策ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/index.html>
- 国立感染症研究所感染症情報センター
<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>
- 「高齢者介護施設における感染管理のあり方に関する研究報告書」（平成16年度厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業））における感染対策マニュアル
<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/index.html>
- 「赤ちゃん・子どもの感染症予防ガイドブック」（平成16年度独立行政法人福祉医療機構[子育て支援基金]助成事業により財団法人母子衛生研究会が作成）

ウ その他

また、男女共同参画基本計画（平成17年12月27日閣議決定）において、あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に努める旨が規定されているところであり、社会福祉施設等内におけるセクシャル・ハラスメントについて、その防止に努めるよう管内社会福祉施設等に対して指導願いたい。

④児童福祉行政指導監査について

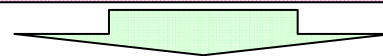
児童福祉行政指導監査については、児童の最善の利益や権利擁護を踏まえた援助の確保、不祥事事件及び保育料徴収事務などにおける不当事項等の未然防止の観点から、市町村の事務実施体制の整備、法人及び施設運営の適正化に十分配慮した指導監査を実施する等により、常時その実態を把握し、不祥事事件等の発生防止に努められたい。

(関 連 資 料)

次世代育成支援のための新たな制度体系の検討について

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(平成19年12月少子化社会対策会議決定)

- 国民の結婚・出産・子育てに関する希望と現実の乖離を解決するためには、「就労」と「結婚・出産・子育て」の二者択一構造の解決が不可欠であり、①働き方の改革による「仕事と生活の調和」の実現と、②仕事と子育ての両立、家庭における子育てを支援する社会的基盤の構築の2つの取組を「車の両輪」として取り組むことが必要。
- このため、仕事と生活の調和の実現と、希望する結婚・出産・子育ての実現を支える給付・サービスを、体系的・普遍的に提供し、必要な費用について、次世代の負担とすることなく、国・地方公共団体・事業主・個人の負担・拠出の組み合わせによって支える具体的な制度設計の検討に直ちに着手の上、税制改革の動向を踏まえつつ速やかに進めるべき。



社会保障審議会 少子化対策特別部会における検討

- 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を踏まえ、社会保障審議会に少子化対策特別部会を設置(平成19年12月)。平成20年3月より新たな制度設計に向けた検討を開始。(※3月までは重点戦略で示された「先行して取り組むべき課題」について検討。)
- 平成20年5月20日に新たな制度設計に向けた「基本的考え方」をとりまとめ。
- 同年9月より議論を再開し、「基本的考え方」に基づき、具体的な制度設計を本格的に開始。
- 12月9日に、保育制度のあり方を中心とする「第1次報告」(案)を提示。
- 本年の早い時期に第1次報告のとりまとめを目指し、現在、議論を深めているところ。
- 第1次報告のとりまとめ後も引き続き、更なる詳細設計を続ける予定。

(社会保障審議会 少子化対策特別部会 委員構成)

岩 淵 勝 好	東北福祉大学教授	庄 司 洋 子	立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授
岩 村 正 彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授	杉 山 千 佳	有限会社セレーノ代表取締役
内 海 裕 美	吉村小児科院長	野 呂 昭 彦	三重県知事
大 石 亜希子	千葉大学法経学部准教授	福 島 伸 一	日本経済団体連合会少子化対策委員会企画部会長
大日向 雅 美	恵泉女学園大学大学院教授	宮 島 香 澄	日本テレビ報道局記者
清 原 慶 子	三鷹市長	山 縣 文 治	大阪市立大学生活科学部教授
駒 村 康 平	慶應義塾大学経済学部教授	山 本 文 男	福岡県添田町長
佐 藤 博 樹	東京大学社会科学研究所教授	吉 田 正 幸	有限会社遊育代表取締役
篠 原 淳 子	日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局局长		

(五十音順 敬称略)

社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告(案)

一次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けて— (概要)

- 本部会は、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計のため、本年3月に検討開始、5月に「基本的考え方」をとりまとめ。
- その後「経済財政改革の基本方針2008」の「保育サービスの規制改革について平成20年内に結論」等、各方面より様々な指摘。
- 「基本的考え方」やこうした指摘も踏まえ、本部会は9月に検討を再開、制度の具体化に向け、保育を中心に、●回に渡り議論。今後の新たな制度体系の詳細設計に向け、保育を中心に議論の中間的なとりまとめを行うもの。

1 これからの保育制度のあり方について

(1) これまでの保育制度が果たしてきた役割

- 現在の保育制度は、昭和20年代、女性の雇用労働者としての就労が一般的でなかった当時、特に支援を要する「保育に欠ける」子どものために骨格がつけられた。その後、関係者の尽力により、家庭の状況等に関わらず子どもの健やかな育ちを支援。
- 平成9年に、従来の措置制度を一部見直し、市町村が利用者の希望を勘案して入所決定する制度へ。しかしながら、待機児童の解消や地域の保育機能の維持など、近年の社会環境の変化による課題に対応できていない現状。

(2) 検討に際しての前提

- 「基本的考え方」に基づき、すべての子どもの健やかな育ちの支援を基本に置くこと、保育の公的性格・特性を踏まえること、人口減少地域等を含めた保育機能の維持、選択できるだけの「質」の確保された「量」の保障・財源確保が不可欠であること等を前提。

(3) 保育をとりまく近年の社会環境の変化（検討の背景）

① 保育需要の飛躍的増大

- i) 共働き世帯の増加…特に支援を要する子どもの措置としての性格から、多くの子育て家庭が広く一般的に利用するサービスへ
- ii) 大きな潜在需要…未就学児のいる母親の「就業希望の高さ」と現実の「就業率の低さ」との大きなギャップ
→女性の就業率の高まりに対応し、子どもに健やかな育ちを支える環境を保障するためには、スピード感ある抜本的拡充が不可欠。

② 保育需要の深化・多様化

- i) 働き方の多様化…子育て期の女性の相当部分はパート等非正規雇用、母親の多くも子どもが小さい間、短時間勤務を希望
- ii) 親支援の必要性の高まり…子育て環境が変化する中、一人ひとりの親と向き合い、成長を支援する必要性
- iii) すべての子育て家庭への支援の必要性…核家族化・地域のつながりの希薄化の中、子育ての孤立感・不安感・負担感が増大

- ③ 地域の保育機能の維持…待機児童がいる都市部等の一方、人口減少が進み、地域の保育機能の維持が困難となる地域も。

(3) 保育をとりまく近年の社会環境の変化（検討の背景）（続き）

④ 急速な少子高齢化への対応－社会経済の変化に伴う役割の深化

…女性が「就労」を断念せずに「結婚・出産・子育て」ができる社会の実現を通じ、我が国の社会経済や、年金・医療・介護を含む社会保障制度全体の持続可能性を確保していくという緊急的・国家的課題に関わる新たな役割が期待されるように。

⑤ 多額の公費投入を受ける制度としての透明性・客観性等の要請…年間1兆円の公費投入がある制度となったことに伴う要請

(4) 現行の保育制度の課題

① スピード感あるサービス量の抜本的拡充が困難

i) 利用保障の弱さ

現行制度は、市町村に「保育の実施義務」を課し、市町村の義務履行を通じ、保護者に保育所が利用される仕組み。ただし、「保育の実施義務」には「例外」が有り、保育所が足りなければ、「その他適切な保護」もあり得る(認可外のあつせんでも可)。このように、個人に対する利用保障が弱い上、厳しい財政状況との兼合いから市町村の基盤整備も困難な仕組み。

* 他の社会保障制度(医療・介護・障害)では、認定等でサービスの必要性が客観的に認められれば、例外なく受給権が生じ、保険者又は行政が、義務的にサービス利用に伴う費用を支払う仕組み。

ii) 認可の裁量性による新規参入抑制

保育所の認可権者である都道府県に広い裁量有り。待機児童がいる市町村で客観的基準を満たしていても、必ずしも認可されず。

* 他の社会保障制度(医療・介護・障害)では、客観的基準を満たした事業者は、原則として給付対象として指定される仕組み。

iii) 主体間の補助格差や運営費の使途制限等による新規参入抑制

NPOや株式会社は施設整備補助の対象外。また、運営費収入の使途制限により、既存施設による経験を活かした新規開設に制約。

iv) 保育の必要性の判断と受入保育所決定の一体実施に伴う需要の潜在化

市町村が保育の必要性の判断と受入保育所決定を一体的に実施。定員より過剰になると、窓口等で需要を潜在化させやすい側面。

② 深化・多様化したニーズへの対応

i) 保育の必要性の判断基準のあり方

「保育に欠ける」か否かの判断基準が条例に委ねられており、保育所が足りないと短時間就労は認めないなど、財政状況との兼合い等で基準を厳しくせざるを得ない傾向。また、地域により、母子家庭や虐待事例等の十分な利用確保がなされていない。

ii) 保育の必要性の判断基準の内容

夜間や短時間、求職者だと認められにくい、同居親族がいると認められない等。

iii) 保護者と保育所との関係性

実情を最も良く理解している保護者・保育所の当事者間で、より良い保育に向けた相互理解や協働をより深めていけるような、より向き合った仕組みの制度的な保障

等

(4) 現行の保育制度の課題（続き）

③ 認可保育所の質の向上

i) 最低基準のあり方（居住地域にかかわらず子どもに健やかな育ちを支援する環境を保障しつつ、地域の創意工夫を活かせる 仕組みの要請）

ii) 最低基準の内容（子どもの発達保障のための施設設備・従事者の資質・配置のあり方）

iii) 保育士の養成・研修・処遇等（保育の量の抜本的拡充に向けた計画的養成、専門性向上に向けた研修、処遇改善等）

等

④ 認可外保育施設の質の向上

- ・ 現在、約1万箇所の認可外保育施設を約23万人の子どもが利用（認可保育所の施設数の1/2、利用児童数の約1割）。一部の補助・助成を除き、制度的な公費投入はない。
- ・ 個人立の小規模施設が多く、面積基準を満たしているのは6割以上、調理室は約半数、保育士比率は約6割という現状。
- ・ 利用者の6割は、認可保育所と比較の上で、空がない等の理由で認可外保育施設を利用しており、すべての子どもに健やかな育ちを支える環境を保障するため、最低基準の到達に向けた支援が必要。また、公平性確保のための方策も要検討。

⑤ 人口減少地域における保育機能の維持・向上

- ・ 現行制度では、過疎地域等のための「小規模保育所」（認可保育所）の制度があるが、定員20人以上が求められる。また、「へき地保育所」（認可外保育施設）であれば10人で足りるものの、財政支援が一定水準にとどまる。一方、人口減少地域では、一般に非常に厳しい財政状況を抱えている中、すべての子どもに地域の子ども集団の中での成長を保障する必要性。

⑥ 多様な保育サービスについて

i) 休日保育・夜間保育等

- ・ 現行制度では、実施の要否を市町村の判断に委ねているが、整備が進まず（認可保育所に占める実施率は休日保育3.8%、夜間保育0.3%）。事実上、休日・夜間は認可外保育施設の利用とならざるを得ない場合が多く見られる。

ii) 病児・病後児保育

- ・ 現行制度では、実施の要否を市町村の判断に委ねているが、整備が進まず（認可保育所の利用児童約2700人に1箇所、1市町村当たり0.4箇所）。また、現行の補助制度は、施設類型毎の単一な単価設定で、受入人数規模や実績に対応せず。
- ・ 一方、病児・病後児保育は、利用者数の変動が大きく、運営が安定し難い特質。こうした特質と事業実績の双方に配慮した拡充方策が必要。

(5) 今後の保育制度の姿（※その実現には財源確保が不可欠であることに留意が必要）

→ 別添

2 放課後児童クラブについて

(1) 現行制度の課題

- 保育と同様に、大きな潜在需要に対応した量の抜本的拡充に向け、場所・人材の確保が大きな課題。
- 制度上の位置づけも、市町村の努力義務にとどまっており、利用保障が弱い。質の確保はガイドライン等で対応している。
- 財源面についても、裁量的補助であり、国庫補助基準額と運営費用の実態の乖離が指摘。従事者の処遇も厳しい状況。

(2) 新たな制度体系における方向性

- 質の確保を図りつつ、量的拡充を図ることが重要。小学校の活用とともに、財源確保と併せ人材確保のための処遇改善が必要。
- 基準の必要性やあり方等、制度上の位置づけ(実施責任、利用・給付方式等)、財源面の強化について、さらに検討が必要。

3 すべての子育て家庭に対する支援について

(1) 現行制度の課題

- 各種の子育て支援事業は、市町村の努力義務にとどまっており、実施状況に大きな地域格差。
- とりわけ、一時預かりについては、保育との公費投入の公平性の観点からも、一定の利用保障が求められる。

(2) 新たな制度体系における方向性

- すべての子育て家庭に対し、子育ての孤立感・不安感・負担感の解消に向け、支援を強化する必要性。
- 一時預かりの保障強化に向け、制度上の位置づけ(実施責任、利用・給付方式等)・財源面の強化について、さらに検討が必要。
- 相談援助やサービス利用調整等を含む子育て支援のコーディネート機能の位置づけ、地域子育て支援拠点事業の量的拡充や機能充実、各種事業の担い手の育成等についてさらに検討が必要。制度上の位置づけ、財源のあり方についてもさらに検討。

4 情報公表・評価の仕組みについて

- 利用者のより良い選択、サービスの質の確保・向上等に向け、公的主体による情報公表制度の具体化に向けさらに検討。
- 第三者評価制度については、評価機関の質の向上、受審促進の方策等についてさらに検討。

5 財源・費用負担・新たな制度体系について

- 社会保障国民会議最終報告の指摘のとおり、少子化対策は国の社会経済や社会保障全体の持続可能性の根幹に関わるもの。新たな制度体系の実現には財源確保が不可欠であるが、必要な負担を次世代に先送りすることはあってはならない。社会全体(国・地方・事業主・個人)で重層的に支え合う仕組みが必要であることを前提に、新たな制度体系の全体像を検討する中で、以下の点について、引き続き検討。
 - ・ 地方負担については、不適切な地域差が生じないような仕組み、また、公立保育所一般財源化の影響を踏まえた議論
 - ・ 事業主負担については、働き方と関連の深いサービスなど受益と負担の連動、働き方の見直しを促進するような仕組み
 - ・ 新たな制度体系に求められる「包括性・体系性」「普遍性」「連続性」の要素の制度設計上の具体化等

- 今後、本報告を踏まえ、新たな制度体系のさらなる詳細設計に向け、税制改革の動向も踏まえながら、検討を続けていく。

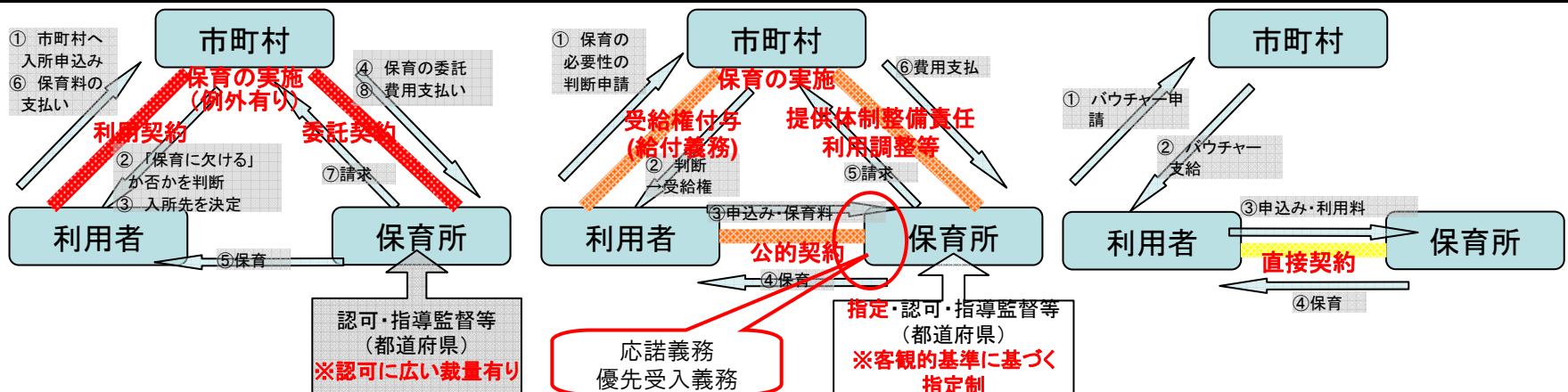
(別添1)

今後の保育制度の姿(案) (事務局の整理による考え方の比較表)〈概要〉

※関係者の多様な考え方の中から典型的なものを事務局において整理したもの。

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
保育制度のあり方に関する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 量の拡充や、多様なニーズへの対応が進まないのは、<u>制度的問題ではなく、財源が不十分であるため。</u> ○ 財源確保とともに、運用改善を行うべき（現行制度を基本的に維持）。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 量の拡充や、多様なニーズへの対応が進まないのは、<u>財源が不十分であるだけでなく、制度に起因する問題もある。</u> ○ 財源確保とともに、現行制度について必要な改革を行うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 量の拡充や、多様なニーズへの対応は、<u>市場原理に委ねることにより達成されるべき。</u>（価格を通じた需給調整に委ねる）
1 保育の必要性等の判断 (1) 基本的仕組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が、 <ul style="list-style-type: none"> ① 保育の必要性・量 ② (需要が供給を上回る場合)利用希望者間の優先度 ③ 受入先保育所の決定を一体として判断。 ※ 受入先保育所が足りない場合は、<u>保育の必要性・量について、独立した判断はなされず</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が、 <ul style="list-style-type: none"> ① 保育の必要性・量 ② 優先的に利用確保されるべき子ども(母子家庭、虐待等)かどうかを判断。 ※ 保育の必要性・量について、受入先保育所の決定とは<u>独立して判断を実施。</u> → 客観的に必要性が判断された者に対する<u>例外ない受給権付与により</u>、需要も明確化。 ※ 保育所に<u>応諾義務(正当な理由なく拒んではならない)</u>と、優先的に利用確保されるべき子どもの<u>優先受入義務</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が、就労家庭か専業主婦家庭か等の粗い確認の下に<u>バウチャー額を決定。</u> ○ 利用確保されにくい者には、<u>バウチャー額を上乗せ。</u>
(2)判断基準の設定			<ul style="list-style-type: none"> ○ すべての子育て家庭を対象。(既存の財源を、就労家庭か専業主婦家庭か等の粗い区分により、均等にバウチャー等で配分。)
(3)判断基準の内容 (給付対象範囲)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給付対象範囲(短時間就労者、求職者等)、優先的に利用確保すべき子ども(母子家庭・虐待事例等)の基本的事項については国が基準を設定。(その上で、<u>地域の実情に応じた基準の設定を可能に(人口減少地域での子ども集団の保障、きめ細かな判断基準等)</u>) 		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就労を理由とするものについては、以下のとおり整理。 <ul style="list-style-type: none"> ・短時間就労者に対しても就労量に応じた必要量を判断。 ・昼間の保育を基本としつつ、<u>早朝・夜間など時間帯にかかわらず必要量を判断。</u> ・求職者に対しても必要性を認める。 ○ 就労以外の事由(同居親族の介護、保護者の疾病・障害等、虐待事例等)についても保障。 ○ <u>同居親族の有無を問わず必要性を認める。</u> ○ <u>専業主婦家庭に対しても一定量の一時預かりを保障。</u> 		

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
2 保育の提供の仕組み (1)利用保障の基本的仕組み (2) 利用方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行制度維持(市町村による「保育の実施義務」の履行を通じた保障) ○ 現行の「保育の実施義務」に関する例外規定(付近に保育所がない等やむを得ない場合は、その他適切な措置で足りる)については、より厳格な運用を行うよう市町村に周知徹底。 ※ 過去、市町村の事業で同化・定着したものは、一般財源化される傾向 ○ 市町村-利用者、市町村-保育所-間の関係があり、利用者-保育所-間には利用契約なし) 【現行制度維持】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 客観的に必要性が判断された者に、<u>受給権を例外なく付与。</u> ○ 市町村に保育の費用の給付義務や、地域の提供基盤の整備計画等を通じた提供体制整備責任や利用支援(利用調整等)からなる実施責任を課す。 ○ 市町村-利用者、市町村-保育所-間の関係・適切な関与に加え、利用者が保育所と受給権に基づく公的契約を結び、より向合う関係に。【新たな三者関係】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人に一定額のバウチャーの受給権を付与。【バウチャー制】 ○ 利用者が、一定額のバウチャーに自己負担を上乘せし、市中の事業者と直接契約。【市場原理の直接契約】
3 参入の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 将来の児童数減少等を勘案し、裁量性ある現行の都道府県の認可制度を存置(待機児童がいても認可拒否が可能) 【現行制度維持】 ○ 施設整備費や運営費の国庫負担引上げ等で参入を期待。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 客観的基準を満たす事業者は、給付対象とする仕組みとする。【客観的基準による指定制】 ※ 施設整備費(減価償却費)については、運営費に相当額を上乘せを検討。 ※ 突然の撤退等により子どもの保育の確保が困難とならないような措置(指定の際の基準のあり方、公的関与のあり方、事業者に対する監査のあり方等)について、さらに検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幅広く利用者が選択した事業者のサービスにバウチャーの充当を可能とする。(市町村と保育所の間には 給付等に関する関係性なし) 【自由市場】
4 最低基準	○ 客観的基準を満たす事業者を給付対象とし、保育の質を確保。		○ 幅広く利用者が選択した事業者のサービスにバウチャーを充当。



	現行制度維持 （「運用改善+財源確保」案）	新たな保育の仕組み （「サービス保障の強化等+財源確保」案）	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
5 費用設定	○ 所得にかかわらず一定の質の保育を保障するため、保育の <u>価格（公費による補助額+利用者負担額）を公定。【公定価格】</u>		○ 事業者が自由に価格を設定。
6 給付方法（補助方式）	○ 現行制度を維持。 (市町村が保育所に月単位で運営費を支払い、市町村が利用者から保育料徴収。)	○ 市町村が利用者に対する給付義務を負うが、実務上は市町村が保育所に対して支払い(代理受領)。 利用量(必要量)に応じた単価設定を基本としつつ、 <u>安定的運営に配慮。</u> ○ 保育料徴収は、 <u>保育所が行うことを基本としつつ、未納があっても子どもの保育が確保されるよう、また、事業者への影響に配慮した方策(市町村の関与等)をさらに検討。</u>	○ 市町村が利用者へバウチャーを支給(直接補助)。 ○ 利用者が、一定額のバウチャーに自己負担を上乘せし、市中の事業者を支払い。
7 認可保育所の質の向上	○ 子どもの最善の利益を保障し、子どもの健やかな育ちを支援するため、保育を直接受ける子どもの視点をいかに担保できるかという視点に立って、保育の質の維持・向上を図っていくことが必要。 その上で、保育の質を考える上では、子どもとともに親が成長することの支援、子どもと親が地域社会とのつながりを強める場としての機能、保護者と保育所がともに子どものことを考える環境、保護者の満足感等の視点も重要。 ○ 認可保育所は、保育を必要とする子どもの健やかな育ちを支援する場の要であり、今後とも、その「質」を確保しながら「量」の拡充を図っていくことが必要。 ○ 親支援の必要性、障害児の受け入れの増加、一人親家庭の増加等、家庭環境の変化等に伴って保育所に求められる役割や、専門性の高まり等に対応した <u>保育の質の向上(職員配置、保育士の処遇、専門性の確保等)</u> について、財源確保と併せさらに検討。 ○ 施設長や保育士に対する研修の制度的保障の強化や、実務経験と研修受講を通じてステップアップが図れる仕組み(専門性ある保育士や、現場の保育士を指導助言する役割など)について、また、研修の受講を可能とするためにも <u>配置基準の見直し</u> について、財源確保と併せさらに検討。 ○ さらに、実務経験と研修受講を通じステップアップした者の配置に関しては、 <u>給付において評価する等により、処遇改善を併せて進めていくことについて、財源確保と併せさらに検討。</u>		○ 競争(市場において選択されない事業者の撤退)により、質の確保を図る。
8 認可外保育施設の質の引上げ	○ 最低基準を満たした施設を給付対象とすることを基本。 ○ 認可外保育施設に対しては、 <u>指導強化</u> により対応すべき。	○ 認可外保育施設を現に利用している子どもを含め、すべての子どもに健やかな育ちを保障する観点から、 <u>最低基準への到達に向け、一定水準以上の施設に対して、一定期間の経過的な財政支援が必要。</u>	○ 認可・認可外を問わず、バウチャーを充当可。
9 地域の保育機能の維持・向上	○ <u>小規模サービス類型の創設、多機能型の支援</u> などによる地域の核としての役割を支援。 ○ 人口減少地域の実情に応じ、保育所が担ってきた機能のあり方について、認定こども園の活用も含め、さらに検討。		○ 需要に見合った最適なサービス提供が市場を通じてなされることに期待。

第21回社会保障審議会 少子化対策特別部会	資料4
平成20年12月16日	

今後の保育制度の姿(案)

(事務局の整理による考え方の比較表)

※関係者の多様な考え方の中から典型的なものを事務局において整理したもの。




1 保育の必要性等の判断

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
(1) 基本的仕組	<p>○ 市町村が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保育の必要性・量 ② (需要が供給を上回る場合)利用希望者間の優先度 ③ 受入先保育所の決定 <p>を一体として判断。</p> <p>※ 受入先保育所が足りない場合は、<u>保育の必要性・量について、独立した判断はなされず</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保育の必要性・量の判断が独立してなされないため、需要が明確にならない。 ● 保育の実施義務の例外ともあいまって、十分なサービス量の拡充が進まない。 </div>	<p>○ 市町村が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保育の必要性・量 ② <u>優先的に利用確保されるべき子ども</u> (母子家庭、虐待等)かどうかを判断。 <p>※ 保育の必要性・量について、受入先保育所の決定とは独立して判断を実施。 → 客観的に必要性が判断された者に対する<u>例外ない受給権付与</u>により、需要も明確化。</p> <p>※ 保育所に<u>応諾義務</u> (正当な理由なく拒んではならない)と、優先的に利用確保されるべき子どもの<u>優先受入義務</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● これまで抑制されてきた潜在的な保育需要が顕在化するため、財源確保が必要。 </div>	<p>○ 市町村が、就労家庭か専業主婦家庭か等の粗い確認の下に<u>バウチャー額を決定</u>。</p> <p>○ 利用確保されにくい者には、<u>バウチャー額を上乘せ</u>。</p> <p>◇ 保育所が保育の必要性・量について確認する方法も考えられる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 実際の保育の利用の可否・量・質等は、事業者の設定する価格の支払いの可否により決まるため、所得による階層化が避けがたい。 ● 優先的に利用確保されるべき子どもについて、バウチャー額の上乗せでは、確実な利用確保が図られないおそれ。 ◆ 保育所が確認する方法の場合、確実な確認が難しく、財政膨張のおそれ。 </div>
(2) 判断基準の設定	<p>○ 給付対象範囲(短時間就労者、求職者等)、優先的に利用確保されるべき子ども(母子家庭・虐待事例等)の基本的事項については国が基準を設定。</p> <p>○ その上で、<u>地域の実情に応じた基準の設定を可能に</u>(人口減少地域での子ども集団の保障、きめ細かな判断基準等)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● これまで抑制されてきた潜在的な保育需要が顕在化するため、財源確保が必要。 </div>	<p>○ <u>すべての子育て家庭を対象</u>。(既存の財源を、就労家庭か専業主婦家庭か等の粗い区分により、均等にバウチャー等で配分。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● バウチャー額が不十分であれば、多額の自己負担を上乘せなければ利用できず、女性の労働市場参加が十分進まない(いわば価格により需給調整が図られる)。 ● 一方、十分なバウチャーを支給するためには、財源確保が必要。 </div>	

1 保育の必要性等の判断（続き）

	現行制度維持 （「運用改善+財源確保」案）	新たな保育の仕組み （「サービス保障の強化等+財源確保」案）	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
<p>(3) 判断基準の内容 (給付対象範囲)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就労を理由とするものについては、以下のとおり整理。 <ul style="list-style-type: none"> ・短時間就労者に対しても就労量に応じた必要量を判断。 ・昼間の保育を基本としつつ、早朝・夜間など時間帯にかかわらず必要量を判断。 ・求職者に対しても必要性を認める。 ○ 就労以外の事由(同居親族の介護、保護者の疾病・障害等、虐待事例等)についても保障。 ○ 同居親族の有無を問わず必要性を認める。 ○ 専業主婦家庭に対しても一定量の一時預かりを保障。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 優先的に利用確保すべき子ども（母子家庭、虐待事例等）に加え、需要が供給を上回る地域における対象者間（例：フルタイム勤務者と短時間勤務者）の優先度の判断の必要性の有無・方法等についてさらに検討。 ※ 短時間勤務者など定期的・短時間利用や、不定期勤務者について、フルタイム利用と受け皿を別とすかどうかは、基本的に個々の事業者の判断と考えられるが、新たな給付類型を設けるかどうかさらに検討。 ※ 専業主婦家庭など不定期・一時的利用については、就労者など定期的利用とは、別の受け皿とすることを基本とし、一時預かりとして保障。 ※ 保護者が非就労である障害児については、障害者施策との関係も含め、さらに検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者ごとに、給付上限量（時間）を、例えば週当たり2～3区分程度で判断。 ○ 働き方の見直しが同時に進められるべきであることを踏まえ、就労時間と通勤に要する時間を考慮し、さらに検討。 ※ 当該時間を超える利用（超過勤務等に伴う利用）に対する財政支援のあり方についてはさらに検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ すべての子育て家庭を対象とする。（既存の財源を、就労家庭か専業主婦家庭か等の粗い区分により、均等にバウチャーで配分。） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● バウチャー額が不十分であれば、多額の自己負担を上乘せなければ利用できず、女性の労働市場参加が十分進まない（いわば価格により需給調整が図られる）。 ● 一方、十分な額のバウチャーを支給しようとするれば、財源確保が必要。 </div>
<p>(4) 給付上限量</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行制度を維持。 （11時間の開所時間内における8時間の利用を基本。11時間の開所時間を超える利用（延長保育）については、実施の有無・保育料の設定ともに、各市町村又は保育所の判断による。） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当該市町村又は保育所の設定する開所時間（例：7時～18時）に利用時間帯が合致するか否かで、利用できる量や保育料が決まり、不公平な側面（早朝・夜間にまたがった利用者等）。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者ごとに、給付上限量（時間）を、例えば週当たり2～3区分程度で判断。 ○ 働き方の見直しが同時に進められるべきであることを踏まえ、就労時間と通勤に要する時間を考慮し、さらに検討。 ※ 当該時間を超える利用（超過勤務等に伴う利用）に対する財政支援のあり方についてはさらに検討。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 給付上限量を超える利用に一定の支援を行う場合、働き方の見直しの観点も踏まえ、負担のあり方を併せて検討。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が、就労家庭か専業主婦家庭か等の粗い確認の下にバウチャー額を決定。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 上記と同様。 </div>

1 保育の必要性等の判断（続き）

	現行制度維持 （「運用改善+財源確保」案）	新たな保育の仕組み （「サービス保障の強化等+財源確保」案）	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
(5)優先的に利用確保されるべき子どものための仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 優先的に利用確保されるべき子ども（母子家庭・虐待事例等）については、市町村が保育の必要性・量の判断と併せ、<u>優先度を判断</u>。 ○ 市町村が、入所保育所を決定。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0; text-align: center;">  <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 優先的に利用確保されるべき子どもについて、<u>選択権が十分保障されない場合があり得る</u>。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 虐待事例など、<u>保護者の自発的な利用申込みが期待できないケース</u>については、<u>市町村が保育の利用申込みの勤奨等により意思決定を補佐するとともに、必要な場合は児童養護施設等への措置を実施</u>。 （こうした市町村としての公的関与の中で、虐待事例等について、関係機関が連携する市町村の支援のネットワークに適切につないでいく仕組みが必要。） <p>※ 低所得者、障害などを理由に、事業者の不適切な選別により、サービス利用ができなくなることはないよう、公正な選考を保障する仕組みについて、さらに検討。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所に、<u>応諾義務</u>（正当な理由なく利用を拒んではならない）を課すとともに、優先的に利用確保されるべき子どもから、<u>受入れを行う優先受入義務</u>を課す。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0; text-align: center;">  <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 優先的に利用確保されるべき子どもが緊急に生じた場合の受け皿の確保策についてさらに検討。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育の必要性が高い子どもについては、<u>バウチャー額を上乗せ</u>。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0; text-align: center;">  <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 優先的に利用確保されるべき子どもについて、<u>確実な受入れが担保されず、選択権も保障されない</u>。 ● 保護者の自発的な利用申込みが期待できないケースの解決が困難。 </div>
(6)「欠ける」という用語の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「保育に欠ける」という用語について、例えば「保育を必要とする」など、今後の保育制度の姿にふさわしいものに見直すこととする。 		

2 保育の提供の仕組み

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
(1)利用保障の 基本的仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行制度維持(市町村による「<u>保育の実施義務</u>」の履行を通じた保障) ○ 現行の「<u>保育の実施義務</u>」に関する例外規定(付近に保育所がない等やむを得ない場合は、その他適切な措置で足りる)については、<u>より厳格な運用を行うよう市町村に周知徹底</u>。 ※ 過去、市町村の事業で同化・定着したものは、一般財源化される傾向 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市町村の判断に委ねる仕組みを維持する以上、より厳格な運用を求めても、厳しい市町村財政の中、自ずと限界がある。(長期にわたり、市町村の努力が続けられてきた結果として、待機児童の解消に至らない現状) </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>客観的に必要性が判断された者に、受給権を例外なく付与</u>。 ○ <u>市町村に保育の費用の給付義務や、地域の提供基盤の整備計画等を通じた提供体制整備責任や利用支援(利用調整等)からなる実施責任を課す</u>。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● これまで抑制されてきた潜在的な保育需要が顕在化するため、財源確保が必要。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人に<u>一定額のバウチャーの受給権を付与</u>。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● バウチャー額が不十分であれば、多額の自己負担を上乗せしなければ利用できず、女性の労働市場参加が十分進まない(いわば価格により需給調整が図られる)。 ● 一方、十分な額のバウチャーを支給しようとするれば、財源確保が必要。 </div>
(2)利用方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>市町村—利用者、市町村—保育所—間の契約関係があり、利用者と保育所の間には契約関係なし</u>) 【現行制度維持】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保護者と保育所が協働して機動的により良い保育を目指していく関係になりにくい(保育所においてニーズに即応した対応がしづらいという声もある。) ● 今後の需要動向が個別の保育所に伝わりにくいなど、供給増が適切になされにくい。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>市町村—利用者、市町村—保育所—間の関係・適切な関与に加え、利用者が保育所と受給権に基づく公的契約を結び、より向合う関係に</u>。【新たな三者関係】 <p>※ 利用者の保育所への申込み手続や、保育所の募集・選考等の円滑・公平な実施のため、市町村の関与や、第三者も含めたコーディネーター等の仕組みについてさらに検討。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者が、一定額のバウチャーに自己負担を上乗せし、市中の事業者と直接契約。【市場原理の直接契約】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保育の必要性が高い子どもの利用が確保されないおそれ ● 需要が供給を上回る地域において、利用者の申込みや、事業者の募集・選考における混乱が生じるおそれ </div>
(3) 利用者の手続負担や保育所の事務負担に対する配慮	— (現行制度を維持)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の申込み手続や、事業者の募集・選考等の円滑・公平な実施のため、<u>市町村の一定の関与(利用調整等)や、第三者によるコーディネーターの仕組み</u>について、さらに検討。 	—

3 参入の仕組み

	現行制度維持 （「運用改善+財源確保」案）	新たな保育の仕組み （「サービス保障の強化等+財源確保」案）	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
(1)参入の基本的 仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 将来の児童数減少等を勘案し、裁量性ある現行の都道府県の認可制度を存置(待機児童がいても認可拒否が可能) 【現行制度維持】 ○ 施設整備費や運営費の国庫負担引上げ等で参入を期待。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 必要な保育量の拡充が図られず、女性の労働市場参加が進まないことにより、我が国の社会経済が縮小均衡に陥り、ひいては社会保障全体の持続可能性にかかわる。 ● 税源委譲・地方分権の強い流れの中で、国庫負担割合の大幅な引き上げは非現実的。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 客観的基準を満たす事業者は、給付対象とする仕組みとする。【客観的基準による指定制】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● これまで抑制されてきた保育需要が顕在化するため、財源確保が必要。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幅広く利用者が選択した事業者のサービスにバウチャーの充当を可能とする。(市町村と保育所の間には 給付等に関する関係性なし) 【自由市場】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保育の質が担保されず、子どもの良好な育成環境が保障できない。 </div>
(2) NPO法人 等に対する 施設整備補助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行制度を維持。 (施設整備費補助は、解散時に財産を国庫返納することとなっている社会福祉法人に限定すべき。) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 初期投資費用が回収できないため、多様な主体の参入が図られず、必要な保育量の拡充が進まない。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設整備費(減価償却費)については、運営費に相当額を上乗せを検討。 ○ 集中的な整備を促進するための補助や、経過期間における改修費用等の補助は維持。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● これまで抑制されてきた供給が顕在化するため、財源確保が必要。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者が、自由に設定する利用料において、施設整備費用も回収。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業者の設定する価格の支払いの可否により決まるため、所得による階層化が避けがたい。 </div>
(3)運営費の 使途制限	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行制度を維持。 (保育所運営費の当該保育所以外の充当を制限する現行の仕組みを維持。) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 運営実績を有する法人による新規の保育所開設が行いにくく、必要な保育量の拡充が進まない。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他制度の例も参考に見直し。 ※ 社会福祉法人会計基準の適用については、指導監督の適切性が確保できるかどうか等の観点も含め、引き続き検討。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 株式配当の可否等について、事業運営の安定性確保、保育事業以外への資金の流出の妥当性等の観点も含めさらに慎重に検討。 ● 保育士の処遇へ与える影響について、さらに検討が必要。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 株式配当等を含め、自由。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 不適切な水準の株式配当等が行われるおそれ。 </div>

3 参入の仕組み（続き）

	現行制度維持 （「運用改善+財源確保」案）	新たな保育の仕組み （「サービス保障の強化等+財源確保」案）	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
(4)多様な提供主体の参入や、量の抜本的拡充に際しての「質」の担保・指導監督	<ul style="list-style-type: none"> ○ 突然の撤退等により子どもの保育の確保が困難となることがないように措置（指定の際の基準のあり方、公的関与のあり方、事業者に対する監査のあり方等）について、さらに検討。 ○ また、公費による給付の適正性を確保するための方策のあり方についても、併せて、さらに検討する必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 競争（市場において選択されない事業者の撤退）により、質の確保を図る。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市場を通じた淘汰には時間を必要とし、悪質な事業者によるサービス提供を受けた子どもの不利益は撤回が困難。 </div>

4 最低基準、5 費用設定、6 給付方式

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
4 最低基準	○ 客観的基準を満たす事業者を給付対象とし、保育の質を確保。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 【想定される課題】 <ul style="list-style-type: none"> ● ただちに基準を満たすことが困難な認可外保育施設の質の引き上げ ● 給付対象となるサービスのみでは需要を満たし得ない地域における公平性の確保 </div>		○ 幅広く利用者が選択した事業者のサービスにバウチャーを充当。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 【想定される課題】 <ul style="list-style-type: none"> ● 保育の質が担保されず、子どもの良質な育成環境が保障できない。 </div>
5 費用設定	○ 所得にかかわらず一定の質の保育を保障するため、保育の価格(公費による補助額+利用者負担額)を公定。【公定価格】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 【想定される課題】 <ul style="list-style-type: none"> ● 付加的サービスについての価格設定等の取扱いについて、さらに検討。 </div>		○ 事業者が自由に価格を設定。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 【想定される課題】 <ul style="list-style-type: none"> ● 保育の利用の可否・量・質等は、支払い能力により決まるため、所得によるサービスの階層化が避け難い。 ● 需要が供給を上回る地域における価格の高騰が避けられず、価格により需給が調整される結果として、女性の労働市場参加が十分進まない。 ● 低所得層の負担軽減が十分でない。 </div>
6 給付方法 (補助方式)	○ 現行制度を維持。 (市町村が保育所に月単位で運営費を支払い、市町村が利用者から保育料徴収。)	○ 市町村が利用者に対する給付義務を負うが、実務上は市町村が保育所に対して支払い(代理受領)。利用量(必要量)に応じた単価設定を基本としつつ、安定的運営に配慮。 ○ 保育料徴収は、保育所が行うことを基本としつつ、未納があっても子どもの保育が確保されるよう、また事業者への影響に配慮した方策(市町村の関与等)をさらに検討。	○ 市町村が利用者へバウチャーを支給(直接補助)。 ○ 利用者が、一定額のバウチャーに自己負担を上乗せし、市中の事業者を支払い。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 【想定される課題】 <ul style="list-style-type: none"> ● 上欄に同じ。 ● 保育料未納の場合に、子どもの保育が確保されない可能性。 </div>





7 認可保育所の質の向上

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
最低基準のあり方	○ 地域によって子どもに保障される保育の質が異なることはあってはならず、最低限の水準を確保すべき。		○ 幅広く利用者が選択した事業者のサービスにバウチャーの充当を可能とする。
保育の質の具体的向上	○ 子どもの最善の利益を保障し、子どもの健やかな育ちを支援するため、保育を直接受ける子どもの視点をいかに担保できるかという視点に立って、保育の質の維持・向上を図っていくことが必要。 その上で、保育の質を考える上では、子どもとともに親が成長することの支援、子どもと親が地域社会とのつながりを強める場としての機能、保護者と保育所がともに子どものことを考える環境、保護者の満足感等の視点も重要。 ○ 認可保育所は、保育を必要とする子どもの健やかな育ちを支援する場の要であり、今後とも、その「質」を確保しながら「量」の拡充を図っていくことが必要。 ○ 親支援の必要性、障害児の受け入れの増加、一人親家庭の増加等、家庭環境の変化等に伴って保育所に求められる役割や、専門性の高まり等に対応した保育の質の向上(職員配置、保育士の処遇、専門性の確保等)について、財源確保と併せさらに検討。 ※ 保育の実施に責任を有する市町村が保育所の質の確保のために取り組むことや第三者評価も含めた各保育所の運営の検証・評価の取組を進めることなども重要。 ※ 保育の質の維持・向上のためには、行政による監査の徹底・強化、保育士と子どもとの間の安定的関係の観点から離職率といった点を把握・点検できる仕組み、保育士の職場環境が変わる中実際の保育現場で実践できる保育士の育成・研修、保育士の特性と能力を最大限発揮するための職場のマネジメントなども重要。 ○ 施設長や保育士に対する研修の制度的保障の強化や、実務経験と研修受講を通じてステップアップが図れる仕組み(専門性ある保育士や、現場の保育士を指導助言する役割など)について、また、研修の受講を可能とするためにも配置基準の見直しについて、財源確保と併せさらに検討。 ○ さらに、実務経験と研修受講を通じステップアップした者の配置に関しては、給付において評価する等により、処遇改善を併せて進めていくことについて、財源確保と併せさらに検討。 ※ 量の抜本的拡充を進めるに当たり必要な保育士の計画的養成につき、さらに検討。 ※ 研修の制度的保障の強化に当たっては、認可保育所のみならず、認可外保育施設まで含め、地域内のすべての保育従事者に対して行うものとする方向で、さらに検討。	【想定される課題】 ● 財源確保と併せてさらに検討。	【想定される課題】 ● 保育の質が担保されず、子どもの良好な育成環境が保障できない。 ○ 競争(市場において選択されない事業者の撤退)により、質の確保を図る。 【想定される課題】 ● 市場を通じた淘汰には時間を必要とし、悪質な事業者によるサービス提供を受けた子どもの不利益は撤回が困難。 ● コスト削減を目的に、従事者の処遇が悪化し、結果として子どもの不利益になるおそれ。
保育の質に関する継続的な検証の仕組みの構築	○ 保育の質が子どもの育ちに与える影響等について、科学的・実証的な調査・研究により、継続的に検証を行っていく仕組みを構築する。		-

8 認可外保育施設の質の引上げ

	現行制度維持 （「運用改善+財源確保」案）	新たな保育の仕組み （「サービス保障の強化等+財源確保」案）	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
認可外保育施設の質の引上げ	<p>○ 最低基準を満たした施設を給付対象とすることを基本。</p> <p>○ 認可外保育施設に対しては、指導強化により対応すべき。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 財政支援なしに指導強化のみで質の引上げを図るのは困難と考えられる。 </div>	<p>○ 認可外保育施設を現に利用している子どもを含め、すべての子どもに健やかな育ちを保障する観点から、最低基準への到達に向け、一定水準以上の施設に対して、一定期間の経過的な財政支援（最低基準到達支援）が必要。</p> <p>※ どの水準の施設まで経過的な最低基準到達支援の対象とするかはさらに検討。</p> <p>※ 無資格の従事者が業務に従事しながら資格取得を図れる仕組みを含め、認可外保育施設の従事者に対する研修のあり方等をさらに検討。</p> <p>※ 最低基準を満たす保育の量の拡充や、認可外保育施設の経過的な最低基準到達支援を行ってもなお、給付対象サービスのみでは需要を満たし得ない地域における利用者間の公平性の確保の方法については、さらに検討。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一定期間経過後も移行できない施設をどうするかさらに検討。 </div>	<p>○ 認可・認可外を問わず、バウチャーを充当可。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保育の質が担保されず、子どもの良好な育成環境が保障できない。 </div>
	<p>○ 認可外保育施設の質の確保・向上に向けて、都道府県の指導監督の強化とともに、地域内のすべての保育従事者を対象とした研修の実施や、地域内の認可保育所や子育て支援に関わる者とのネットワーク形成など、市町村と連携した取組をさらに検討。</p>		-
小規模サービス類型の創設	<p>○ 家庭的保育（保育ママ）事業に加え、新たな小規模保育サービス類型を創設。（※必要な基準等については、さらに検討。）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 財源確保と併せてさらに検討。 </div>		<p>○ 認可・認可外を問わず、バウチャーを充当可。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保育の質が担保されず、子どもの良好な育成環境が保障できない。 </div>
早朝・夜間保育	<p>○ 早朝・夜間帯の保育については、その特性を踏まえ、必要な基準等について、さらに検討。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 財源確保と併せてさらに検討。 </div>		<p>○ 認可・認可外を問わず、バウチャーを充当可。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保育の質が担保されず、子どもの良好な育成環境が保障できない。 </div>




9 地域の保育機能の維持・向上

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
小規模サービス類型 の創設	○ 家庭的保育(保育ママ)事業に加え、新たな小規模保育サービス類型を創設することにより、人口減少地域における生活圏域での保育機能の維持を図る。(※必要な基準等については、さらに検討。) <div style="text-align: center;">  </div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> 【想定される課題】 ● 財源確保と併せてさらに検討。 </div>		○ 需要に見合った最適なサービス提供が市場を通じてなされることに期待。 <div style="text-align: center;">  </div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> 【想定される課題】 ● 保育基盤が維持されないおそれ。 </div>
多機能型の支援	○ 人口減少地域において、保育所が、地域子育て支援拠点や児童館、放課後児童クラブなどの役割を併せて担う「多機能型」を支援することにより、地域の子育て支援の拠点として、また、地域社会の核としての役割を果たすことを支援する。(※必要な基準等については、さらに検討。) <div style="text-align: center;">  </div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> 【想定される課題】 ● 財源確保と併せてさらに検討。 </div>		○ 需要に見合った最適なサービス提供が市場を通じてなされることに期待。 <div style="text-align: center;">  </div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> 【想定される課題】 ● 保育基盤が維持されないおそれ。 </div>
人口減少地域における 保育機能のあり方	○ 人口減少地域の実情に応じ、保育所が担ってきた機能のあり方について、認定こども園の活用も含め、さらに検討。		-

10 多様な保育サービス

	<p>現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)</p>	<p>新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)</p>	<p>市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式</p>
<p>休日保育 夜間保育</p>	<p>○ 保育のサービス保障の基本的な仕組みが以下のとおり。</p> <p>（現行制度を維持。(市町村による「保育の実施義務」の履行を通じた保障)</p> <p>ただし、現行の「保育の実施義務」に関する例外規定（付近に保育所がない等やむを得ない場合は、その他適切な措置で足りる）については、より厳格な運用を行うよう市町村に周知徹底。</p> <p>○ 認可保育所の中での実施の可否を市町村の判断に委ねた上で、必要なかかり増し経費を奨励的に補助する仕組み。実施保育所数は抑制可（認可に裁量性。また補助対象も裁量的判断。）。</p> <div data-bbox="398 1061 922 1145" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 量の拡充が十分に進まない。 </div>	<p>○ 保育のサービス保障の基本的な仕組みが以下のとおり。</p> <p>（客観的に必要性が判断された者に、受給権を例外なく付与（保育の給付義務）</p> <p>市町村に保育の費用の給付義務や、地域の提供基盤の整備計画等を通じた提供体制整備責任や利用調整等の支援からなる実施責任を課す。</p> <p>○ 曜日や時間帯を問わず、個人に必要な保育量が認められ、受給権が付与される仕組み。（裁量性のない指定制。）</p> <p>※ 利用者が限られ、需要が分散していることにかんがみ、市町村による計画的な基盤整備の仕組みをさらに検討。</p> <p>※ 児童人口が少ない等により、市町村単位では需要がまとまらない地域における実施方法について、さらに検討。</p> <p>※ 夜間保育については、その特性を踏まえ、必要な基準等について、さらに検討。</p> <div data-bbox="981 1077 1527 1220" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● これまで抑制されてきた潜在的な保育需要が顕在化するため、財源確保が必要。 </div>	<p>○ 保育のサービス保障の基本的な仕組みが以下のとおり。</p> <p>（個人に一定額のバウチャーの受給権を付与。(市町村にバウチャーの給付義務)</p> <p>○ 利用者が一定額のバウチャーに自己負担を上乗せし、市中の事業者と直接契約。実施保育所数は、市場に委ねられる。</p> <div data-bbox="1585 928 2110 1220" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● バウチャーの額が不十分であれば、多額の自己負担を上乗せしなければ利用できず、女性の労働市場参加が十分進まない（いわば価格により需給調整が図られる）。 ● 一方、十分な額のバウチャーを支給するためには、財源確保が必要。 </div>

10 多様な保育サービス（続き）

	現行制度維持 （「運用改善+財源確保」案）	新たな保育の仕組み （「サービス保障の強化等+財源確保」案）	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
延長保育 特定保育	○ 基本的に休日・夜間保育と同じ。	○ 基本的枠組みは休日・夜間保育と同じ。 （就労量に応じ、保育の必要量が認められることに伴い、連続的にサービス保障がなされる。） ○ 延長保育については、利用者ごとに、給付上限量（時間）を、例えば週当たり2～3区分程度で判断。働き方の見直しが同時に進められるべきであることを踏まえ、就労時間と通勤に要する時間を考慮し、さらに検討。 ※ 当該時間を超える利用（超過勤務等に伴う利用）に対する財政支援のあり方についてはさらに検討。 ※ 延長保育利用者が少ない場合に、ファミリーサポートセンター等を含め、子どもにどのように最適な保育を提供していくか、さらに検討。	○ 基本的に休日・夜間保育と同じ。
		 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 給付上限量を超える利用に一定の支援を行う場合、働き方の見直しの観点も踏まえ、負担のあり方を併せて検討。 </div>	
小規模なサービス類型の創設	○ 家庭的保育（保育ママ）事業に加え、新たな小規模保育サービス類型を創設。（※必要な基準等については、さらに検討。）		○ 基本的に休日・夜間保育と同じ。
病児・病後児 保育	—	○ 事業者参入に関し、裁量性のない指定制を導入。 ○ 実績を評価しつつ、安定的運営も配慮した給付設定を行う。 ※ 働き方の見直しを同時に進めていく必要。 ※ 子どもの健康・安全が確保される水準の保障とともに、利用しやすい多様なサービスの量の拡充に向けた仕組みをさらに検討。	○ 利用者が一定額のバウチャーに自己負担を上乗せし、市中の事業者と直接契約。実施保育所数は、市場に委ねられる。
		 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● これまで抑制されてきた潜在的な保育需要が顕在化するため、財源確保が必要。 </div>	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● バウチャーの額が不十分であれば、多額の自己負担を上乗せしなければ利用できず、女性の労働市場参加が十分進まない（いわば価格により需給調整が図られる）。 ● 一方、十分な額のバウチャーを支給しようとするれば、財源確保が必要。 </div>

11 情報公表・評価の仕組み

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
情報公表・評価の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="371 276 2134 363">○ 利用者のより良い選択、情報の公表を通じたサービスの質の確保・向上等に向け、<u>職員の雇用形態や経験年数等を含め、サービスの質に関する一定の情報について、事業者自身による情報公表の仕組みとともに、公的主体が事業者からの情報を集約して、客観的にわかりやすく情報提供する仕組みを制度的に位置づけ、具体化していくことを検討</u> <li data-bbox="371 403 2134 459">○ 第三者評価については、質の向上を図るための重要な仕組みであり、評価機関の水準の向上や評価項目のあり方、受審促進の方策等、より実効ある制度となるよう、さらに検討。 		

持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた 「中期プログラム」

〔平成20年12月24日〕
閣 議 決 定

I. 景気回復のための取組

- (1) 世界経済の混乱から国民生活を守り、今年度を含む3年以内の景気回復を最優先で図る。このため、政府・与党においては、景気回復期間中に、減税措置及び定額給付金を税制抜本改革を前提に時限的に行うことを含め、当面、総額75兆円規模の景気対策（安心実現のための緊急総合対策、生活対策及び生活防衛のための緊急対策）を着実に実施する。特に、景気後退の影響が大きい雇用、企業の資金繰り、生活者支援等の面で、様々な政策手段を適切に活用しながら、最大限の努力を傾注する。また、政府は日本銀行と一体となって適切な経済運営に万全を期す。
- (2) あわせて、世界の潮流変化を先取りした経済成長の実現に向け、日本の底力を最大限に発揮させる成長戦略を具体化し、推進する。

II. 国民の安心強化のための社会保障安定財源の確保

安心強化の3原則

- 原則1. 中福祉・中負担の社会を目指す。
原則2. 安心強化と財源確保の同時進行を行う。
原則3. 安心と責任のバランスの取れた安定財源の確保を図る。

1. 堅固で持続可能な「中福祉・中負担」の社会保障制度の構築

急速に進む少子・高齢化の下で国民の安心を確かなものとするため、我が国の社会保障制度が直面する下記の2つの課題に同時に取り組み、堅固で持続可能な「中福祉・中負担」の社会保障制度を構築する。

- (1) 「社会保障国民会議最終報告」（2008年11月4日）などで指摘される社会保障制度の諸問題や「中福祉」のほころびに適切に対応し、その機能強化と効率化を図ることにより、国民の安心につながる質の高い「中福祉」を実現する。
- (2) 社会保障制度の財源（保険料負担、公費負担及び利用者負担）のうち、公費負担については、現在、その3分の1程度を将来世代へのつけまわし（公債）に依存しながら賄っている。こうした現状を改め、必要な給付に見合った税負担を国民全体に広く薄く求めることを通じて安定財源を確保することにより、堅固で持続可能な「中福祉・中負担」の社会保障制度を構築する。

2. 安心強化と財源確保の同時進行

国民の安心強化と持続可能で質の高い「中福祉」の実現に向けて、年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策について、基礎年金の最低保障機能の強化、医療・介護の体制の充実、子育て支援の給付・サービスの強化など機能強化と効率化を図る。このため、別添の工程表で示された改革の諸課題を軸に制度改正の時期も踏まえて検討を進め、確立・制度化に必要な費用について安定財源を確保した上で、段階的に内容の具体化を図る。

3. 安心と責任のバランスの取れた財源確保

- (1) 社会保障安定財源については、給付に見合った負担という視点及び国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合う観点から、消費税を主要な財源として確保する。これは税制抜本改革の一環として実現する。
- (2) この際、国・地方を通じた年金、医療、介護の社会保障給付及び少子化対策に要する公費負担の費用について、その全額を国・地方の安定財源によって賄うことを理想とし、目的とする。
このため、2010年代半ばにおいては、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに要する費用をはじめ、上記2. に示した改革の確立・制度化及び基礎年金、老人医療、介護に係る社会保障給付に

必要な公費負担の費用を、消費税を主要な財源として安定的に賄うことにより、現世代の安心確保と将来世代への責任のバランスを取りながら、国・地方の安定財源の確保への第一歩とする。

具体的には、上記の社会保障給付及び少子化対策に要する費用の状況や将来見通し、財政健全化の状況等を踏まえて、税制の抜本改革法案の提出時期までに、その実施方法と合わせて決定する。

Ⅲ. 税制抜本改革の全体像

経済状況の好転後に実施する税制抜本改革の3原則

- 原則1. 多年度にわたる増減税を法律において一体的に決定し、それぞれの実施時期を明示しつつ、段階的に実行する。
- 原則2. 潜在成長率の発揮が見込まれる段階に達しているかなどを判断基準とし、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。
- 原則3. 消費税収は、確立・制度化した社会保障の費用に充てることにより、すべて国民に還元し、官の肥大化には使わない。

1. 税制抜本改革の道筋

(1) 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置や年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しを踏まえつつ、今年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提に、消費税を含む税制抜本改革を2011年度より実施できるよう、必要な法制上の措置をあらかじめ講じ、2010年代半ばまでに段階的に行って持続可能な財政構造を確立する。なお、改革の実施に当たっては、景気回復過程の状況と国際経済の動向等を見極め、潜在成長率の発揮が見込まれる段階に達しているかなどを判断基準とし、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。

(2) 消費税収が充てられる社会保障の費用は、その他の予算とは厳密に区分経理し、予算・決算において消費税収と社会保障費用の対応

関係を明示する。具体的には、消費税の全税収を確立・制度化した年金、医療及び介護の社会保障給付及び少子化対策の費用に充てることにより、消費税収はすべて国民に還元し、官の肥大化には使わない。

2. 税制抜本改革の基本的方向性

社会保障の安定財源確保を始め、社会における様々な格差の是正、経済の成長力の強化、税制のグリーン化など我が国が直面する課題に整合的かつ計画的に対応するため、下記の基本的方向性により更に検討を進め、具体化を図る。

- (1) 個人所得課税については、格差の是正や所得再分配機能の回復の観点から、各種控除や税率構造を見直す。最高税率や給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除の検討を含む歳出面も合わせた総合的取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討する。金融所得課税の一体化を更に推進する。
- (2) 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベースの拡大とともに、法人実効税率の引下げを検討する。
- (3) 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額がいわゆる確立・制度化された年金、医療及び介護の社会保障給付と少子化対策に充てられることを予算・決算において明確化した上で、消費税の税率を検討する。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等総合的な取組みを行うことにより低所得者の配慮について検討する。
- (4) 自動車関係諸税については、税制の簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討する。
- (5) 資産課税については、格差の固定化防止、老後扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベースや税率構造等を見直

し、負担の適正化を検討する。

(6) 納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上と課税の適正化を図る。

(7) 地方税制については、地方分権の推進と、国・地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進める。

(8) 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化を推進する。

IV. 今後の歳出改革の在り方

歳出改革の原則

原則 1. 税制抜本改革の実現のためには不断の行政改革の推進と無駄排除の徹底の継続を大前提とする。

原則 2. 経済状況好転までの期間においては、財政規律を維持しつつ、経済情勢を踏まえ、状況に応じて果敢な対応を機動的かつ弾力的に行う。

原則 3. 経済状況好転後においては、社会保障の安定財源確保を図る中、厳格な財政規律を確保していく。

(1) 経済状況が好転するまでの期間においては、景気回復と財政健全化の両立を図る観点から、財政規律を維持しつつ、経済情勢を踏まえて、状況に応じて果敢な対応を機動的かつ弾力的に行う。

(2) 経済状況が好転した以降においては、社会保障の安定財源確保に向けて消費税を含む税制抜本改革を実行していく中、景気の後退により悪化した財政を建て直すべく、厳格な財政規律を確保していく。

具体的には、国・地方を通じ、社会保障、非社会保障の各部門について、以下の基本的方針の下にたゆまざる改革を実行することとする。

(社会保障部門)

- ・ 「中福祉」に見合ったサービス水準を確保するべく、安定財源の確

保と並行して社会保障の機能強化を図るとともに、コスト縮減、給付の重点化等の効率化を進める。

(非社会保障部門)

- ・ 非社会保障部門全体として、国民のニーズ等の変化を踏まえつつ、規模を拡大しないことを基本とし、効果的・効率的な公共サービスの提供を進める。

V. 中期プログラムの準備と実行

準備と実行に関する原則

- 原則 1. 経済好転後の速やかな施行のために、税制抜本改革の実施時期に先立ち、制度的準備を整える。
- 原則 2. 国民の理解を得ながら「中期プログラム」を確実に実行するため、税制抜本改革の道筋を立法上明らかにする。

- (1) 経済好転後の税制抜本改革等の速やかな施行のために、その実施時期に先立ち、改革の内容の具体化を進めるとともに、法案その他の制度的準備を整える。政府においては、経済財政諮問会議や政府税制調査会などで行われる議論も踏まえつつ、関係省庁が連携してそのための検討に着手する。
- (2) 2009 年度（平成 21 年度）の税制改正に関する法律の附則において、前記の税制抜本改革の道筋及び基本的方向性を立法上明らかにする。
- (3) 基礎年金国庫負担割合の 2 分の 1 への引上げについては、2004 年（平成 16 年）年金改正法に沿って、前記の税制抜本改革により所要の安定財源を確保した上で、恒久化する。2009 年度及び 2010 年度の 2 年間は、臨時の財源を手当てすることにより、基礎年金国庫負担割合を 2 分の 1 とする。なお、Ⅲ. 1. (1)における「予期せざる経済変動」に対応する場合には、それまでの間についても、臨時の財源を手当てすることにより、基礎年金国庫負担割合を 2 分の 1 とする措置を講ずるものとする。

(了)

社会保障の機能強化の工程表

「社会保障国民会議中間報告」及び「国民会議最終報告」に描かれた姿を基に作成

社会保障
国民会議最終
報告に基づく
機能強化の課題

2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 (～2025)

年金

基礎年金国庫負担割合2分の1の実現

財政検証
実現

財政検証

基礎年金の最低保障機能強化

社会の構造変化に対する対応

制度設計・検討

法改正、順次実施

- ・低年金・無年金者対策の推進（保険料免除制度の見直し、受給資格期間の見直し、厚生年金適用拡大、保険料追納の弾力化）
- ・在職老齢年金制度の見直し等（→高齢者の就労に配慮した検討・実施）
- ・育児期間中の保険料免除（→他の少子化対策と歩調を合わせて検討・実施）

医療・介護

(医療)

急性期医療の機能強化

医師等人材確保対策

診療報酬改定

診療報酬改定

診療報酬改定

(現行)都道府県医療計画(2008～12の5か年)

(新)都道府県医療計画(2013～17の5か年)

救急を含む急性期医療の新たな指針の作成

医師養成数の増加

(従事医師数の増加)

臨床研修の見直し・医師と看護師等との役割分担の推進(制度的対応)

レセプトの段階的なオンライン請求への切替え

レセプトオンライン化の完全実施

- ・救急・産科等の体制強化
- ・養成数、臨床研修、役割分担の見直し等の制度的対応による人材確保

- ・急性期の機能分化推進
- ・地域包括ケアの推進と在宅医療の強化・充実

2015年の姿

- 安心して出産できる体制
- 救急患者の受入れ、早期回復
- 社会復帰できる体制の構築

(介護)

介護従事者の確保と処遇改善

居住系サービス拡充と在宅介護の強化

介護報酬改定

介護報酬改定

介護報酬改定

第4期介護計画(2009～11の3か年)

第5期介護計画(2012～14の3か年)

基本方針の策定

介護事業所の雇用管理の改善、介護従事者の定着支援、潜在的有資格者の再就職支援等

+3%改定

- ・専門性等のキャリアアップ、夜勤・看護体制の充実等の評価を通じた介護従事者の処遇改善と確保

- ・医療との連携強化
- ・グループホーム等居住系サービスの拡充
- ・24時間対応の強化等在宅介護の強化・充実

2015年の姿

- 居住系サービスの拡充、24時間対応、小規模多機能サービス充実による在宅サービスの整備・機能強化
- 重度化対応、看取り機能、個室化・ユニット化等の施設機能の強化

連携
体系的見直し

少子化対策

仕事と子育ての両立を支えるサービスの質と量の確保

すべての家庭に対する子育て支援の強化

子育て支援サービスを一元的に提供する新たな制度体系の構築

「安心子ども基金」の設置

「生活対策」、「5つの安心プラン」に基づくサービス基盤整備(2008～10)

「安心子ども基金」の設置

- ・「安心子ども基金」による保育サービスの集中重点整備
- ・放課後児童クラブの緊急整備
- ・妊婦健診公費負担の拡充など

新たな制度体系の創設をにらんだサービス基盤緊急整備

- ・保育所整備に加え、保育サービス提供手段の多様化(家庭的保育、小規模保育等)、供給拡大
- ・一時預かりの利用助成と普及
- ・訪問支援事業や地域子育て支援拠点の基盤整備

新制度体系スタート

新たな制度体系の下での給付・サービスの整備

2015年の姿

- すべての子ども・子育て家庭に必要な給付・サービスを保障
- ・休業中 — 所得保障(出産前後の継続就業率55%)
- ・働きに出る場合 — 保育サービス(3歳未満児保育利用率38～44%)(フランス、スウェーデン並み)
 - 両給付は統合又は選択・併用可能に(シームレス化)
- ・働いていない場合 — 月20時間程度の一時的な利用を支援
- ・学齢児 — 放課後児童クラブ(低学年利用率60%)
 - 「小1の壁」の解消

新制度へのステップとなる制度改正

・児童福祉法、次世代法の改正

・育児・介護休業法の見直し

新たな制度体系の制度設計の検討

法制化

社会保障番号・カードの導入

社会保障カード(仮称)の実現に向けた環境整備(実証実験の実施等)

→ 2011年度中を目途とした導入

「仕事と家庭の両立支援対策の充実について」 (労働政策審議会建議)の概要

【趣旨】

少子化対策の観点から、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境の整備を行う。

【主な内容】

1 子育て中の働き方の見直し

(1) 短時間勤務制度の義務化

- 短時間勤務制度について、3歳に達するまでの子を養育する労働者に対する措置義務とする。
- 業務の性質又は事業場の実態に照らし、短時間勤務とすることが難しい労働者については、労使協定により、措置の対象から除外できることとし、対象外となった労働者に対しては、フレックスタイム制度等の代替措置を講ずることを義務付ける。

(2) 所定外労働の免除の義務化

- 所定外労働の免除について、3歳に達するまでの子を養育する労働者の請求により対象となる制度とする。

2 父親も子育てができる働き方の実現

- 父母がともに育児休業を取得する場合に、育児休業取得可能期間を子が1歳2か月に達するまでに延長する。この場合、父母1人ずつが取得できる休業期間(母親の産後休業を含む。)の上限については、現行と同様1年間とする。
- 出産後8週間以内の父親の育児休業取得を促進するため、この期間に父親が育児休業を取得した場合には、特例として、育児休業の再度の取得を認める。
- 労使協定による専業主婦(夫)除外規定を廃止する。

3 子育て・介護の状況に応じた両立支援制度の整備

(1) 子の看護休暇制度の拡充

- 付与日数を小学校就学の始期に達するまでの子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日とする。

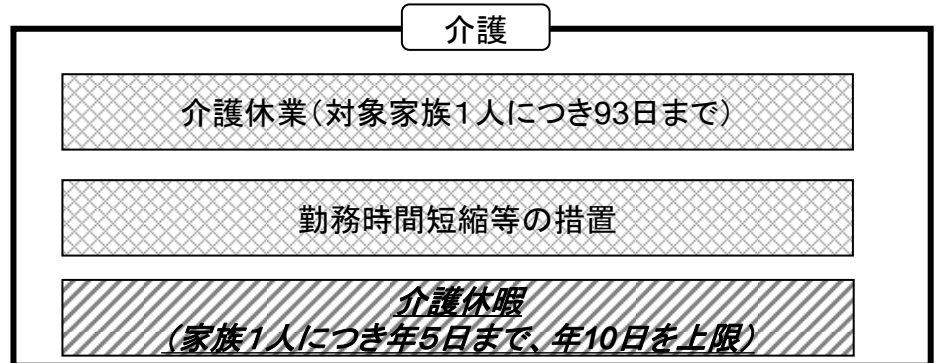
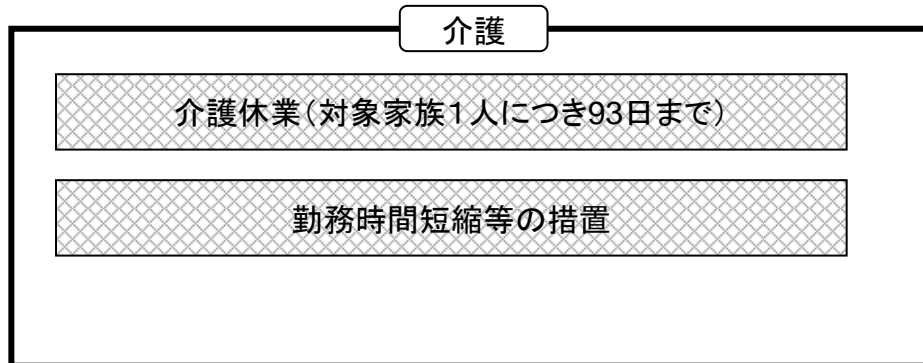
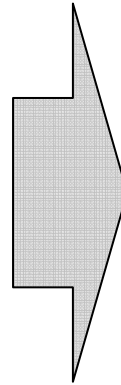
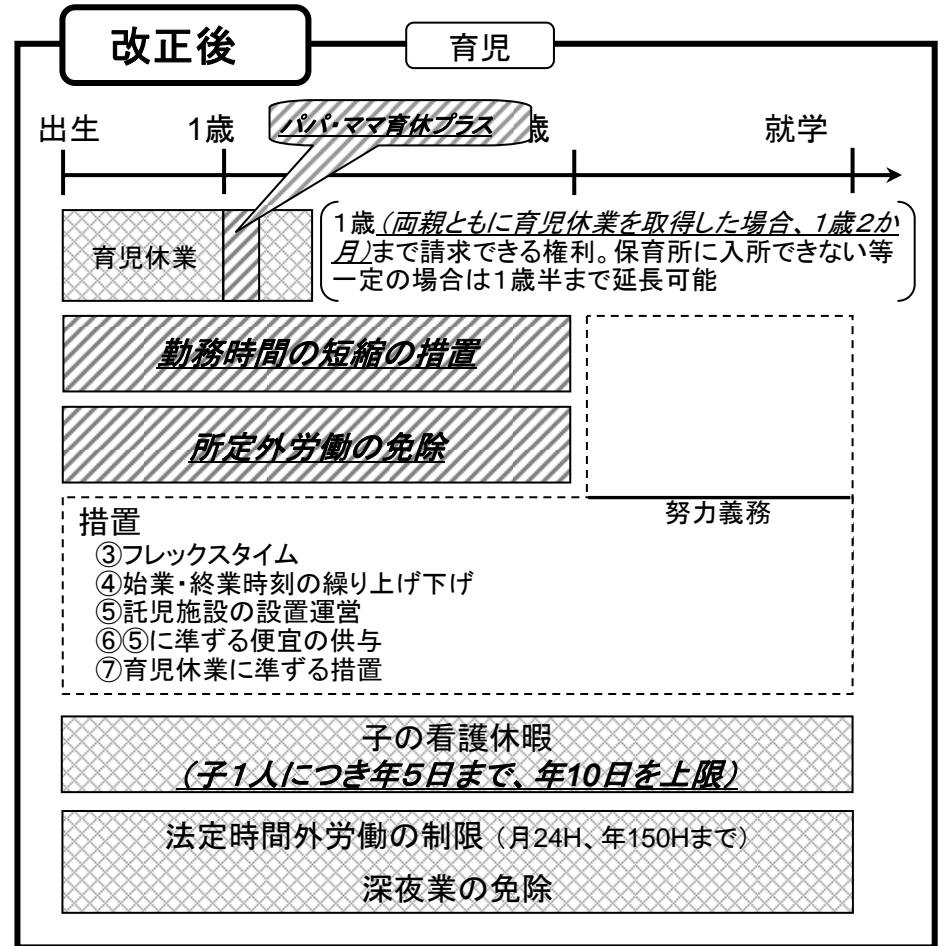
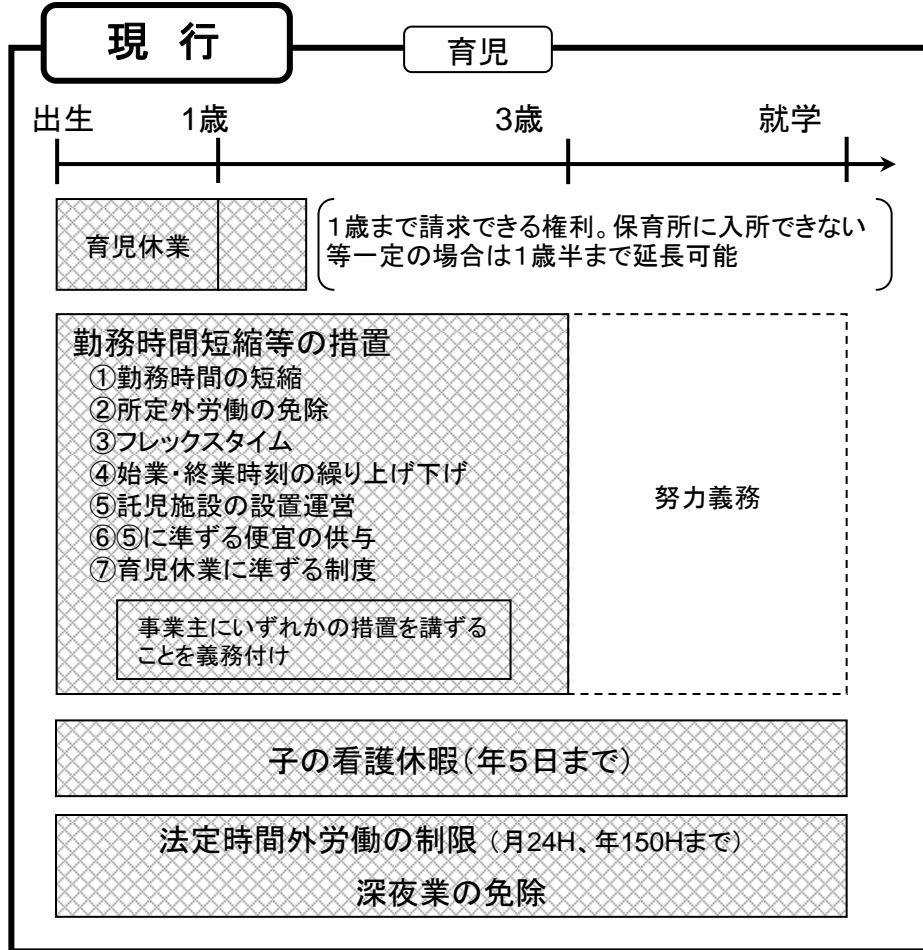
(2) 介護のための短期の休暇制度の創設

- 要介護状態にある家族の通院の付き添いなどに対応するため、介護のための短期の休暇制度を設ける。付与日数については、要介護状態にある家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日とする。

4 実効性の確保その他所要の規定の整備

- 苦情処理・紛争解決の援助のため、労働局長による紛争解決の援助及び調停の仕組み等を設ける。
- 勧告に従わない場合の公表制度や、報告を求めた際に虚偽の報告をした者等に対する過料を設ける。

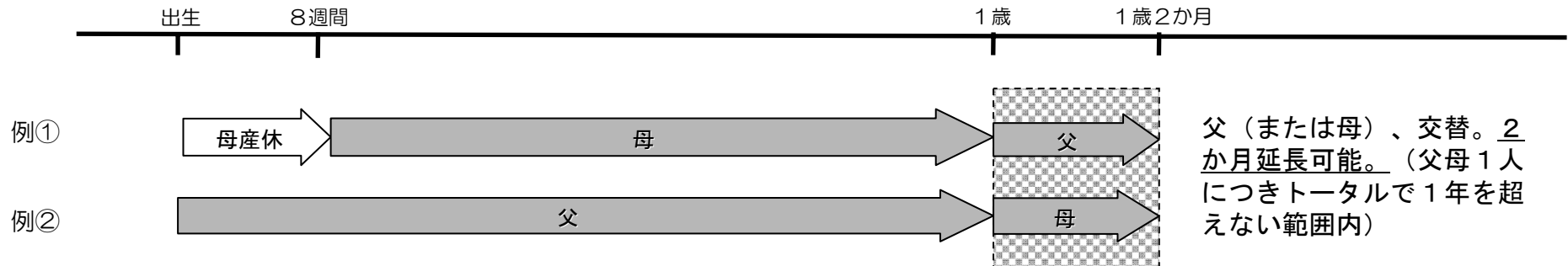
育児・介護休業制度の見直しについて(イメージ)



父親も子育てができる働き方の実現

(1) 父母ともに育児休業を取得する場合の育児休業取得可能期間の延長

- 父母ともに育児休業を取得する場合、子が1歳2か月に達するまでの間に、1年まで休業することを可能とする。



(2) 出産後8週間以内の父親の育児休業取得促進

- 配偶者の出産後8週間以内に、父親が育児休業を取得した場合には、特例として育児休業を再度取得できるよう要件を緩和する。



(3) 労使協定による専業主婦（夫）取得除外規定の廃止

- 労使協定を定めることにより、配偶者が専業主婦（夫）である場合等、常態として子を養育することができる労働者からの育児休業取得の申出を事業主が拒むことを可能としている規定を廃止する。

育児・介護休業法の概要

育児休業・介護休業制度

- 子が1歳(一定の場合は、1歳半)に達するまでの育児休業の権利を保障※
 - 対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態に至るごとに1回、通算して93日まで、介護休業の権利を保障※
- ※一定の条件を満たした期間雇用者も取得可能

子の看護休暇制度

- 小学校就学前まで、年に5日を限度として看護休暇付与を義務づけ

時間外労働の制限

- 小学校入学までの子を養育し、又は介護を行う労働者が請求した場合、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働を制限

深夜業の制限

- 小学校入学までの子を養育し、又は介護を行う労働者が請求した場合、深夜業を制限

転勤についての配慮

- 労働者を転勤させる場合の、育児又は介護の状況についての配慮義務

勤務時間短縮等の措置

- 3歳に達するまでの子を養育する労働者又は常時介護を必要とする状態にある対象家族の介護を行う労働者に対し、次の①～⑦のいずれかの勤務時間短縮等の措置を事業主に義務づけ
 - ①短時間勤務制度
 - ②フレックスタイム制
 - ③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
 - ④所定外労働の免除(育児のみ)
 - ⑤託児施設の設置運営等(育児のみ)
 - ⑥育児・介護費用の援助措置
 - ⑦育児休業の制度に準ずる措置(育児のみ)
- 3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に対しては努力義務。

不利益取扱いの禁止

- 育児休業を取得したこと等を理由とする解雇その他の不利益取扱いを禁止

次世代育成支援の人材養成事業(新規)

【趣旨等】

核家族化等により子育てに不安を持つ世帯の増加や地域・家族における子育て力の低下が認められること、また、新待機児童ゼロ作戦の展開、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業等の法定化などを内容とした改正児童福祉法が成立したことに伴い、子育て支援サービスの充実を図っていく必要がある中、地域力を活用した子育て支援の充実は重要であり、それを支える質の確保されたスタッフの養成研修を行う。

【事業内容】

- 1 地域の様々な次世代育成支援の取組を把握し、親の子育てを支援するコーディネーター的役割を果たす者の養成
 - (1) 子育て中の親のニーズの多様化と支援の意義
 - (2) 子育て支援に関わる各施設との連携のあり方
 - (3) リスクマネジメント(虐待対応(つなぎ)など)
 などを中心として、コーディネーターとして必要な理解や知識などを得るための研修
- 2 地域で行われる子育て支援事業に参画する者の養成
 - (1) 地域における子育て支援の必要性への理解
 - (2) 保育の理解と援助
 などを中心として、子育て支援に関する基本的な理解や知識などを得るための研修を行う。
 (事業例)
 地域子育て支援拠点事業、一時預かり、などにおける中核的担い手を支えるスタッフ養成



ファミリー・サポート・センター事業及び緊急サポートネットワーク事業の再編について

現 行

平成21年度予算案

ファミリー・サポート・センター事業

【次世代育成支援対策交付金】
20年度予算額 375億円の内数

実施主体:市町村

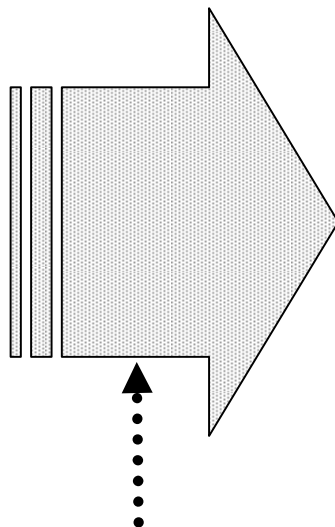
<活動内容>
・子どもの預かり・送迎(健康な子どもを想定)

緊急サポートネットワーク事業

【委託事業】実施主体:国
20年度予算額 541,576千円

<活動内容>
・病児・病後児の預かり及び送迎等

(廃止)



ファミリー・サポート・センター事業

【次世代育成支援対策交付金】
21年度予算案 388億円の内数

実施主体:市町村

<活動内容>
・子どもの預かり・送迎

病児・緊急対応強化モデル事業
 ・病児・病後児の預かり及び送迎等

病児・緊急預かり対応基盤整備事業(仮称)

【委託事業】実施主体:国
21年度予算案 383,600千円

病児・病後児の預かり等を地域で円滑に実施する移行措置として、地域のサービス提供者の育成、ニーズ把握及び病児・病後児の預かり及び送迎等に取り組む。
 ※ 平成22年度までの時限措置

ファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児預かり等の実施について

○ 病児・緊急対応強化モデル事業（案）

（ファミリー・サポート・センター事業の機能強化）

【次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）】

（１）事業内容等

ファミリー・サポート・センター等において、次の体制を整備し、病児・病後児の預かり等を実施した場合にポイントを配分する。（具体的な要件等については別途連絡する予定。）

なお、ファミリー・サポート・センターを設置していない市町村が、「病児・緊急対応強化モデル事業」のみを実施する場合においてもポイント配分の対象とする。

① 医療機関との連携

事業の実施に関して、保健医療面での指導・助言を随時受けられるよう、医療アドバイザー（仮称）の選定や緊急時に子どもを受け入れてもらう医療機関をあらかじめ選定するなど、地域の医療機関との連携体制を整備する。

② 提供会員への講習の充実

病児・病後児の預かり等に対応するため、提供会員に対して一定の項目、時間等を満たした講習会を実施する。

③ コーディネート体制の強化

病児・病後児の預かり等、早朝・夜間等にも依頼の受付が必要である場合に対応できるよう、従来の受付時間外の対応ができるように体制を整備する。

（例）・センター開所時間の延長

- ・携帯電話による時間外対応
- ・転送電話による時間外対応 等

（２）交付方法

上記（１）の①～③の取組を全て行った場合にポイント配分する。

なお、病児・病後児の預かりの延利用人数（年間見込）が一定数を超える場合は、別途ポイントを加算する。

※１ 従来のファミリー・サポート・センター事業のポイントについては変更の予定なし。

※２ ファミリー・サポート・センター事業は、近隣の市町村との合同実施も可能。

○ 参考

病児・緊急預かり対応基盤整備事業（仮称）（案）

【国の委託事業】※平成22年度までの時限実施

（1）事業内容等

将来のファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児の預かりや緊急時の預かりの実施を目指し、各地域においてサービス提供者の育成・ニーズの把握及び病児・緊急預かり等を行うなど、病児・緊急預かりを地域において円滑に実施するための基盤整備を国の委託事業として暫定的に行う。

① ニーズの把握

病児・緊急預かり等のニーズ及びサービス提供者の把握などを行う。

② 周知・広報

病児・緊急預かり等を実施する趣旨・必要性を自治体、企業、市民に周知し事業の拡大を図る。

③ 関係機関との連携強化

病児・緊急預かり等を実施するに当たって連携が必要な医療機関、病児保育施設等との連携を図り、事業の円滑な実施のための情報交換、検討を行う。

④ サービス提供者の確保及び研修

看護師、保育士等の有資格者や深夜宿泊等の変則的な時間において対応が可能な者を確保し、必要な知識、技術を付与する研修を実施する。

⑤ 病児・緊急預かり等の実施

病児・緊急預かり等の援助を行いたい者と、援助を受けたい者の間の連絡調整等を行う。

（2）委託先 民間団体（企画競争により選定）

（3）その他

ファミリー・サポート・センター事業との調整については別途連絡予定。

地域子育て支援拠点事業

1. 趣旨

地域において子育て親子の交流の促進や子育てに関する相談の実施等を行う子育て支援拠点（ひろば型、センター型、児童館型）の身近な場所への設置を促進する。

ひろば型のうち、多様な子育て支援活動の実施や関係機関とのネットワーク化を図り、子育て家庭へのきめ細かな支援を行い、機能拡充を図るものについて新たな補助単価を設定。

平成20年度 7,025か所		平成21年度 7,100か所																
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">ひろば型</td> <td style="text-align: right; padding: 2px 10px;">1,808か所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">（出張ひろば）</td> <td style="text-align: right; padding: 2px 10px;">452か所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">センター型</td> <td style="text-align: right; padding: 2px 10px;">3,565か所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">児童館型</td> <td style="text-align: right; padding: 2px 10px;">1,200か所</td> </tr> </table>	ひろば型	1,808か所	（出張ひろば）	452か所	センター型	3,565か所	児童館型	1,200か所	➔	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">ひろば型</td> <td style="text-align: right; padding: 2px 10px;">3,100か所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">（出張ひろば）</td> <td style="text-align: right; padding: 2px 10px;">200か所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">センター型</td> <td style="text-align: right; padding: 2px 10px;">3,200か所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">児童館型</td> <td style="text-align: right; padding: 2px 10px;">600か所</td> </tr> </table>	ひろば型	3,100か所	（出張ひろば）	200か所	センター型	3,200か所	児童館型	600か所
ひろば型	1,808か所																	
（出張ひろば）	452か所																	
センター型	3,565か所																	
児童館型	1,200か所																	
ひろば型	3,100か所																	
（出張ひろば）	200か所																	
センター型	3,200か所																	
児童館型	600か所																	
<small>※出張ひろばについては、開設翌年度にひろば型へ移行することとしている要件を見直し</small>																		

2. 平成21年度予算（案）額 10,193百万円

3. 事業内容

○基本事業（下記の4事業を全て実施）

- | | |
|-------------------|------------------|
| （1）子育て親子の交流の促進 | （2）子育て等に関する相談の実施 |
| （3）子育て支援に関する情報の提供 | （4）講習等の実施 |

① **ひろば型**（補助単価：3～4日型 @3,556千円〔@4,787千円〕、5日型 @4,355千円〔@7,390千円〕、6～7日型 @5,154千円〔@7,881千円〕、出張ひろば加算 @1,343千円、地域の子育て力を高める取組の加算 @896千円（4事業実施の場合）、〔 〕内は機能拡充にかかる単価
常設のつどいの場を開設し、基本事業を実施するとともに、出張型ひろばの実施や地域との交流活動を実施する。また、子育て家庭へのきめ細かな支援により、ひろば機能の拡充を図る。

② **センター型**（補助単価：5日型 @7,491千円、6～7日型 @8,002千円）

専任の保育士等により、基本事業を園庭や専用スペースにおいて実施するとともに、既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携し地域に出向いた活動を実施する。
なお、従来の地域子育て支援センター（小規模型）については、21年度までの経過措置を設け、ひろば型又はセンター型に移行。

③ **児童館型**（補助単価：@1,687千円（3日以上）、地域の子育て力を高める取組の加算 @448千円）

民営の児童館における学齡児が来館する前の時間を活用して、つどいの場を設け、子育て中の当事者等をスタッフとして交え、子育て家庭への支援を実施する。

4. 実施主体

市町村（特別区を含む。） ※NPO法人、社会福祉法人、民間事業者等への委託も可

5. 補助率

1/3

〔	国1/3、都道府県1/3、市町村1/3	〕
〔	国1/3、指定都市・中核市2/3	〕

地域子育て支援拠点事業の21年度予算案について

- ①平成20年度7,025か所から、平成21年度7,100か所の整備を図る。
- ②ひろば型のうち、地域の子育て支援拠点として、多様な子育て支援活動の実施や関係機関とのネットワーク化を図り、子育て家庭へのきめ細かな支援を行い、機能拡充を図るものについて、**新たな補助単価を設定。**

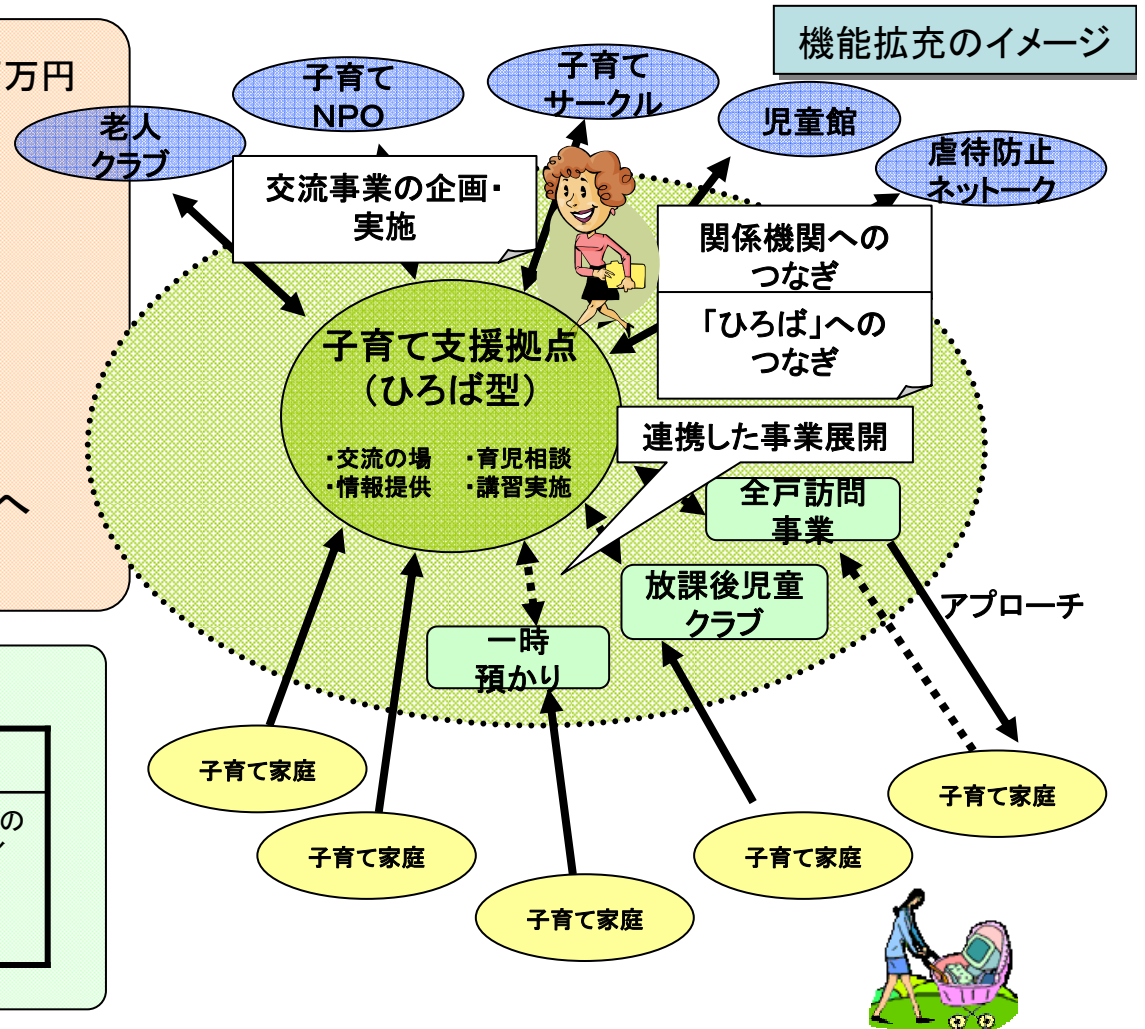
予算(案) 10,088百万円 → 10,193百万円

	(平成20年度)	(平成21年度)
ひろば型	7,025か所	7,100か所
(出張ひろば)	1,808	3,100
センター型	452	200
児童館型	3,565	3,200
	1,200	600

※出張ひろばについては、開設翌年度にひろば型へ移行することとしている要件を見直し

機能拡充(ひろば型)

	通常単価	機能拡充に係る単価	
3~4日型	3,556千円	4,787千円	※ただし、機能拡充の要件については右イメージ図による
5日型	4,355千円	7,390千円	
6~7日型	5,154千円	7,881千円	



一時預かり事業（地域密着型）

趣旨・内容等

子育て家庭においては、冠婚葬祭、保護者の通院、育児による心理的・身体的負担等のため、一時的に家庭での子育てが困難となる。一時預かりのニーズの増加に対応するためその拡充を図る必要があることから、補助対象を従来の保育所での実施に加え、実施主体をNPO法人等多様な運営主体に拡大し、地域子育て支援拠点や駅周辺等の利便性の高い場所などにおける一時預かりを推進する。

保育所実施との相違点

	一時預かり事業（保育所での実施）【従来】	一時預かり事業（地域密着型）【新規】
実施主体	市町村、保育所を経営する者	市町村、市町村が適切と認めた者（NPO法人等）
実施場所	認可保育所	地域子育て支援拠点、駅ビル、商店街等
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ・有資格者（保育士）に限る ・最低基準に準拠（保育士数） ・保育士の数は2名を下らないこと 	同左 〔一時預かり事業に類するものとして、有資格者（保育士）を1名以上配置するとともに、一定の研修を修了した者を配置する類型も創設〕

予算額等

【平成21年度予算（案）】 **196,560千円**

〔補助率〕 1/3 〔国1/3、都道府県1/3、市町村1/3〕
〔国1/3、指定都市・中核市2/3〕

※事業費の1/2程度の保護者負担を想定

「子育て応援特別手当」の実施について（たたき台）

平成 21 年 1 月 8 日現在

〔趣旨〕

平成 20 年度の緊急措置として、幼児教育期（小学校就学前 3 年間）の第二子以降の子一人あたりにつき、3.6 万円の「子育て応援特別手当」を支給する。

1. 実施主体

市町村（特別区を含む。）とする。

2. 対象となる子の範囲

世帯に属する 3 歳以上 18 歳以下の子（平成 2 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日生まれまでの子。特別手当支給基礎児童）（兄弟姉妹に限らない。また、世帯が異なるものの、扶養している子等を含む。）が 2 人以上おり、かつ、就学前 3 学年、すなわち、平成 14 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までの間に生まれた子がいる場合であって、特別手当支給基礎児童のうち第 2 子以降の平成 14 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までの間の生まれの子であって、以下のいずれかの要件に該当する子を支給対象とする。

- ① 住民基本台帳に記録されていること
- ② 外国人登録原票に登録されている者のうち次に掲げる者に該当すること
 - ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者
 - ・出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に定める在留資格を有して在留する者（出生等により在留資格を有することなく在留することができる者を含み、不法滞在者及び短期滞在の在留資格で在留する者を除く。）

3. 支給対象者

対象となる子の属する世帯の世帯主であって、以下のいずれかの要件に該当する者とする。

- ① 住民基本台帳に記録されていること
- ② 外国人登録原票に登録されている者のうち次に掲げる者に該当すること
 - ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者
 - ・出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める在留資格を有して在留する者（出生等により在留資格を有することなく在留することができる者を含み、不法滞在者及び短期滞在の在留資格で在留する者を除く。）

4. 支給の基準日

支給基準日（平成21年2月1日）時点における住民基本台帳上の住所地を基準として、当該市町村が支給を行う。

5. 所得が高い者の取扱い

所得の多寡に応じ、給付の差異を設けないことを基本とするが、各市町村の判断により、世帯主の所得が一定の基準額（基準額の下限は1,800万円）以上である場合について、当該世帯主に対し「子育て応援特別手当」（以下「特別手当」という。）を支給しないこととすることができることとする。

なお、市町村は、特別手当の支給に当たり、一定の考え方に基づき、受給の辞退を呼びかけることができる。

<手続イメージ>

- ① 特別手当の支給申請時において、次に掲げる事項について同意を得た上で、支給決定。
 - (ア) 平成21年所得を確認するため、後日、世帯主の収入の状況等を把握するため、税情報を閲覧又は取得することがあり得ること
 - (イ) 世帯主に係る平成21年所得が市町村の定める基準額を超えた場合にあっては、特別手当を返還すること。
- ② 平成21年所得が確定した後、当該世帯主に係る平成21年所得について、税情報により確認し、当該所得が市町村の定める基準額を超えていた場合、特別手当の返還を請求する。

5. 支給額

3. 6万円を一時金として支給する。

6. 支給方法

原則として口座振り込みにより支給する（場合によっては、現金支給による支給も可）。

7. 支給事務フロー

<事務イメージ>

- ① 市町村は、住民基本台帳のデータから、平成2年4月2日～平成17年4月1日生まれの子が2人以上おり、かつ、平成14年4月2日～平成17年4月1日生まれの子がいる世帯を抽出し、後者の子のうち、年齢順に2人目以降となる人数を抽出。
- ② 市町村は、特別手当の支給案内を実施。
- ③ 申請者は、支給対象となる子の氏名、性別、生年月日、住所を記載する。
- ④ 市町村は、申請書に記載された子の人数と台帳の子の人数との照合を行い、手当を支給する。

8. 支給開始日等

支給開始日は、市町村において決定する（可能な限り、年度内の支給開始を目指すものとする）。

申請期限については検討中（申請受付開始日から3か月以内又は6か月以内）。

9. 事業形式

市町村の事業に対する補助事業として実施する。

10. 経費負担等

事業の実施に要する経費（給付費の総額及び給付に係る事務費）について、交付金を交付する（事務費について、人件費の本給及び備品購入費は対象外）。

事業費及び事務費については、市町村において、適当な方法で区分経理を行い、歳入歳出を処理する（経理が明確になれば、市町村において特別会計の設置等は必要ない）。

平成20年度の緊急措置として、幼児教育期(小学校就学前3年間)の第二子以降の子一人あたりにつき、3.6万円の子育て応援特別手当を支給する。

(内容)

○支給対象となる子:平成20年度において小学校就学前3年間に属する子、すなわち、平成14年4月2日から平成17年4月1日までの間の生まれ(平成20年3月末において3~5歳の子)であって、第2子以降である児童(170万人程度)

※ 第2子以降の判定については、高校卒業(18歳)までの子を基礎とする。

※ 外国人については、外国人登録原票に登録されている者であって、正規在留者に限る(短期滞在の在留資格を除く)。

○支給額 :支給対象児童一人につき3.6万円

○支給先 :支給対象となる子の属する世帯の世帯主

(住民基本台帳、外国人登録原票の情報を活用)

○所得制限 :所得制限を設けるか否かは各市町村がそれぞれの実情に応じて判断。

所得制限を設ける場合の下限は、定額給付金と同様、1,800万円とし、所得制限の判定は、世帯主の個人所得により判定する(世帯所得の合算はしない)。

○支給手続 :各世帯主による申請に基づき支給する。

○予算額(案) :総額651億円(給付費616億円、事務費35億円)(全額国庫負担)

※ 平成20年度第二次補正予算案に計上

子育て応援特別手当（Aさん、Bさんの場合）

Aさん
世帯

世帯主



Aさん

世帯にいる子ども

生年月日が平成2年4月2日から
平成17年4月1日までの子ども



1人目

生年月日が平成14年4月2日
から平成17年4月1日までの
子ども



2人目



3人目



4人目

手当の対象となる子ども

Aさんへの子育て
応援特別手当

3.6万円×2人＝

7.2万円

Bさん
世帯

世帯主



Bさん

世帯にいる子ども

生年月日が平成2年4月2日から
平成17年4月1日までの子ども



1人目

生年月日が平成14年4月2日
から平成17年4月1日までの
子ども



2人目



3人目

手当の対象となる子ども

Bさんへの子育て
応援特別手当

3.6万円×1人＝

3.6万円

市区町村

申請書等郵送
広報誌、保育所・幼稚園等を通じ広報、申請書の備え付け

住 民

申請書等受領

世帯主等が市町村に対して申請(郵送も可)

【申請に必要な書類】

①子育て応援特別手当支給申請書

- ・申請者の氏名等の記載
- ・世帯に属する子の氏名等の記載
- ・支給対象となる子の人数の記載
- ・振込先口座の記載及び口座通帳のコピー

②本人確認書類

- ・運転免許証、住基カード、パスポート、外国人登録証明書等

※ 代理申請の場合は医療保険被保険者証など世帯主との関係を証する書類)

(注)所得制限を行う市町村においては、課税情報を閲覧等すること、所得制限基準額を超えた場合は子育て応援特別手当につき返還することについて同意を得る。

市区町村

<支給要件の審査>

- ①本人確認、振込先口座の記載漏れのチェック
- ②受給者台帳との突き合わせ(又は受給者台帳への追記)

支給決定通知・振り込み通知

受給者台帳の
チェック

口座振り込み

子育て応援特別手当支給完了

121人から130人まで	設置	乳児	164,140	18,540	15,450	12,360	6,180
	未設置	乳児	160,200	18,070	15,060	12,050	6,020
131人から140人まで	設置	乳児	163,330	18,450	15,370	12,300	6,150
	未設置	乳児	159,670	18,010	15,010	12,000	6,000
141人から150人まで	設置	乳児	162,600	18,360	15,300	12,240	6,120
	未設置	乳児	159,190	17,950	14,960	11,960	5,980
151人から160人まで	設置	乳児	162,830	18,390	15,320	12,260	6,130
	未設置	乳児	159,630	18,000	15,000	12,000	6,000
161人から170人まで	設置	乳児	162,240	18,320	15,260	12,210	6,100
	未設置	乳児	159,230	17,950	14,960	11,970	5,980
171人以上	設置	乳児	161,690	18,250	15,210	12,170	6,080
	未設置	乳児	158,850	17,910	14,920	11,940	5,970
31人から40人まで	設置	乳児	187,250	21,310	17,760	14,210	7,100
	未設置	乳児	174,770	19,810	16,510	13,210	6,600
41人から45人まで	設置	乳児	185,840	21,140	17,620	14,090	7,040
	未設置	乳児	174,750	19,810	16,510	13,210	6,600
46人から50人まで	設置	乳児	185,030	21,050	17,540	14,030	7,010
	未設置	乳児	175,040	19,850	16,540	13,230	6,610
51人から60人まで	設置	乳児	178,950	20,320	16,930	13,540	6,770
	未設置	乳児	170,630	19,320	16,100	12,880	6,440
61人から70人まで	設置	乳児	174,690	19,800	16,500	13,200	6,600
	未設置	乳児	167,550	18,950	15,790	12,630	6,310
71人から80人まで	設置	乳児	171,540	19,430	16,190	12,950	6,470
	未設置	乳児	165,300	18,680	15,560	12,450	6,220

12/100 地 域	46人から50人まで	設 置	乳 児	182,290	20,720	17,270	13,810	6,900
		未 設 置	乳 児	172,480	19,550	16,290	13,020	6,510
	51人から60人まで	設 置	乳 児	176,310	20,010	16,670	13,330	6,660
		未 設 置	乳 児	168,130	19,020	15,850	12,670	6,330
	61人から70人まで	設 置	乳 児	172,110	19,500	16,250	12,990	6,490
		未 設 置	乳 児	165,100	18,660	15,550	12,430	6,210
	71人から80人まで	設 置	乳 児	169,010	19,130	15,940	12,740	6,370
		未 設 置	乳 児	162,880	18,390	15,330	12,250	6,120
	81人から90人まで	設 置	乳 児	166,550	18,830	15,700	12,550	6,270
		未 設 置	乳 児	161,100	18,180	15,150	12,110	6,050
	91人から100人まで	設 置	乳 児	161,640	18,250	15,210	12,160	6,080
		未 設 置	乳 児	156,740	17,660	14,710	11,760	5,880
	101人から110人まで	設 置	乳 児	160,340	18,090	15,080	12,050	6,020
		未 設 置	乳 児	155,880	17,550	14,630	11,690	5,840
	111人から120人まで	設 置	乳 児	159,220	17,950	14,960	11,960	5,980
		未 設 置	乳 児	155,130	17,460	14,550	11,630	5,810
	121人から130人まで	設 置	乳 児	158,270	17,840	14,870	11,890	5,940
		未 設 置	乳 児	154,500	17,390	14,490	11,580	5,790
	131人から140人まで	設 置	乳 児	157,490	17,750	14,790	11,820	5,910
		未 設 置	乳 児	153,990	17,330	14,440	11,540	5,770
141人から150人まで	設 置	乳 児	156,790	17,660	14,720	11,770	5,880	
	未 設 置	乳 児	153,520	17,270	14,390	11,510	5,750	
151人から160人まで	設 置	乳 児	157,040	17,690	14,740	11,790	5,890	
	未 設 置	乳 児	153,970	17,320	14,440	11,540	5,770	

地域	11/100	161人から170人まで	設置	乳児	156,470	17,620	14,690	11,740	5,870
			1, 2歳児	87,810	9,380	7,820	6,250	3,120	
			3歳児	36,650	3,610	3,010	2,400	1,200	
			4歳以上児	29,790	2,790	2,330	1,860	930	
		未設置	乳児	153,580	17,280	14,400	11,510	5,750	
			1, 2歳児	84,920	9,040	7,530	6,020	3,000	
			3歳児	33,760	3,270	2,720	2,170	1,080	
			4歳以上児	26,900	2,450	2,040	1,630	810	
		171人以上	設置	乳児	155,940	17,560	14,630	11,700	5,850
				1, 2歳児	87,280	9,320	7,760	6,210	3,100
			3歳児	36,120	3,550	2,950	2,360	1,180	
			4歳以上児	29,260	2,730	2,270	1,820	910	
		未設置	乳児	153,210	17,230	14,360	11,480	5,740	
			1, 2歳児	84,550	8,990	7,490	5,990	2,990	
			3歳児	33,390	3,220	2,680	2,140	1,070	
			4歳以上児	26,530	2,400	2,000	1,600	800	
		31人から40人まで	設置	乳児	183,110	20,820	17,350	13,870	6,930
				1, 2歳児	114,990	12,640	10,530	8,420	4,200
			3歳児	64,220	6,920	5,770	4,610	2,300	
			4歳以上児	57,410	6,110	5,090	4,070	2,030	
未設置	乳児	170,950	19,360	16,130	12,900	6,450			
	1, 2歳児	102,830	11,180	9,310	7,450	3,720			
	3歳児	52,060	5,460	4,550	3,640	1,820			
	4歳以上児	45,250	4,650	3,870	3,100	1,550			
41人から45人まで	設置	乳児	181,730	20,650	17,210	13,760	6,880		
		1, 2歳児	113,610	12,470	10,390	8,310	4,150		
	3歳児	62,840	6,750	5,630	4,500	2,250			
	4歳以上児	56,030	5,940	4,950	3,960	1,980			
未設置	乳児	170,920	19,360	16,130	12,900	6,450			
	1, 2歳児	102,800	11,180	9,310	7,450	3,720			
	3歳児	52,030	5,460	4,550	3,640	1,820			
	4歳以上児	45,220	4,650	3,870	3,100	1,550			
46人から50人まで	設置	乳児	180,930	20,560	17,130	13,700	6,850		
		1, 2歳児	112,810	12,380	10,310	8,250	4,120		
	3歳児	62,040	6,660	5,550	4,440	2,220			
	4歳以上児	55,230	5,850	4,870	3,900	1,950			
未設置	乳児	171,210	19,390	16,160	12,920	6,460			
	1, 2歳児	103,090	11,210	9,340	7,470	3,730			
	3歳児	52,320	5,490	4,580	3,660	1,830			
	4歳以上児	45,510	4,680	3,900	3,120	1,560			
51人から60人まで	設置	乳児	174,990	19,840	16,540	13,220	6,610		
		1, 2歳児	106,870	11,660	9,720	7,770	3,880		
	3歳児	56,100	5,940	4,960	3,960	1,980			
	4歳以上児	49,290	5,130	4,280	3,420	1,710			
未設置	乳児	166,890	18,870	15,730	12,570	6,280			
	1, 2歳児	98,770	10,690	8,910	7,120	3,550			
	3歳児	48,000	4,970	4,150	3,310	1,650			
	4歳以上児	41,190	4,160	3,470	2,770	1,380			
61人から70人まで	設置	乳児	170,820	19,340	16,120	12,890	6,440		
		1, 2歳児	102,700	11,160	9,300	7,440	3,710		
	3歳児	51,930	5,440	4,540	3,630	1,810			
	4歳以上児	45,120	4,630	3,860	3,090	1,540			
未設置	乳児	163,880	18,510	15,430	12,330	6,160			
	1, 2歳児	95,760	10,330	8,610	6,880	3,430			
	3歳児	44,990	4,610	3,850	3,070	1,530			
	4歳以上児	38,180	3,800	3,170	2,530	1,260			
71人から80人まで	設置	乳児	167,750	18,980	15,810	12,640	6,320		
		1, 2歳児	99,630	10,800	8,990	7,190	3,590		
	3歳児	48,860	5,080	4,230	3,380	1,690			
	4歳以上児	42,050	4,270	3,550	2,840	1,420			
未設置	乳児	161,670	18,250	15,210	12,160	6,080			
	1, 2歳児	93,550	10,070	8,390	6,710	3,350			
	3歳児	42,780	4,350	3,630	2,900	1,450			
	4歳以上児	35,970	3,540	2,950	2,360	1,180			
81人から90人まで	設置	乳児	165,310	18,680	15,570	12,450	6,220		
		1, 2歳児	97,190	10,500	8,750	7,000	3,490		
	3歳児	46,420	4,780	3,990	3,190	1,590			
	4歳以上児	39,610	3,970	3,310	2,650	1,320			
未設置	乳児	159,910	18,030	15,030	12,010	6,000			
	1, 2歳児	91,790	9,850	8,210	6,560	3,270			
	3歳児	41,020	4,130	3,450	2,750	1,370			
	4歳以上児	34,210	3,320	2,770	2,210	1,100			
91人から100人まで	設置	乳児	160,450	18,100	15,080	12,060	6,030		
		1, 2歳児	92,330	9,920	8,260	6,610	3,300		
	3歳児	41,560	4,200	3,500	2,800	1,400			
	4歳以上児	34,750	3,390	2,820	2,260	1,130			
未設置	乳児	155,590	17,520	14,600	11,670	5,830			
	1, 2歳児	87,470	9,340	7,780	6,220	3,100			
	3歳児	36,700	3,620	3,020	2,410	1,200			
	4歳以上児	29,890	2,810	2,340	1,870	930			
101人から110人まで	設置	乳児	159,160	17,940	14,950	11,950	5,970		
		1, 2歳児	91,040	9,760	8,130	6,500	3,240		
	3歳児	40,270	4,040	3,370	2,690	1,340			
	4歳以上児	33,460	3,230	2,690	2,150	1,070			
未設置	乳児	154,740	17,410	14,510	11,600	5,800			
	1, 2歳児	86,620	9,230	7,690	6,150	3,070			
	3歳児	35,850	3,510	2,930	2,340	1,170			
	4歳以上児	29,040	2,700	2,250	1,800	900			
111人から120人まで	設置	乳児	158,050	17,810	14,840	11,870	5,930		
		1, 2歳児	89,930	9,630	8,020	6,420	3,200		
	3歳児	39,160	3,910	3,260	2,610	1,300			
	4歳以上児	32,350	3,100	2,580	2,070	1,030			
未設置	乳児	153,990	17,320	14,440	11,540	5,770			
	1, 2歳児	85,870	9,140	7,620	6,090	3,040			
	3歳児	35,100	3,420	2,860	2,280	1,140			
	4歳以上児	28,290	2,610	2,180	1,740	870			

121人から130人まで	設置	乳児	157,100	17,700	14,750	11,790	5,890
	未設置	乳児	153,370	17,250	14,380	11,490	5,740
131人から140人まで	設置	乳児	156,330	17,600	14,670	11,730	5,860
	未設置	乳児	152,850	17,190	14,320	11,450	5,720
141人から150人まで	設置	乳児	155,630	17,520	14,600	11,670	5,830
	未設置	乳児	152,390	17,130	14,280	11,410	5,700
151人から160人まで	設置	乳児	155,890	17,550	14,630	11,690	5,840
	未設置	乳児	152,850	17,190	14,320	11,450	5,720
161人から170人まで	設置	乳児	155,320	17,480	14,570	11,650	5,820
	未設置	乳児	152,460	17,140	14,280	11,420	5,710
171人以上	設置	乳児	154,790	17,420	14,520	11,610	5,800
	未設置	乳児	152,090	17,100	14,250	11,390	5,690
31人から40人まで	設置	乳児	181,730	20,650	17,210	13,770	6,880
	未設置	乳児	169,680	19,200	16,000	12,800	6,390
41人から45人まで	設置	乳児	180,360	20,490	17,070	13,660	6,820
	未設置	乳児	169,650	19,200	16,000	12,800	6,390
46人から50人まで	設置	乳児	179,570	20,390	16,990	13,600	6,790
	未設置	乳児	169,930	19,240	16,030	12,830	6,410
51人から60人まで	設置	乳児	173,670	19,680	16,400	13,120	6,550
	未設置	乳児	165,640	18,720	15,600	12,480	6,230
61人から70人まで	設置	乳児	169,540	19,190	15,990	12,790	6,390
	未設置	乳児	162,660	18,360	15,300	12,240	6,110
71人から80人まで	設置	乳児	166,490	18,820	15,690	12,550	6,270
	未設置	乳児	160,460	18,100	15,080	12,070	6,030

121人から130人まで	設置	乳児	153,590	17,280	14,390	11,520	5,750
	未設置	乳児	149,950	16,840	14,030	11,220	5,600
131人から140人まで	設置	乳児	152,830	17,190	14,320	11,450	5,720
	未設置	乳児	149,450	16,780	13,980	11,180	5,580
141人から150人まで	設置	乳児	152,140	17,110	14,250	11,400	5,690
	未設置	乳児	148,990	16,730	13,930	11,150	5,570
151人から160人まで	設置	乳児	152,410	17,140	14,280	11,420	5,700
	未設置	乳児	149,460	16,780	13,980	11,180	5,580
161人から170人まで	設置	乳児	151,860	17,070	14,220	11,380	5,680
	未設置	乳児	149,070	16,740	13,940	11,150	5,570
171人以上	設置	乳児	151,340	17,010	14,170	11,340	5,660
	未設置	乳児	148,710	16,700	13,910	11,130	5,560
31人から40人まで	設置	乳児	176,190	19,990	16,660	13,320	6,650
	未設置	乳児	164,580	18,600	15,500	12,390	6,190
41人から45人まで	設置	乳児	174,860	19,830	16,530	13,210	6,600
	未設置	乳児	164,540	18,590	15,500	12,390	6,190
46人から50人まで	設置	乳児	174,100	19,740	16,450	13,150	6,570
	未設置	乳児	164,810	18,620	15,520	12,410	6,200
51人から60人まで	設置	乳児	168,390	19,050	15,880	12,700	6,340
	未設置	乳児	160,650	18,120	15,110	12,080	6,030
61人から70人まで	設置	乳児	164,380	18,570	15,480	12,380	6,180
	未設置	乳児	157,750	17,780	14,820	11,850	5,920
71人から80人まで	設置	乳児	161,430	18,220	15,180	12,140	6,060
	未設置	乳児	155,620	17,520	14,600	11,680	5,830

地 域	6/100	81人から90人まで	設 置	乳 児	159,090	17,940	14,950	11,950	5,970
			未 設 置	乳 児	153,930	17,320	14,430	11,540	5,760
		91人から100人まで	設 置	乳 児	154,470	17,380	14,490	11,580	5,780
			未 設 置	乳 児	149,820	16,820	14,020	11,210	5,600
	101人から110人まで	設 置	乳 児	153,220	17,230	14,360	11,480	5,730	
		未 設 置	乳 児	149,000	16,730	13,940	11,150	5,570	
	111人から120人まで	設 置	乳 児	152,150	17,100	14,260	11,400	5,690	
		未 設 置	乳 児	148,280	16,640	13,870	11,090	5,540	
	121人から130人まで	設 置	乳 児	151,240	16,990	14,160	11,320	5,650	
		未 設 置	乳 児	147,670	16,570	13,810	11,040	5,510	
	131人から140人まで	設 置	乳 児	150,490	16,900	14,090	11,260	5,620	
		未 設 置	乳 児	147,170	16,510	13,760	11,000	5,490	
	141人から150人まで	設 置	乳 児	149,820	16,820	14,020	11,210	5,600	
		未 設 置	乳 児	146,720	16,450	13,710	10,960	5,470	
	151人から160人まで	設 置	乳 児	150,100	16,860	14,050	11,230	5,610	
		未 設 置	乳 児	147,190	16,510	13,760	11,000	5,490	
	161人から170人まで	設 置	乳 児	149,550	16,790	14,000	11,190	5,590	
		未 設 置	乳 児	146,810	16,460	13,720	10,970	5,480	
	171人以上	設 置	乳 児	149,040	16,730	13,940	11,150	5,570	
		未 設 置	乳 児	146,460	16,420	13,690	10,940	5,460	
		31人から40人まで	設 置	乳 児	174,810	19,820	16,520	13,210	6,600
			未 設 置	乳 児	163,310	18,440	15,370	12,290	6,140
		41人から45人まで	設 置	乳 児	173,490	19,660	16,390	13,100	6,540
			未 設 置	乳 児	163,270	18,440	15,370	12,290	6,140

5/100 地 域	46人から50人まで	設 置	乳 児	172,740	19,570	16,310	13,040	6,510
		未 設 置	乳 児	163,540	18,470	15,390	12,310	6,150
	51人から60人まで	設 置	乳 児	167,070	18,890	15,750	12,590	6,290
		未 設 置	乳 児	159,400	17,970	14,980	11,980	5,980
	61人から70人まで	設 置	乳 児	163,100	18,420	15,350	12,270	6,130
		未 設 置	乳 児	156,530	17,630	14,690	11,750	5,870
	71人から80人まで	設 置	乳 児	160,170	18,060	15,060	12,040	6,010
		未 設 置	乳 児	154,420	17,370	14,480	11,580	5,780
	81人から90人まで	設 置	乳 児	157,840	17,780	14,820	11,850	5,920
		未 設 置	乳 児	152,730	17,170	14,310	11,440	5,710
	91人から100人まで	設 置	乳 児	153,270	17,240	14,370	11,490	5,740
		未 設 置	乳 児	148,670	16,680	13,910	11,120	5,550
	101人から110人まで	設 置	乳 児	152,040	17,090	14,240	11,390	5,690
		未 設 置	乳 児	147,850	16,590	13,820	11,050	5,520
	111人から120人まで	設 置	乳 児	150,970	16,960	14,140	11,300	5,640
		未 設 置	乳 児	147,140	16,500	13,750	11,000	5,490
	121人から130人まで	設 置	乳 児	150,070	16,850	14,050	11,230	5,610
		未 設 置	乳 児	146,530	16,430	13,690	10,950	5,470
	131人から140人まで	設 置	乳 児	149,330	16,760	13,970	11,170	5,580
		未 設 置	乳 児	146,040	16,370	13,640	10,910	5,450
141人から150人まで	設 置	乳 児	148,660	16,680	13,900	11,120	5,550	
	未 設 置	乳 児	145,590	16,310	13,600	10,870	5,430	
151人から160人まで	設 置	乳 児	148,940	16,720	13,930	11,140	5,560	
	未 設 置	乳 児	146,070	16,370	13,650	10,910	5,450	

121人から130人まで	設置	乳児	147,720	16,610	13,810	11,040	5,510
	未設置	乳児	144,250	16,150	13,460	10,760	5,370
131人から140人まで	設置	乳児	146,990	16,520	13,730	10,980	5,480
	未設置	乳児	143,770	16,090	13,410	10,720	5,350
141人から150人まで	設置	乳児	146,330	16,440	13,670	10,930	5,460
	未設置	乳児	143,320	16,040	13,370	10,690	5,340
151人から160人まで	設置	乳児	146,620	16,480	13,700	10,950	5,470
	未設置	乳児	143,800	16,100	13,420	10,730	5,360
161人から170人まで	設置	乳児	146,080	16,410	13,640	10,910	5,450
	未設置	乳児	143,430	16,050	13,380	10,700	5,340
171人以上	設置	乳児	145,590	16,350	13,590	10,870	5,430
	未設置	乳児	143,080	16,010	13,340	10,670	5,330
31人から40人まで	設置	乳児	167,890	19,140	15,820	12,660	6,330
	未設置	乳児	156,940	17,680	14,720	11,780	5,890
41人から45人まで	設置	乳児	166,630	18,980	15,690	12,560	6,280
	未設置	乳児	156,890	17,670	14,720	11,780	5,890
46人から50人まで	設置	乳児	165,900	18,890	15,620	12,500	6,250
	未設置	乳児	157,140	17,700	14,740	11,800	5,900
51人から60人まで	設置	乳児	160,470	18,220	15,080	12,070	6,030
	未設置	乳児	153,160	17,220	14,350	11,480	5,740
61人から70人まで	設置	乳児	156,660	17,750	14,700	11,760	5,880
	未設置	乳児	150,400	16,890	14,070	11,260	5,630
71人から80人まで	設置	乳児	153,850	17,410	14,420	11,540	5,770
	未設置	乳児	148,370	16,650	13,870	11,100	5,550

地域	その他	81人から90人まで	設 置	乳 児	151,620	17,130	14,190	11,360	5,680
			1, 2歳児	89,510	9,680	7,980	6,390	3,190	
		未 設 置	3歳児	42,950	4,460	3,640	2,910	1,450	
		4歳以上児	36,740	3,720	3,020	2,420	1,210		
	91人から100人まで	設 置	乳 児	147,290	16,600	13,760	11,010	5,500	
		1, 2歳児	85,180	9,150	7,550	6,040	3,010		
	未 設 置	3歳児	38,620	3,930	3,210	2,560	1,270		
	4歳以上児	32,410	3,190	2,590	2,070	1,030			
	101人から110人まで	設 置	乳 児	146,100	16,450	13,640	10,920	5,460	
		1, 2歳児	83,990	9,000	7,430	5,950	2,970		
	未 設 置	3歳児	37,430	3,780	3,090	2,470	1,230		
	4歳以上児	31,220	3,040	2,470	1,980	990			
	111人から120人まで	設 置	乳 児	145,070	16,320	13,540	10,830	5,410	
		1, 2歳児	82,960	8,870	7,330	5,860	2,920		
	未 設 置	3歳児	36,400	3,650	2,990	2,380	1,180		
	4歳以上児	30,190	2,910	2,370	1,890	940			
121人から130人まで	設 置	乳 児	144,210	16,220	13,450	10,760	5,380		
	1, 2歳児	82,100	8,770	7,240	5,790	2,890			
未 設 置	3歳児	35,540	3,550	2,900	2,310	1,150			
4歳以上児	29,330	2,810	2,280	1,820	910				
131人から140人まで	設 置	乳 児	143,490	16,130	13,380	10,710	5,350		
	1, 2歳児	81,380	8,680	7,170	5,740	2,860			
未 設 置	3歳児	34,820	3,460	2,830	2,260	1,120			
4歳以上児	28,610	2,720	2,210	1,770	880				
141人から150人まで	設 置	乳 児	142,850	16,050	13,320	10,660	5,330		
	1, 2歳児	80,740	8,600	7,110	5,690	2,840			
未 設 置	3歳児	34,180	3,380	2,770	2,210	1,100			
4歳以上児	27,970	2,640	2,150	1,720	860				
151人から160人まで	設 置	乳 児	143,150	16,080	13,350	10,680	5,340		
	1, 2歳児	81,040	8,630	7,140	5,710	2,850			
未 設 置	3歳児	34,480	3,410	2,800	2,230	1,110			
4歳以上児	28,270	2,670	2,180	1,740	870				
161人から170人まで	設 置	乳 児	142,620	16,020	13,290	10,640	5,320		
	1, 2歳児	80,510	8,570	7,080	5,670	2,830			
未 設 置	3歳児	33,950	3,350	2,740	2,190	1,090			
4歳以上児	27,740	2,610	2,120	1,700	850				
171人以上	設 置	乳 児	142,140	15,960	13,240	10,600	5,300		
	1, 2歳児	80,030	8,510	7,030	5,630	2,810			
未 設 置	3歳児	33,470	3,290	2,690	2,150	1,070			
4歳以上児	27,260	2,550	2,070	1,660	830				
		設 置	乳 児	139,700	15,610	13,000	10,400	5,200	
		未 設 置	1, 2歳児	77,590	8,160	6,790	5,430	2,710	
		3歳児	31,030	2,940	2,450	1,950	970		
		4歳以上児	24,820	2,200	1,830	1,460	730		

※ 定員区分「41人から45人まで」及び「46人から50人まで」は平成21年度限りとし、平成22年度以降は定員区分「41人から50人まで」に統合される。

5 給与構造改革関係

第27表 平成21年度の地域手当の地域別支給割合

都道府県	支 給 地 域	地 域 手 当		
		級 地	平成21年度 支給割合	
北海道	札幌市	6級地	3%	
宮城県	仙台市	5級地	6%	
	名取市 多賀城市	6級地	3%	
茨城県	取手市	2級地	12%	
	つくば市	3級地	10%	
	水戸市 土浦市 守谷市	4級地	8%	
	日立市 古河市 牛久市 ひたちなか市	5級地	5%	
	龍ヶ崎市 筑西市	6級地	3%	
栃木県	宇都宮市	5級地	5%	
	鹿沼市 小山市 大田原市	6級地	3%	
群馬県	前橋市 高崎市 太田市	6級地	3%	
埼玉県	和光市	2級地	12%	
	さいたま市	3級地	11%	
	志木市		10%	
	鶴ヶ島市	4級地	8%	
	川越市 川口市 所沢市 越谷市 戸田市	5級地	6%	
	朝霞市		5%	
	行田市 飯能市 加須市 東松山市 入間市 三郷市		3%	
	熊谷市 春日部市 鴻巣市 上尾市 草加市 久喜市 坂戸市 比企郡鳩山町 北埼玉郡北川辺町 北葛飾郡栗橋町 北葛飾郡杉戸町	6級地	3%	
	千葉県	成田市 印西市	2級地	12%
		船橋市 浦安市	3級地	10%
袖ヶ浦市		9%		
千葉市		4級地	10%	
市川市 松戸市 四街道市			9%	
富津市			8%	
柏市		5級地	6%	
茂原市 佐倉市 市原市 白井市			5%	
野田市 東金市 流山市 八街市 印旛郡酒々井町 印旛郡栄町		6級地	3%	
東京都		特別区	1級地	17%
	武蔵野市 町田市 国分寺市 国立市 狛江市	2級地	14%	
	多摩市 稲城市 西東京市		12%	
	福生市 清瀬市	3級地	12%	
	八王子市 立川市 府中市 調布市		10%	
	昭島市 小平市 日野市		10%	
	三鷹市	4級地	10%	
	青梅市 東村山市 あきる野市		9%	
武蔵村山市	6級地	3%		

神奈川県	鎌倉市	2級地	14%
	厚木市		12%
	横浜市 川崎市	3級地	12%
	海老名市		10%
	※横須賀市	4級地	10%
	藤沢市 茅ヶ崎市 相模原市 大和市		9%
	平塚市 ※三浦郡葉山町	5級地	6%
	秦野市		5%
	小田原市 三浦市	6級地	3%
富山県	富山市	6級地	3%
石川県	金沢市	6級地	3%
福井県	福井市	6級地	3%
山梨県	甲府市	5級地	5%
長野県	長野市 松本市 諏訪市	6級地	3%
岐阜県	岐阜市 大垣市 多治見市 美濃加茂市	6級地	3%
静岡県	静岡市	5級地	6%
	沼津市 御殿場市		5%
	浜松市 三島市 富士宮市 富士市 磐田市	6級地	3%
	焼津市 掛川市 袋井市		
愛知県	名古屋市	3級地	12%
	刈谷市 豊田市		9%
	豊明市	4級地	8%
	瀬戸市 碧南市 西尾市 大府市 知多市	5級地	5%
	豊橋市 岡崎市 一宮市 半田市 春日井市	6級地	3%
	津島市 安城市 犬山市 江南市 小牧市		
	稲沢市 東海市 知立市 愛西市 弥富市		
	西春日井郡豊山町 西加茂郡三好町		
三重県	鈴鹿市	4級地	8%
	津市 四日市市	5級地	5%
	桑名市 名張市 伊賀市	6級地	3%
滋賀県	大津市	4級地	9%
	草津市		8%
	守山市 栗東市	5級地	5%
	彦根市 長浜市	6級地	3%
京都府	京都市	4級地	10%
	宇治市	5級地	6%
	亀岡市 京田辺市		5%
	向日市 相楽郡木津町	6級地	3%
大阪府	大阪市 守口市	2級地	14%
	門真市		12%
	吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市	3級地	12%
	高石市		11%
	※堺市 豊中市 池田市 枚方市 茨木市	4級地	10%
	八尾市 ※東大阪市		
	※岸和田市 ※泉大津市 ※貝塚市 ※泉佐野市	5級地	6%
	※富田林市 和泉市 羽曳野市		
	河内長野市 藤井寺市		5%
	柏原市 泉南市 四條畷市 交野市 阪南市	6級地	3%
	泉南郡熊取町 泉南郡田尻町 南河内郡太子町		

兵庫 県	芦屋市	2級地	14%
	西宮市 宝塚市	3級地	12%
	神戸市 尼崎市	4級地	10%
	伊丹市	5級地	6%
	三田市		5%
	姫路市 明石市 加古川市 三木市	6級地	3%
奈良 県	天理市	3級地	9%
	奈良市 大和郡山市	4級地	9%
	大和高田市 橿原市	5級地	5%
	桜井市 香芝市 宇陀市 生駒郡斑鳩町 北葛城郡王寺町	6級地	3%
和歌山 県	和歌山市 橋本市	6級地	3%
岡山 県	岡山市	6級地	3%
広島 県	広島市	4級地	9%
	廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町	6級地	3%
山口 県	周南市	6級地	3%
香川 県	高松市	6級地	3%
福岡 県	福岡市	4級地	10%
	※北九州市 筑紫野市 春日市 太宰府市 前原市 福津市 糟屋郡宇美町 糟屋郡粕屋町	6級地	3%
長崎 県	※長崎市	6級地	3%

- (注) 1 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成18年4月1日においてそれらの名称を有する市、町又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。
- 2 ※印を付した地域は暫定指定地域（当分の間の支給地域）を示す。

(備考)上記以外の地域において、保育単価については別の支給割合が適用される場合がある。

家庭的保育事業の充実について

家庭的保育事業とは

保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者(保育ママ)が、保育所と連携しながら自身の居宅等において少数の主に3歳未満児を保育する事業。(平成12年度に、保育需要の増に対応するための応急的措置として創設。)

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(平成19年12月)等において、様々な働き方・ライフスタイルに対応するための多様で弾力的な保育サービスの一環としての家庭的保育の制度化や拡充の必要性が言及される一方、実施自治体が少なく、普及が進んでいない。(18年度実績(決算ベース)【実施自治体数】13、【保育ママ数】105、【利用児童数】319)

課題

- ・家庭的保育者への支援体制の不足(巡回指導・相談体制、家庭的保育者の休暇時の代替保育の確保 等)
- ・事故発生時の保証の体制
- ・家庭的保育者のなり手がいない
- ・実施自治体が少ない

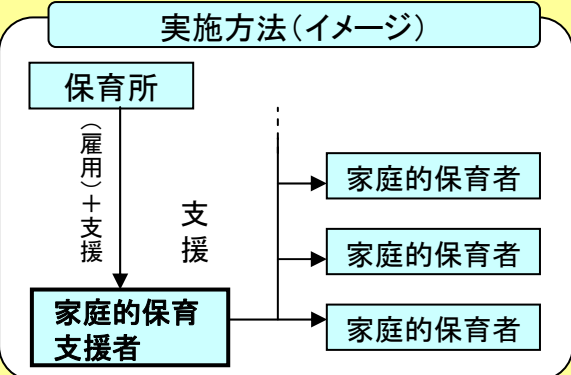
改善内容(平成20年度)

- ・家庭的保育者を支援する専任職員の配置
- ・補助単価の見直し(賠償責任保険料の追加)
- ・補助単価の見直し(俸給の引き上げ 等)
- ・対象児童数の増

平成21年度予算案

要求額:1,417,891千円
対象児童数:5,000人

- ・保育ママ:53,400円(児童1人当たり月額)
- ・家庭的保育支援者:約460万円(年額)
- ・連携保育所:約170万円(年額)



※ 従来どおり、家庭的保育支援者のいない実施形態についても排除しない。

事業の法定化

- 第170回臨時会において、「児童福祉法の一部を改正する法律」(平成20年12月3日法律第85号)が成立し、児童福祉法において家庭的保育事業が法定化。(平成22年4月1日施行)
- 今後、事業を実施するに当たっての実施基準やガイドラインを策定するため、検討会を開催していく予定。

保育所における保育の質の向上のための アクションプログラムについて

経緯及び趣旨

保育所における質の向上を図るため、国（厚生労働省）が取り組む施策及び地方公共団体（都道府県及び市町村）が取り組むことが望まれる施策に関する総合的なアクションプログラムを策定し、保育所保育指針改定（平成20年3月告示）に併せて通知。

各地方公共団体においても保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定することを奨励。
（次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画と一体的に策定することも可）

実施期間

平成20年度から平成24年度までの5年間

アクションプログラムの概要

- (1) 保育実践の改善・向上
自己評価、保育実践に関する調査研究の推進、情報技術を活用した業務効率化など
- (2) 子どもの健康及び安全の確保
保健・衛生面の対応の明確化、看護師等の専門的職員の確保の推進、嘱託医の役割の明確化、特別の支援を要する子どもの保育の充実など
- (3) 保育士等の資質・専門性の向上
保育所内外の研修の充実、施設長の役割強化、保育士資格・養成の在り方の見直し
- (4) 保育を支える基盤の強化
評価の充実、保育に関する研究成果等のデータベース化及び活用、専門的な人材や地域の多様な人材の活用、保育環境の改善・充実のための財源確保

アクションプログラムの策定と実施

国が取り組んでいる事項

- 保育所の自己評価ガイドラインの作成
- 保育所における保健・衛生等に関するガイドラインの作成
- 保育所・小学校の連携を進めるための事例集等の作成
- 保育所の研修体系の作成
- 保育士資格・養成の見直し・検討(カリキュラム内容・養成のあり方等)
- 施設長の役割・資格等の見直し・検討 等

地方公共団体での策定の推奨

- 保育実践上の課題に関する調査研究の支援・活用
- 保育所の関係機関等との積極的な連携及び協力
(保育所児童保育要録の様式の作成に係る協議・保・幼・小連携等も含む)
- 特別の支援を要する子どもの保育の充実
- 保育所の研修内容の充実・外部講師の活用など研修体制の整備
- 専門的な人材や地域の多様な人材の活用
- 保育環境の改善・充実

保育所保育指針に関する指導監査について

保育所保育指針(平成20年3月28日厚生労働大臣告示)が平成21年4月1日から施行されることに伴い、適正かつ円滑な児童福祉行政指導監査の実施に資するよう、「児童福祉行政監査の実施について」(平成12年4月25日児発第471号局長通知)について改正を行う。

【基本的な考え方】

- ・保育所保育指針において、具体的に義務や努力義務が課せられている事項を中心に、子どもの発達に応じた適切な保育が行われているかどうか、また、そのための適切な運営が行われているかどうかについて、各保育所の創意工夫や取組を尊重しつつ、実施すること。
- ・取組の結果のみに着目するのではなく、取組の過程(保育実践及びその振り返り、自己評価の取組等)についても尊重すること。
- ・「保育所保育指針解説書」については、法的拘束力を有するものではなく、指導監査の際に、同解説書に基づく指導等を行うことのないよう留意すること。

児童福祉行政監査の実施について(雇用均等・児童家庭局長通知)【保育所関係部分一部抜粋】

【現行】

(2) 児童福祉施設事項

第1. 適切な入所者処遇の確保

1. 入所者処遇の充実

[保育所]

(1)、(2) (略)

(3) 入所児童の発達に応じた適切な保育が行われているか。

(4) 保護者との連絡(登所、降所等)が適切に実施されているか。

以下 (略)

【改正案】

(2) 児童福祉施設事項

第1. 適切な入所者処遇の確保

1. 入所者処遇の充実

[保育所]

(1)、(2) (略)

(3) 保育所保育指針に規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項を踏まえ、各保育所の実情に応じて適切な保育が行われているか。

ア 保育課程を編成し、それに基づく指導計画が作成されているか。

イ 保育の記録や自己評価に基づいて、保育所児童保育要録が作成されているか。また、児童の就学に際し、保育要録の小学校への送付が行われているか。

ウ 保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るように努めているか。

エ 職員及び保育所の課題を踏まえた研修が計画的に実施されているか。

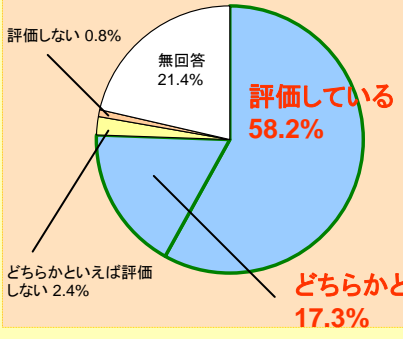
以下 (略)

認定こども園に関するアンケート調査の結果概要

認定こども園制度への評価

認定こども園を利用している保護者の8割近く、認定を受けた施設の9割以上が、認定こども園制度を評価。また、保護者の9割近くが制度を推進していくべきとの回答

【認定こども園と
なったことへの評価】

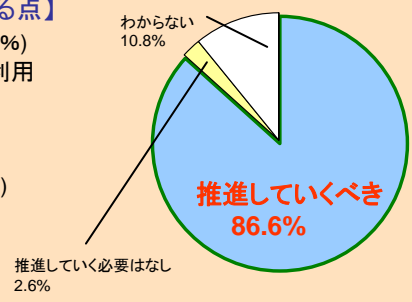


保護者

【参考：認定こども園を評価している点】

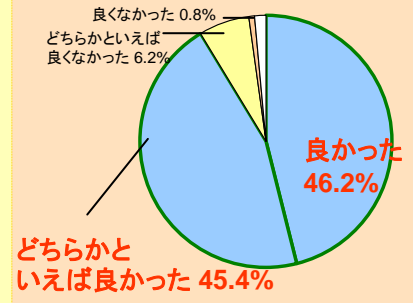
- ①保育時間が柔軟に選べる (46.5%)
- ②就労の有無にかかわらず施設利用 (45.7%)
- ③教育活動の充実 (30.9%)
- ④異年齢交流 (27.3%)
- ⑤子育て支援活動の充実 (24.6%)
- ⑥給食の提供 (14.4%)
- ⑦その他 (5.6%)

【今後の認定こども園制度の
あり方について】



施設

【認定こども園となった感想】



行政が取り組むべきと考える課題

施設

【行政の課題】「文科省と厚労省の連携」、「財務状況の改善」、「会計事務処理の簡素化」など

市町村

【国の課題】「財政的支援が十分でない」、「文科省と厚労省の連携」、「制度の普及啓発活動」など

【県の課題】「財政的支援が十分でない」、「申請手続き」、「市町村との連携」など

【市の課題】「都道府県との連携」、「制度の普及啓発活動」、「市町村独自の財政的支援」など

都道府県

【国の課題】「財政的支援が十分でない」、「会計事務処理」、「申請手続き」など

【県の課題】「市町村との連携」、「審査事務の円滑化」、「制度の普及啓発活動」など

認定こども園制度の現状と取組

認定件数

- 平成20年4月1日現在の認定件数:**229件**
- 申請見込件数:都道府県を通じて調査した結果、**約2000件程度の見込み**

	件数	(内訳)			
		幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
認定件数	229	104	76	35	14

これまでの連携方策

- 文部科学省と厚生労働省に「幼保連携推進室」を設置
- 関係者の研修会における業務説明、個別園の相談対応
- 認定こども園に関するパンフレット配布、ホームページの開設・更新
- 都道府県・市町村における認定こども園担当の窓口の一本化の推進 など

認定こども園の認定件数（H20.4.1現在）

都道府県	認定数	公立	私立	幼保	幼	保	地方
北海道	16	6	10	4	5	4	3
青森県	1	0	1	1	0	0	0
岩手県	5	0	5	1	4	0	0
宮城県	1	0	1	0	1	0	0
秋田県	12	5	7	10	2	0	0
山形県	4	1	3	2	1	1	0
福島県	5	2	3	3	1	1	0
茨城県	5	1	4	4	1	0	0
栃木県	7	2	5	2	4	1	0
群馬県	12	1	11	5	7	0	0
埼玉県	4	0	4	2	2	0	0
千葉県	8	4	4	5	0	2	1
東京都	19	5	14	4	9	3	3
神奈川県	12	5	7	11	1	0	0
新潟県	2	0	2	2	0	0	0
富山県	2	0	2	1	1	0	0
石川県	5	1	4	1	3	1	0
福井県	1	1	0	1	0	0	0
山梨県	1	0	1	1	0	0	0
長野県	7	0	7	6	0	0	1
岐阜県	1	0	1	1	0	0	0
静岡県	0	0	0	0	0	0	0
愛知県	4	2	2	1	0	3	0
三重県	0	0	0	0	0	0	0

都道府県	認定数	公立	私立	幼保	幼	保	地方
滋賀県	3	1	2	1	0	2	0
京都府	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	2	1	1	2	0	0	0
兵庫県	15	1	14	1	10	3	1
奈良県	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	2	2	0	1	0	1	0
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0
島根県	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	3	3	0	2	1	0	0
広島県	7	2	5	6	0	1	0
山口県	1	0	1	0	1	0	0
徳島県	2	2	0	0	0	2	0
香川県	1	0	1	0	1	0	0
愛媛県	4	0	4	3	0	0	1
高知県	3	1	2	1	1	0	1
福岡県	9	1	8	3	1	2	3
佐賀県	8	0	8	6	2	0	0
長崎県	15	0	15	4	8	3	0
熊本県	1	0	1	0	1	0	0
大分県	5	1	4	1	3	1	0
宮崎県	5	0	5	1	3	1	0
鹿児島県	9	4	5	4	2	3	0
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0
合計	229	55	174	104	76	35	14

「認定こども園制度の在り方に関する検討会」の開催について

1 趣旨

- 「経済財政改革の基本方針 2008」（平成 20 年 6 月）及び「5つの安心プラン」（平成 20 年 7 月）に盛り込まれた認定こども園の制度改革について検討を行うため、内閣府特命担当大臣（少子化対策）、文部科学大臣、厚生労働大臣の 3 大臣合意により、「認定こども園制度の在り方に関する検討会」を開催する。

2 検討会委員（五十音順）

秋田 喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
安藤 哲也	NPO法人ファザーリング・ジャパン代表理事
池本 美香	日本総合研究所主任研究員
井戸 敏三	兵庫県知事
猪熊 律子	読売新聞東京本社編集局社会保障部次長
長田 朋久	横川さくら保育園園長
駒村 康平	慶応義塾大学経済学部教授
齋藤 正寧	秋田県井川町長
田村 哲夫	認定こども園青葉学園野沢こども園園長
中澤 卓史	高知県教育長
無藤 隆	白梅学園大学教授
森 貞述	愛知県高浜市長
※ 山縣 文治	大阪市立大学生活科学部教授
吉田 敬岳	自由ヶ丘幼稚園園長
吉田 正幸	（有）遊育代表取締役
若盛 正城	認定こども園こどものもり園長
渡邊 英則	認定こども園ゆうゆうのもり幼保園長
※：座長	

3 庶務

- 検討会の庶務は、内閣府が文部科学省及び厚生労働省の協力を得て行う。
- 内閣府・文部科学省・厚生労働省の課室長クラスから成る「幹事会」を設置する。

安心こども基金（仮称）の概要

資料24

（平成20年度第2次補正予算案）
100,000百万円
（厚労省95,867百万円、文科省4,133百万円）

<趣旨>

都道府県に基金を造成し、「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等、認定こども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う。

<事業概要>

国から交付された交付金を財源に、各都道府県において基金を造成し、平成20年度～平成22年度までの間、次の事業を実施する。

1 保育所等整備事業

(1) 保育所等緊急整備事業 ※①～③は社会福祉法人等が対象。

- ①保育所の施設整備費の補助。
- ②待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について、追加的財政措置。
- ③賃貸物件による保育所本園・分園の設置を促進し保育所の受け入れ枠を緊急に確保するため、賃借料、改修費等の補助。
- ④子育て支援のための拠点施設の施設整備費の補助。

(2) 放課後児童クラブ設置促進事業

小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を放課後児童クラブとして使用するために必要な建物の改修、倉庫設備の設置を行うための経費の補助。

(3) 認定こども園整備等事業

幼保連携型、幼稚園型、保育所型の施設整備、幼稚園型、保育所型の事業費の補助。 ※学校法人及び社会福祉法人等が対象。

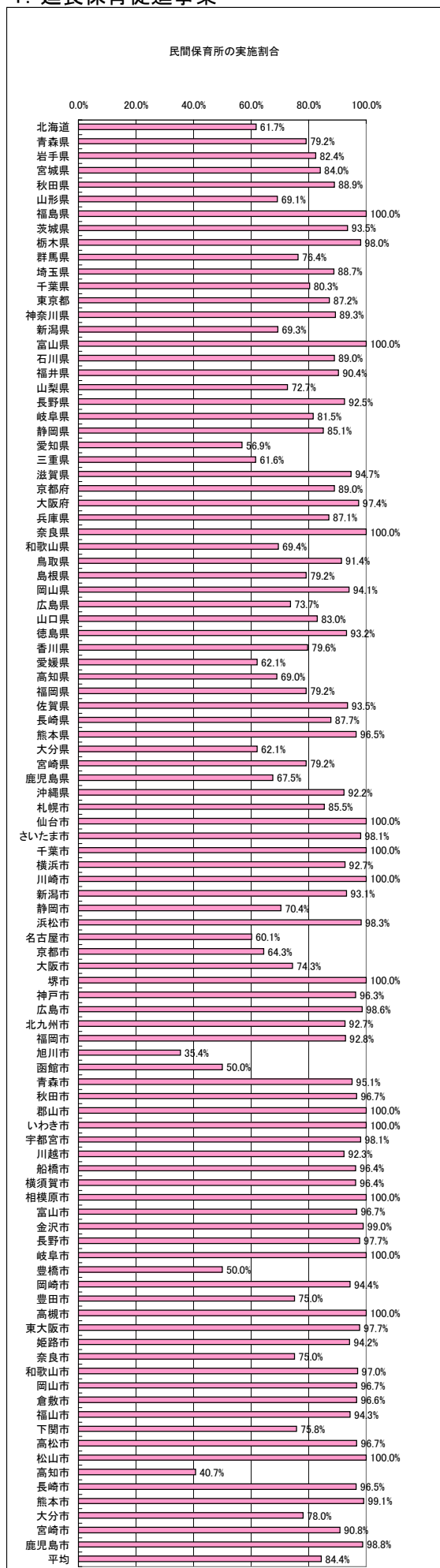
2 家庭的保育改修等事業

家庭的保育（保育ママ）事業を推進するため、その実施場所に係る改修費の補助及び家庭的保育者の研修を実施するための費用の補助。

3 保育の質の向上のための研修事業等

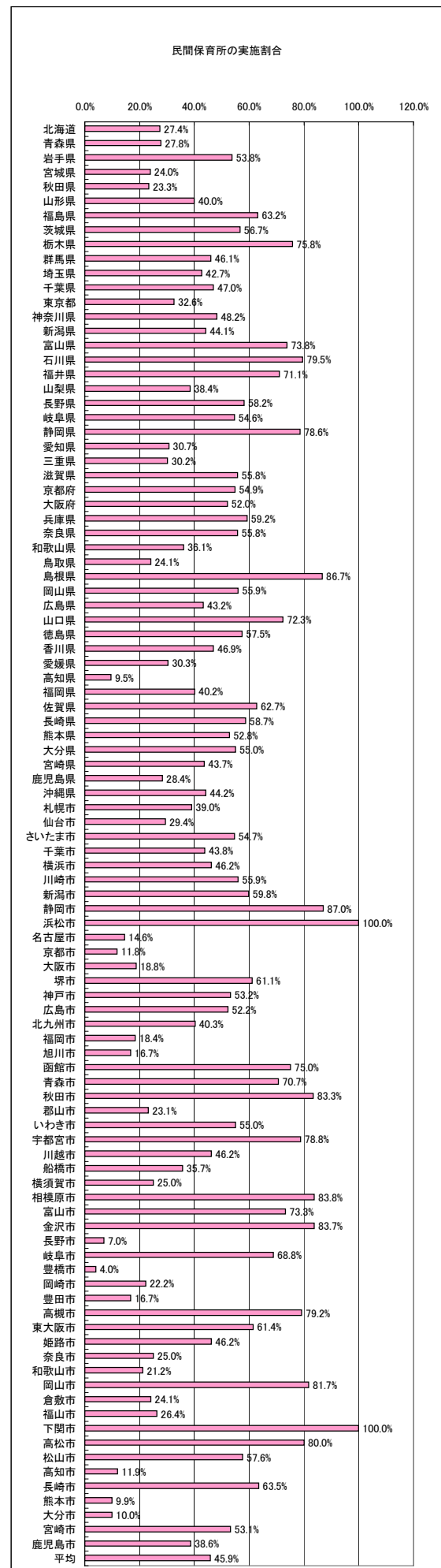
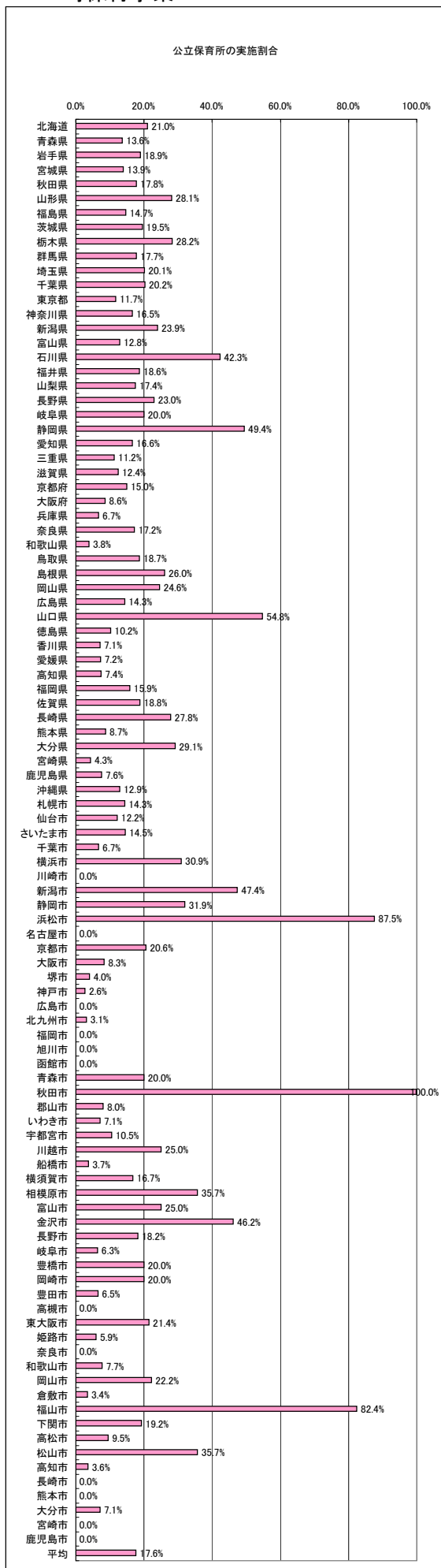
保育の質の向上のため、保育所等の保育士（現在、保育所等に勤務していない保育士を含む。）を対象に実施する研修費用及びアクションプログラム実践のための事業費の補助。

資料 都道府県・指定都市・中核市別×公民別特別保育実施保育所の割合
1. 延長保育促進事業

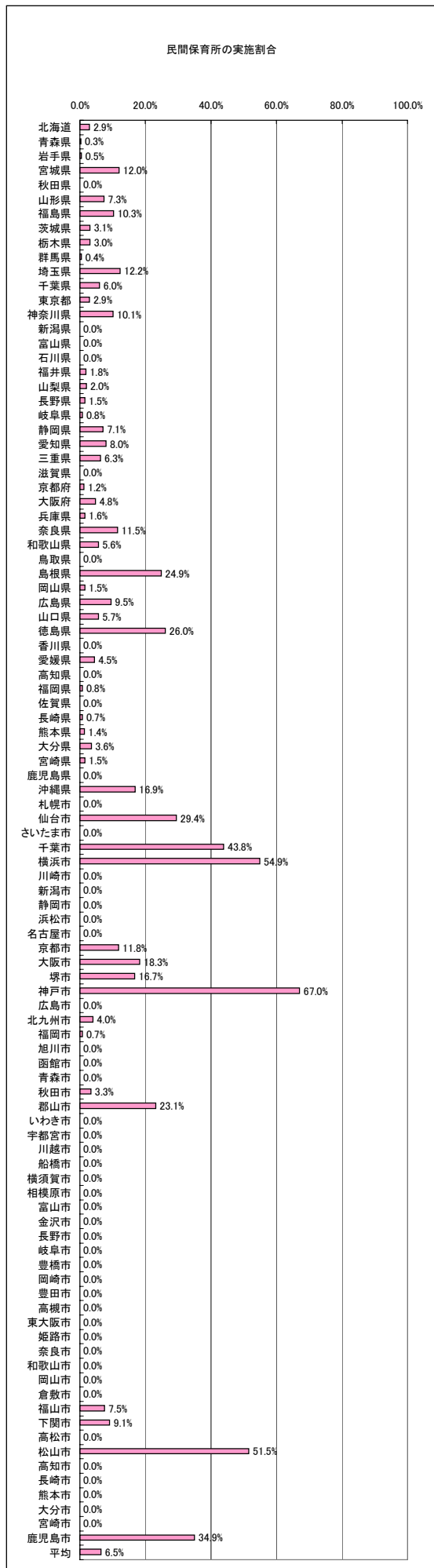
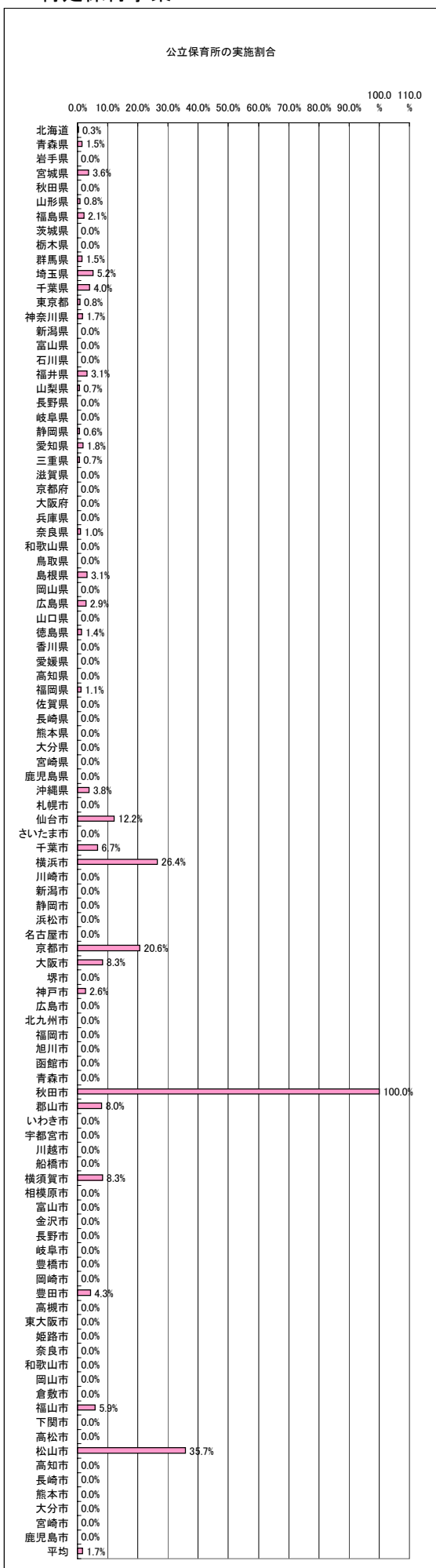


※ 実施割合 = 実施保育所数(H19年度交付決定数) / 全保育所数(H20.3現在)

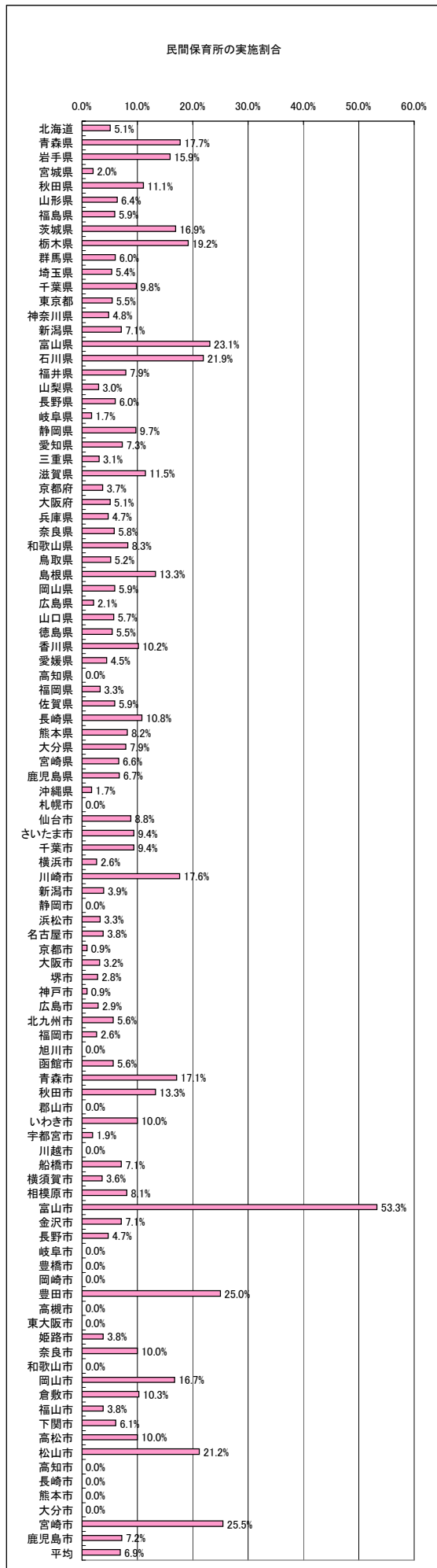
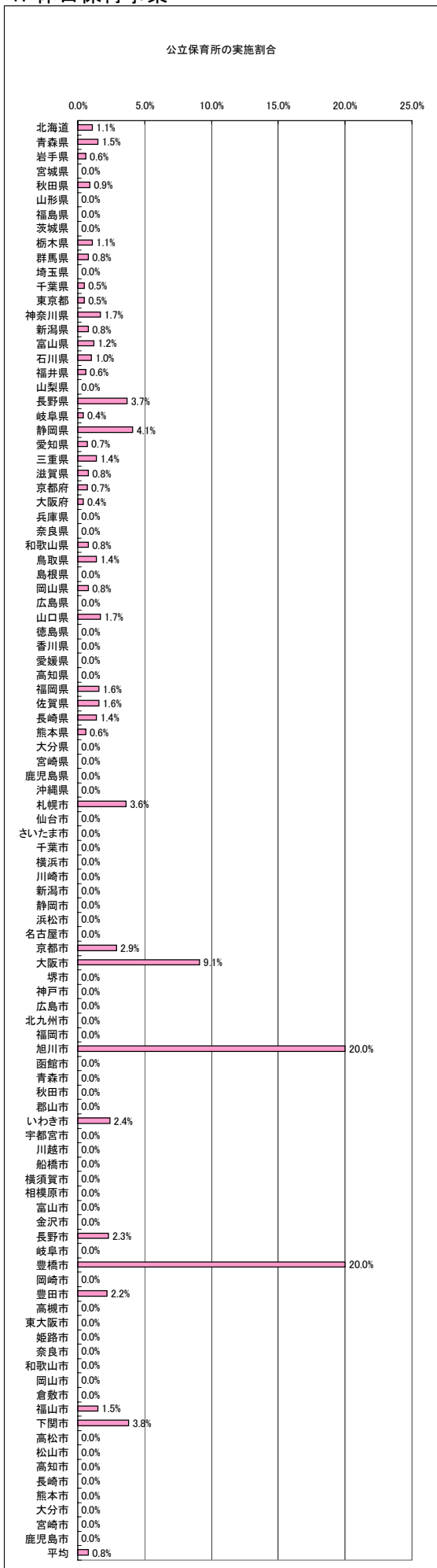
2. 一時保育事業



3. 特定保育事業



4. 休日保育事業



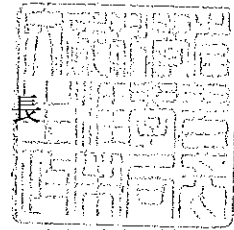


20文科施第363号
雇児発第1128002号
平成20年11月28日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市市長
各指定都市教育委員会教育長
各中核市市長
各中核市教育委員会教育長

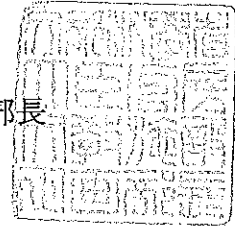
殿

文部科学省生涯学習政策局長



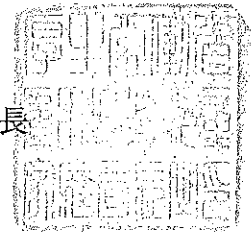
(印影印刷)

文部科学省大臣官房文教施設企画部長



(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



(印影印刷)

普通教室として使用しなくなった教室の「放課後子どもプラン」への活用について (通知)

放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図るため、平成19年度より文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」を推進しているところですが、その実施場所の確保が大きな課題となっております。

一方、公立学校施設は地域における中核的な公共施設であり、児童生徒数の減少により普通教室として使用しなくなった教室を有効活用することは、市区町村の財政状況が厳しい中、必要不可欠です。

特に「放課後子どもプラン」の実施場所として活用することは必要性が高く、普通教室として使用しなくなった教室を学校施設の他の用途に用いることが真に必要な場合を除き、「放課後子どもプラン」の実施場所としての活用ニーズに優先的に応えることが求められております。

「放課後子どもプラン」の実施に当たっての学校諸施設の活用促進については、既に「放課後子どもプラン」の推進に当たっての関係部局・学校の連携等について」（平成19年3月14日文科科学省生涯学習政策局長・文科科学省大臣官房文教施設企画部長・文科科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）によりお願いしているところです。

また、先般とりまとめられた「生活対策」（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）においても、生活安心確保対策として、子育て支援の拡充が盛り込まれております。

貴職におかれましては、このような趣旨を踏まえ、下記の点についてご留意いただくとともに、管内・域内の市区町村、市区町村教育委員会及び公立小学校長に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 普通教室として使用しなくなった教室をはじめとする学校諸施設の活用促進について

「放課後子どもプラン」（「放課後子ども教室推進事業」、「放課後児童健全育成事業」のいずれかを先行して実施している場合、これから実施する場合を含む。以下同じ。）の実施に際しては、子どもたちの多様な活動の場が確保できるよう、学校教育に支障が生じない限り、普通教室として使用しなくなった教室、体育館、図書館等の学校諸施設の有効活用が図られるようにすること。その際、過去に普通教室として使用しなくなり、現在何らかの活用を行っているものについても、「放課後子どもプラン」としての活用ニーズがある場合には、その活用を図ることができないか検討すること。

また、教育委員会において、市区町村における「放課後子どもプラン」の活用ニーズを学校に対して積極的に情報提供するとともに、学校諸施設の活用状況を可能な限りオープンにすること。その上で、教育委員会と首長部局が連携して検討を行い、市区町村における学校諸施設の適切な有効活用を推進すること。

2. 国庫補助を受けて整備された学校施設の財産処分手続について

「放課後子どもプラン」実施に際して、国庫補助を受けて整備された学校施設を使用する場合で、学校施設を転用し、財産処分手続が必要となる場合であっても、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」（平成20年6月18日文科科学省大臣官房文教施設企画部長通知）において、財産処分手続の大幅な弾力化が図られていることに留意すること。

なお、放課後や学校の授業日以外の時間帯を利用する等により一時的に学校教育以外の用に供する場合は、財産処分には該当せず手続は不要であること。特に、「放課後子ども教室推進事業」は、実施場所を固定することなく、教室や体育館、図書館、特別教室等の空いている時間での実施が可能であり、そうした場合には、転用手続きを必要とはしていないことから、積極的な活用について検討すること。

3. 事業の管理運営について

「放課後子どもプラン」は学校教育の一環として位置付けられるものではないことから、実施に当たり学校施設を使用する際は、実施主体である市区町村等が責任をもって事業の管理運営を行うこと。特に事故等の責任体制については、実施主体である市区町村等が主導し、関係者と十分な検討を行い、事前に責任の所在を明確にし、対外的に示すことで、学校の懸念を払拭するよう努めること。

平成21年度 放課後子どもプラン推進事業（放課後児童健全育成事業等分）交付要綱・別表 新旧対照表（案）

改 正 後					現 行				
別 表					別 表				
事業名	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	事業名	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業費等	<p>1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）費</p> <p>(1) 開設日数 250日以上</p> <p>① 1クラブ(年間平均児童数10～19人)当たり年額 995,000円×か所数</p> <p>② 1クラブ(年間平均児童数20～35人)当たり年額 1,630,000円×か所数</p> <p>③ 1クラブ(年間平均児童数36～70人)当たり年額 2,426,000円×か所数</p> <p>④ 1クラブ(年間平均児童数71人以上)当たり年額 3,222,000円×か所数</p> <p>⑤ 開設日数加算額（原則として1日8時間以上開所する場合） 13,000円×251日～300日までの250日を超える日数</p> <p>⑥ 長時間開設加算額</p> <p>(ア) 平日分（1日6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合） 202,000円×18時を越える時間数</p> <p>(イ) 長期休暇等分（1日8時間を超えて開設する場合） 91,000円×1日8時間を超える時間数</p> <p>(2) 特例分（開設日数 200～249日）</p> <p>① 1クラブ(年間平均児童数20人以上)当たり年額 1,651,000円×か所数</p>	放課後児童クラブの運営に必要な経費（飲食物費を除く。）	1 / 3	放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業費等	<p>1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）費</p> <p>(1) 開設日数 250日以上</p> <p>① 1クラブ(年間平均児童数10～19人)当たり年額 990,000円×か所数</p> <p>② 1クラブ(年間平均児童数20～35人)当たり年額 1,612,000円×か所数</p> <p>③ 1クラブ(年間平均児童数36～70人)当たり年額 2,408,000円×か所数</p> <p>④ 1クラブ(年間平均児童数71人以上)当たり年額 3,204,000円×か所数</p> <p>⑤ 開設日数加算額（原則として1日8時間以上開所する場合） 13,000円×251日～300日までの250日を超える日数</p> <p>⑥ 長時間開設加算額</p> <p>(ア) 平日分（1日6時間を超え、18時を越えて開設する場合） 199,000円×18時を越える時間数</p> <p>(イ) 長期休暇等分（1日8時間を超えて開設する場合） 90,000円×1日8時間を超える時間数</p> <p>(2) 特例分（開設日数 200～249日）</p> <p>① 1クラブ(年間平均児童数20人以上)当たり年額 1,611,000円×か所数</p>	放課後児童クラブの運営に必要な経費（飲食物費を除く。）	1 / 3

改 正 後					現 行				
事業名	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	事業名	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業費等	② 長時間開設加算額（1日6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合） 1クラブ当たり年額 <u>202,000円</u> ×18時を越える時間数	放課後児童クラブの運営に必要な経費（飲食物費を除く。）	1 / 3	放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業費等	② 長時間開設加算額（1日6時間を超え、18時を越えて開設する場合） 1クラブ当たり年額 <u>199,000円</u> ×18時を越える時間数	放課後児童クラブの運営に必要な経費（飲食物費を除く。）	1 / 3
		2 放課後子ども環境整備事業費 （1）放課後児童クラブ設置促進事業 1事業当たり 7,000,000円 （2）放課後児童クラブ環境改善事業 1事業当たり 1,000,000円 （3）放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1事業当たり 1,000,000円	放課後子ども環境整備事業に必要な経費				2 放課後子ども環境整備事業費 （1）放課後児童クラブ設置促進事業 1事業当たり 7,000,000円 （2）放課後児童クラブ環境改善事業 1事業当たり 1,000,000円 （3）放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1事業当たり 1,000,000円	放課後子ども環境整備事業に必要な経費	
		3 放課後児童クラブ支援事業費 （1）ボランティア派遣事業 1事業当たり年額 454,000円×事業数 （2）放課後子どもプラン実施支援等事業 1市町村当たり年額 750,000円 （3）放課後児童等の衛生・安全対策事業 1市町村当たり年額 584,000円 （4）障害児受入推進事業 1クラブ当たり年額 1,421,000円×か所数	放課後児童クラブ支援事業に必要な経費				3 放課後児童クラブ支援事業費 （1）ボランティア派遣事業 1事業当たり年額 441,000円×事業数 （2）放課後子どもプラン実施支援等事業 1市町村当たり年額 750,000円 （3）放課後児童等の衛生・安全対策事業 1市町村当たり年額 584,000円 （4）障害児受入推進事業 1クラブ当たり年額 1,421,000円×か所数	放課後児童クラブ支援事業に必要な経費	
	4 放課後児童指導員等資質向上事業費 都道府県、指定都市、中核市1か所 当たり年額 <u>950,000円</u>	放課後児童指導員等資質向上事業に必要な経費	4 放課後児童指導員等資質向上事業費 都道府県、指定都市、中核市1か所 当たり年額 <u>1,000,000円</u>	放課後児童指導員等資質向上事業に必要な経費					

「地域子育て環境づくり支援事業」について

(参 照)

- 「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」(平成9年6月5日児発第396号)別添3「健全育成推進事業実施要綱」
- 「児童環境づくり基盤整備事業の国庫補助について」(平成9年6月5日厚生省発児第72号)

(事業内容) 地域における子育て支援活動が強化されるよう、児童委員(主任児童委員を含む)等に対して、基本的な活動方法や技法等を習得するための研修及び地域における子育て支援活動を継続的に実施するための協議会を実施する事業、また、地域の子育て家庭に幅広く児童委員等の活動を知ってもらうことを目的として、児童委員等を講師として招いての子育てセミナー等を実施する事業。

(実施主体) 都道府県・指定都市・中核市

(補助率) 1/3(負担割合 国1/3、都道府県・指定都市・中核市2/3)

(基準額) 都道府県・指定都市・中核市1か所当たり年額

(平成20年度) 2,000,000円

事 務 連 絡
平成19年 3月 2日

都道府県
各指定都市 児童委員、主任児童委員事務担当者 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

児童委員、主任児童委員の活動に対する必要な情報提供等について

民生委員・児童委員、主任児童委員活動の推進につきましては、平素よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、家庭や地域の子育て機能の低下や、児童虐待事件や少年犯罪が相次ぐなど、子どもや家庭等を取り巻く環境が複雑・多様化している中で、地域の住民に最も身近な民生委員・児童委員、主任児童委員には、これらの問題への適切な関わりが求められているところです。

標記につきましては、別添のとおり、当省において開催いたしました全国厚生労働関係部局長会議（平成19年1月16日）及び全国児童福祉主管課長会議（平成19年2月23日）でご配慮をお願いしてきたところであります。民生委員・児童委員、主任児童委員活動には、日頃から地域住民の状況を適切に把握しておくことが重要であります。一部の自治体におかれましては個人情報保護に関する法律の施行や地域住民のプライバシー意識の高まりなどを受けて、民生委員・児童委員、主任児童委員に対しても情報提供に慎重となるあまり、児童、妊産婦、母子家庭等の実情を把握するために必要な情報が届かず、児童虐待防止等の活動に支障が生じている地域があるとの報告を受けております。

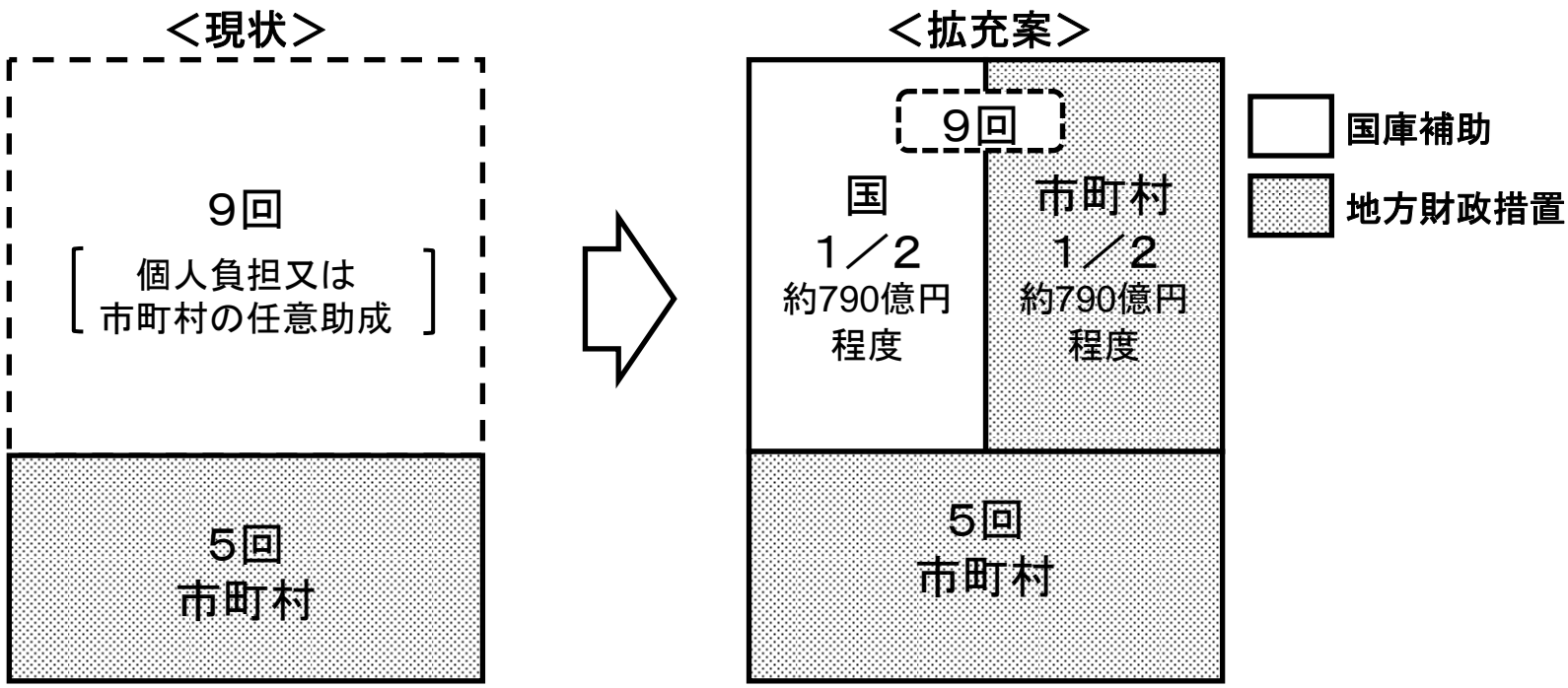
民生委員・児童委員、主任児童委員につきましては、民生委員法で守秘義務が規定されており、職務上を知りえた個人の身上に関する秘密は守られていることから、各自治体におかれましては、活動の重要性をご認識いただき、円滑な活動に必要な情報の提供につき特段のご配慮をお願いいたします。

また、地域住民に対しても、民生委員・児童委員、主任児童委員制度の正しい理解が得られるようご配慮をお願いいたします。

妊婦健診の公費負担の拡充について

内容

- 妊婦が、健診費用の心配をせずに、必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受けられるよう、公費負担を拡充。
- 現在、地方財政措置されていない残りの9回分について、平成22年度までの間、国庫補助(1/2)と地方財政措置(1/2)により支援。
- 都道府県は、平成20年度中に妊婦健康診査支援基金(仮称)を造成する。(条例の制定等)



(案)

妊婦健康診査臨時特例交付金（仮称）の概要

1 目的

近年、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由等により健康診査を受診しない妊婦もみられ、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦健康診査の重要性、必要性が一層高まっているところである。

このため、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査に必要な経費を交付することにより、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする。

2 交付金の規模

平成20年度二次補正予算（案）額 790億円

3 交付金の交付先

交付金は都道府県に対し、その申請に基づいて交付する。

なお、交付金は補助金等適正化法の適用の対象とする。

4 交付金事業の実施

交付金は、平成20年度中に都道府県に基金を造成することとし、この基金を活用して、平成22年度末まで支出することができるものとする。

なお、平成22年度末に残余財産が生じた場合は、国庫に納付する。

※ 基金を造成する場合は、各都道府県において年度内に基金にかかる条例等の制定を行う。

5 交付対象事業

母子保健法第13条に基づき、市町村が委託する病院・診療所又は助産所において実施する妊婦の健康診査について、交付の対象とする。

6 交付額

別に定める算定方法に基づき、各都道府県に配分する。各都道府県は、管内市町村から妊婦健診に係る実施計画を審査の上、その費用に対して交付する。

7 補助率

国1/2、市町村1/2

※ 市町村には、地方交付税が措置される予定

Para uma gravidez e um parto saudável

すこやかな妊娠と出産のために

ポルトガル語版



Ao engravidar, notifique a gravidez na prefeitura o quanto antes possível!

早期に妊娠の届出をしましょう!

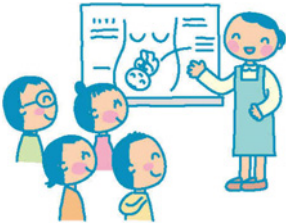
- Se for confirmada a gravidez, dirija-se o quanto antes ao departamento responsável da prefeitura onde reside para notificar a gravidez.
妊娠に気づいたら、お住まいの市町村の窓口にてできるだけ早く妊娠の届出を行ってください。
- No departamento responsável da prefeitura, será possível receber a Caderneta de Saúde da Mãe e da Criança (boshi kenkou techou), assim como os cupons que darão direito a submeter-se aos exames de pré-natal, orientação por parteiras e assistentes de saúde pública, apresentação de cursos para as gestantes e para os pais (casal) e várias outras informações.
窓口では、母子健康手帳の交付とともに、妊婦健診を公費の補助で受けられる受診券や、保健師等による相談、母親学級・両親学級の紹介、各種の情報提供などを受けることができます。



Faça sem falta os exames de pré-natal!

妊婦健康診査を必ず受けましょう!

- Durante a gravidez, é necessário um cuidado ainda maior com a saúde.
妊娠中は、ふだんより一層健康に気をつけなければなりません。
- Submeta-se aos exames de pré-natal de rotina nas instituições de saúde pelo menos 1 vez por mês (mais de 2 vezes após as 24 semanas de gestação e 1 vez por semana após as 36 semanas de gestação).
少なくとも毎月1回(妊娠24週以降には2回以上、さらに妊娠36週以降は毎週1回)、医療機関などで健康診査を受けましょう。



O que são os exames de pré-natal?

妊婦健康診査とは

- São exames que têm como objetivo avaliar o estado de saúde da gestante e o estado de desenvolvimento do bebê que está dentro da barriga, através da medição do corpo, exame de sangue • medição da pressão arterial • exame de urina, etc.
妊婦さんの健康ぐあいや、お腹の赤ちゃんの育ちぐあいをみるため、身体測定や血液・血圧・尿などの検査をします。
- Especialmente, as doenças como **anemia, hipertensão arterial induzida pela gravidez e diabetes melitus gestacional** podem afetar tanto o desenvolvimento do bebê que está dentro da barriga quanto prejudicar o estado de saúde da mãe.
特に、**貧血、妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病**などの病気は、お腹の赤ちゃんの発育に影響し、母体の健康を損なうことがあります。
- Submetendo-se aos exames de pré-natal, possibilitará o diagnóstico e o tratamento precoce das doenças.
妊婦健診を受けることで、病気などに早く気づき、早く対応することができます。

Os principais sintomas a serem observados.

気をつけたい症状

Caso apresente os seguintes sintomas, entre em contato com o médico o mais breve possível!
次のような症状が出たら早く医師に相談を!

<input checked="" type="checkbox"/> Inchaço むくみ	<input checked="" type="checkbox"/> Forte constipação (prisão de ventre) がんこな便秘
<input checked="" type="checkbox"/> Hemorragia genital 性器出血	<input checked="" type="checkbox"/> Corrimentos vaginais anormais 普段と違うおりもの
<input checked="" type="checkbox"/> Dores abdominais 腹痛	<input checked="" type="checkbox"/> Forte dor de cabeça 強い頭痛
<input checked="" type="checkbox"/> Febre 発熱	<input checked="" type="checkbox"/> Forte enfraquecimento devido ao enjôo de gravidez つわりで衰弱がひどい
<input checked="" type="checkbox"/> Diarréia 下痢	<input checked="" type="checkbox"/> Irritação イライラ
<input checked="" type="checkbox"/> Tontura めまい	<input checked="" type="checkbox"/> Palpitações (batimentos cardíacos) aceleradas 動悸が激しい
<input checked="" type="checkbox"/> Ânsia de vômito • vômito はきけ・嘔吐	<input checked="" type="checkbox"/> Não sente os movimentos do feto que até então sentia 今まであった胎動を感じなくなったとき
<input checked="" type="checkbox"/> Profunda sensação de insegurança 強い不安感	



Marca da maternidade

マタニティマーク

O Ministério da Saúde, Trabalho e Bem Estar Social através da marca da maternidade está promovendo oferecer “um ambiente seguro e tranquilo para as gestantes”.

厚生労働省では、マタニティマークをとおした「妊産婦にやさしい環境づくり」を推進しています。

Ministério da Saúde, Trabalho e Bem Estar Social

厚生労働省



Saúde dos pais e dos filhos 21
健やか親子 21

妊産婦ケアセンター(仮称)のイメージ

施設の規模

居室(定員10人程度)、食堂、カウンセリング室、乳児保育室、ランドリー室、体操等を行う多目的室 など

職員の配置

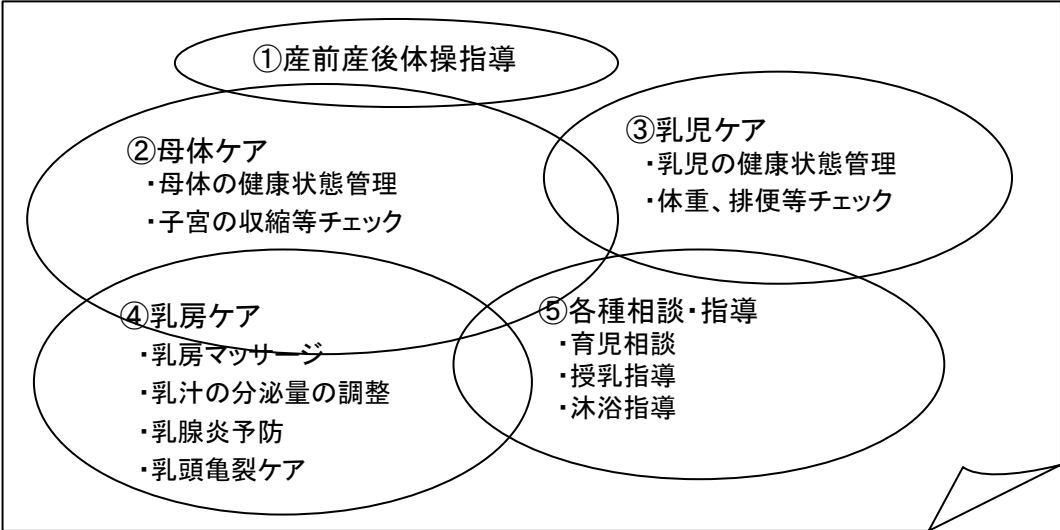
医師、助産師、保健師、看護師、臨床心理士、事務職員 など

妊産婦ケアセンター(仮称)の事業内容

一週間程度ケアセンターに宿泊し、助産師及び保健師又は臨床心理士等による妊産婦ケアを実施

①産前産後体操指導、②母体ケア、③乳児ケア、④乳房ケア、⑤各種育児、授乳、沐浴等について相談・指導

※日帰りのデイサービスも実施



平成21年度 児童虐待防止対策支援事業実施要綱（案） 新旧対照表

改正案	現行
<p>雇児発第0502001号 平成17年5月2日 (改正経過) 雇児発第0403009号 平成18年4月3日 雇児発第0330026号 平成19年3月30日 雇児発第0331014号 平成20年3月31日 雇児発第※※※※号 平成※※年※月※※日</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>児童虐待防止対策支援事業の実施について</p> <p>児童福祉行政の向上については、かねてから特段の配慮を煩わしているところであるが、深刻な児童虐待が頻発する中で、児童相談体制の充実は喫緊の課題であり、特に地域における相談業務の中心的な役割を担う児童相談所の相談機能を強化し、専門性を高めることが重要になっている。このため、今般、別紙のとおり「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」を定め、平成17年4月1日から実施することとしたので通知する。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成11年6月18日雇児発第519号本職通知「家庭支援緊急整備促進事業の実施について」及び平成16年6月23日雇児発第062301号本職通知「子育て支援総合推進モデル都道府県事業の実施について」は、廃止する。</p> <p>別紙</p> <p>児童虐待防止対策支援事業実施要綱</p>	<p>雇児発第0502001号 平成17年5月2日 (改正経過) 雇児発第0403009号 平成18年4月3日 雇児発第0330026号 平成19年3月30日 雇児発第0331014号 平成20年3月31日</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>児童虐待防止対策支援事業の実施について</p> <p>児童福祉行政の向上については、かねてから特段の配慮を煩わしているところであるが、深刻な児童虐待が頻発する中で、児童相談体制の充実は喫緊の課題であり、特に地域における相談業務の中心的な役割を担う児童相談所の相談機能を強化し、専門性を高めることが重要になっている。このため、今般、別紙のとおり「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」を定め、平成17年4月1日から実施することとしたので通知する。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成11年6月18日雇児発第519号本職通知「家庭支援緊急整備促進事業の実施について」及び平成16年6月23日雇児発第062301号本職通知「子育て支援総合推進モデル都道府県事業の実施について」は、廃止する。</p> <p>別紙</p> <p>児童虐待防止対策支援事業実施要綱</p>

改 正 案	現 行
<p>第1 目的 (略)</p> <p>第2 実施主体 (略)</p> <p>第3 事業内容 下記の1～<u>12</u>までの事業から地域の実情に応じて選択して実施するものとする。</p> <p>1 協力体制整備事業 (1) 趣旨 (略)</p> <p>(2) 事業の内容及び実施方法 ① 対象者 (略)</p>	<p>第1 目的 近年、児童相談所における虐待相談件数の増加とともに、その相談内容も困難な事例が増加していることや医学的治療が必要となるケースが増えるなど、これまでの児童相談所の体制だけでは十分な対応ができない状況がある。 また、児童相談所には市町村の相談窓口が相談窓口としての機能を充分果たせるよう後方支援する役割があることから、児童相談所の専門性の確保・向上等を図り、相談機能を強化することが求められている。 このため、児童虐待防止対策支援事業は、児童相談所が地域の医療、法律その他の専門機関や職種の協力を得て、高度で専門的な判断が必要となるケースへの対応が可能となる体制を確保するとともに、相談機能を強化し、もって子どもの福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>第2 実施主体 児童虐待防止対策支援事業の実施主体は、都道府県（指定都市、児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。</p> <p>第3 事業内容 下記の1～<u>10</u>までの事業から地域の実情に応じて選択して実施するものとする。</p> <p>1 協力体制整備事業 (1) 趣旨 都道府県は、児童相談所が、地域においてきめ細かな児童虐待防止等に関する活動を行うため、地域で活動する主任児童委員等に対し、児童虐待等に関する専門研修を行い、その修了者を地域協力員として登録する等の方法により地域における協力体制（ネットワーク）（以下「ネットワーク」という。）を整備し、児童相談所との一体的な援助活動を行うとともに、地域住民に対して児童虐待防止等に資する広報・啓発を行い、子どもの福祉の向上を図るものである。</p> <p>(2) 事業の内容及び実施方法 ア 対象者 地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設職員、家庭相談員等（以下「主任児童委員等」とする。）の子どもの保護</p>

改正案	現行
<p>② 内容 (略)</p> <p>③ 実施方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>④ 人材の登録</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>2 カウンセリング強化事業 (1) 趣旨 児童虐待に対する児童相談所の対応は、子どもの安全確保を最優先に取り組んできたところであるが、子どもの最善の利益を図るためには、家族の再統合を目指した積極的な指導が求められている。</p>	<p>・育成に熱意のある者を対象とする。</p> <p>イ 内容 都道府県は、主任児童委員等に対し児童虐待等に関する専門研修を実施し、児童相談所を中心とした地域での児童虐待等の発見、通告の促進、調査及び在宅指導等の協力体制の整備を促進する。</p> <p>ウ 実施方法</p> <p>① 児童相談所長は、研修を企画し、実施するものとする。</p> <p>② 児童相談所長は、研修終了後、研修修了者と児童福祉司が円滑な連携を図れるよう配慮する。</p> <p>③ 児童相談所長は、講師の選定にあたって児童虐待等の専門家、関係機関の職員等を招聘するなど地域の実情に応じた方法により行うものとする。</p> <p>④ 児童相談所長は、市区町村長からの推薦により、研修者の受付を行い、参加を決定した場合には市区町村長を通じ通知するものとする。 なお、主任児童委員は、原則として全員が研修を受けるものとする。</p> <p>エ 人材の登録</p> <p>① 児童相談所長は、管轄地域ごとに研修修了者を地域協力員として登録し、児童虐待等の通告、相談、援助を円滑に進めるためのネットワークを整備する。</p> <p>② 児童相談所長は、各地域ごとに地域協力員、福祉事務所の地区担当者及び保健所の職員等を記載したネットワークの概要を作成し関係機関に配布するとともに市区町村の広報等により住民に周知を図る。</p> <p>③ 児童相談所長は、ネットワークを有効に活用するため、定期的に地域協力員との連絡会を開催し、ネットワークの充実を図るものとする。</p> <p>④ 定期連絡会は、原則として地域協力員及び市区町村の児童福祉担当者が出席するものとする。</p> <p>2 カウンセリング強化事業 (1) 趣旨 児童虐待に対する児童相談所の対応は、子どもの安全確保を最優先に取り組んできたところであるが、子どもの最善の利益を図るためには、家族の再統合を目指した積極的な指導が求められている。</p>

改 正 案	現 行
<p>児童虐待を行う保護者は、自身の虐待を受けた体験等による心の問題を抱えている場合もあると言われていることから、児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師や臨床心理士等（以下、「精神科医等」という。）の協力を得て、虐待を受けた<u>又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケア</u>を行うものであり、もって、子どもの福祉の向上に資するものである。</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>① (略)</p> <p>② 精神科医等の役割は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>③ 家族療法事業</p> <p>ア 本事業における家族療法とは、特定の治療法を意味するものではなく、虐待を受けた<u>またはそのおそれのある子どもや家族に対して、心理的側面等からのケアを行うなど、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取り組みを意味するものであり、個別ケースの状況や児童相談所の体制等の実情に応じて行うこと。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p>	<p>児童虐待を行う保護者は、自身の虐待を受けた体験等による心の問題を抱えている場合もあると言われていることから、児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師や臨床心理士等（以下、「精神科医等」という。）の協力を得て、虐待を受けた<u>またはそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対する指導</u>を行うものであり、もって、子どもの福祉の向上に資するものである。</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>ア 本事業は、児童相談所が児童虐待問題に関して熱意を有する精神科医等の協力を得て実施するものである。</p> <p>なお、児童相談所は、地域の実情を踏まえた上で、精神科医等と契約の締結や申し合わせを交わす等により実施すること。</p> <p>さらに、家族療法事業を実施する場合には、<u>下記イに加え、ウの条件を付加すること。</u></p> <p>イ 精神科医等の役割は、<u>以下の通りとする。</u></p> <p><u>(ア)</u> 児童相談所が児童虐待の相談を受理した際、必要に応じ医学的診断を行うものとする。</p> <p><u>(イ)</u> 児童相談所の援助方針会議において、必要に応じ保護者に関する援助方針について、助言を行うものとする。</p> <p><u>(ウ)</u> 援助方針会議で保護者に対する心理療法が決定した場合、心理療法を担当する職員に対し適宜助言を行うとともに、必要に応じ保護者に対するカウンセリング等を行うものとする。</p> <p>ウ 家族療法事業</p> <p><u>(ア)</u> 本事業における家族療法とは、特定の治療法を意味するものではなく、虐待を受けた<u>またはそのおそれのある子どもや家族に対して、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取り組みを意味するものであり、個別ケースの状況や児童相談所の体制等の実情に応じて行うこと。</u></p> <p><u>(イ)</u> 児童相談所と地域の医療機関（精神科医、小児科医等）や専門機関（有識者等）が協働して、子ども及び保護者の治療計画（プログラム）を作成し実施すること。</p> <p><u>(ウ)</u> 実施期間は6月以上、1年未満を一つの目安とする。</p> <p><u>(エ)</u> 当事業を実施するにあたって、実施児童相談所の正規職員を充てる場合、これに代わる非常勤職員等を配置する場合についても、事業の対象とする。なお、その場合の非常勤職員が有する資格については、9の「24時間・365日体制強化事業」</p>

改 正 案	現 行
<p>オ (略)</p> <p>(3) 留意事項</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>3 医療的機能強化事業</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>都道府県は、児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースについて迅速かつ適切に対応するため、地域の医療機関を協力医療機関に指定し、<u>医学的知見から個々のケースに応じた心身の治療の必要性等についての専門的技術的助言を得るとともに、緊急一時保護などの円滑な委託を図ることにより、児童相談所の医療的機能を強化するものである。</u></p> <p>(2) 事業内容</p> <p>① 対象者</p> <p><u>この事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>ア <u>児童相談所で相談を受理した子ども（一時保護中の子どもを含む）及び保護者で、児童相談所長が心身の治療の必要性等について協力医療機関からの専門的技術的助言を要すると判断した者。</u></p> <p>イ <u>虐待等により緊急一時保護が必要な子どもや一時保護所等での保護が困難な疾病等を有する又は有するおそれのある乳幼児等であって、医療機関への委託一時保護が適当と児童相談所長が判断した者。</u></p> <p>② 実施方法</p> <p>ア <u>都道府県は、地域の医療機関を協力医療機関に指定（複数の機関とすることも可）し、契約の締結や申し合わせを交わす等により実施するものとする。</u></p> <p>イ <u>協力医療機関は、①のアの対象者に対して的確に診断し、心身の治療の必要性等を判断するとともに、①のイの対象者に対して、一時保護を実施する。</u></p>	<p>(3)に記載の任用資格が必要であること。</p> <p><u>(オ) 事業終了後は、報告書、マニュアル（ガイドライン）等を作成の上、関係機関に配布し、活用を図ること。</u></p> <p>(3) 留意事項</p> <p>ア <u>本事業を円滑に実施するには、子ども、保護者の状態の変化に即した対応が必要である。そのためには、児童相談所と担当する精神科医等とが情報交換を密にし、情報の共有化を図り、効果的な対応の確保に努めること。</u></p> <p>イ <u>本事業を実施するに際し、個人情報の保護には十分留意すること。</u></p> <p>3 医療的機能強化事業</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>都道府県は、児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースについて迅速かつ適切に対応するため、地域の医療機関を協力医療機関に指定し、<u>専門的技術的助言又は医学的知見の観点から心身の治療の必要性を判断することにより、児童相談所の医療的機能を強化するものである。</u></p> <p>(2) 事業内容</p> <p>① 対象者</p> <p><u>この事業の対象者は、児童相談所で相談を受理した子ども（一時保護中の子ども等を含む）及び保護者で、児童相談所長が協力医療機関からの専門的技術的助言又は心身の治療が必要と判断した者とする。</u></p> <p>② 実施方法</p> <p>ア <u>都道府県は、地域の医療機関を協力医療機関に指定し、契約の締結や申し合わせを交わす等により実施するものとする。</u></p> <p>イ <u>協力医療機関は、当該対象者に対して的確に診断し、専門的技術的助言又は心身の治療の必要性を判断するものとする。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>4 法的対応機能強化事業 (1) 趣旨 (略)</p> <p>(2) 事業内容 ① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 (1) 趣旨 (略)</p> <p>(2) 事業内容 ① (略)</p> <p>② 学識経験者等の役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。 ア (略)</p>	<p>4 法的対応機能強化事業 (1) 趣旨 児童相談所が単独で援助を行う場合、保護者からの反発や暴力を受けることや保護者とトラブルになることも多く、子どもの安全な身柄保護やそれ以降の継続援助が極めて困難になるため、弁護士、警察官OB等による司法的な調整や援助を得ることにより、児童相談所の援助を円滑に行うことができるものとする。</p> <p>(2) 事業内容 ① 本事業は、児童相談所が児童虐待問題等に関して熱意を有する弁護士等の協力を得て実施するものである。 ② 弁護士等の役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。 ア 児童相談所が児童虐待等の相談を受理した際、必要に応じて法的対応に関する助言や関係者との調整を行うものとする。 イ 法的申立を行うなど、司法的対応が必要となる場合には、保護者等、家庭裁判所及び関係機関との調整を行うものとする。または、臨検又は捜索に係る許可状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行うものとする。</p> <p>5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 (1) 趣旨 児童相談所におけるスーパーバイザー（専門的助言者）の体制の充実を図るとともに、子どもの権利擁護に関する意識を高めることが求められている。このため、高度な専門性をもった学識経験者や警察官OB等の実務経験者からの援助を受けることにより、児童相談所におけるスーパーバイズ・権利擁護機能を強化するものである。</p> <p>(2) 事業内容 ① 本事業は、児童相談所が児童相談業務に関する専門的知識を有する学識経験者等の協力を得て実施するものである。 ② 学識経験者等の役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。 ア 多問題家族、施設内虐待など高度な専門的対応や組織的な対応が必要となるケースについて、その家族及び施設入所中の子ども（一時保護中の子どもを含む。）等に対し、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、臨検又は捜索に係る許可状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行うものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 虐待等による子どもの死亡事例を未然に防ぐとともに、子どもの権利擁護に関する意識を高めるため、処遇困難事例における会議や死亡事例検証委員会、<u>11</u>の「<u>評価・検証委員会</u>」等を開催するにあたっては、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。</p> <p>6 専門性強化事業</p> <p>(1) 趣旨 (略)</p> <p>(2) 事業内容 (略)</p> <p>(3) 実施方法 (略)</p> <p>(4) 留意事項 (略)</p>	<p>イ 施設における援助状況の実態把握・評価や施設援助のあり方等に対する専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、施設における第三者評価事業と連携することにより、入所者の援助の向上等を図るものとする。</p> <p>ウ 問題が複雑で援助方針や自立支援計画を立てるために専門的判断などが必要なケース等に対して専門的技術的助言・指導等を行うものとする。</p> <p>エ 虐待等による子どもの死亡事例を未然に防ぐとともに、子どもの権利擁護に関する意識を高めるため、処遇困難事例における会議や死亡事例検証委員会等を開催するにあたっては、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。</p> <p>6 専門性強化事業</p> <p>(1) 趣旨 地域における児童虐待問題等に関連の深い医師、保健師、ケースワーカーなど専門家の養成を念頭に、実践的な研修を実施するとともに、専門的対応マニュアル・ガイドライン(以下「マニュアル等」という。)を作成し、関係機関に配布するなどの活用を図り、対応職員の専門性の向上に努めるものとする。</p> <p>(2) 事業内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 専門家養成のための実践的な研修 ② 研修を行う講師等の中央研修への参加派遣 ③ マニュアル等の作成(改訂含む)・配布 <p>(3) 実施方法</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 専門家養成のための実践的な研修は、原則として年2回以上実施すること。 ② マニュアル等の作成等は、児童虐待問題等に関する実務経験者及び学識経験者等を委員とする作成委員会を設置し行うこと。なお、委員の選定にあたっては、相談実務に精通した者等を含むこと。 ③ 作成委員会は、相談業務の実情を十分に調査した上で、企画、立案し、作成等を行うこと。 ④ マニュアル等は、作成した後も必要に応じて内容を更新すること。 <p>(4) 留意事項 マニュアル等の作成等にあたっては、児童自立支援計画研究会作成の「子ども自立支援計画ガイドライン」を材料として活用する等、必要に応じて適宜作成されたい。</p>

改 正 案	現 行
<p>7 一時保護機能強化事業</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>現在、一時保護所においては、都市部を中心とした満杯状態の問題と同時に、様々な異なる背景を有する子どもが同一の空間において援助されている混合援助の問題、さらには長期化する一時保護中の子どもの教育の保障などの問題等が地域を問わず発生しており大きな課題となっている。</p> <p>このため、都道府県は、一時保護所が有する行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である<u>教員OB、看護師、心理士、警察官OB、児童指導員OB及び通訳など</u>による一時保護対応協力員を配置し、的確な心身の状態把握・評価（アセスメント）を行い、一時保護中の子どもに適切な教育、医療的・心理的支援などを実施することにより、子どもの健全育成の推進や一時保護所が抱えている問題の改善を図るものである。</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>次のいずれかの一時保護対応協力員を配置する。</p> <p>① <u>学習指導協力員</u> 保護している子どもの個々の学力に応じた学習指導を行うものとする。</p> <p>② <u>障害等援助協力員</u> 疾病や障害を有する乳幼児等に対する保健・医療面への対応や、心的外傷のある子どもに対する心理治療を行うものとする。</p> <p>③ <u>トラブル対応協力員</u> 混合援助などからくる子どもの間でのトラブルや保護者とのトラブル等の軽減や夜間休日等における即時対応体制の強化を図ることとする。</p> <p>④ <u>その他（外国人対応協力員（通訳など）等）</u> 個々の保護している子どもが抱える問題（言語面等）を踏まえ、的確なアセスメントが行えるよう、児童指導員を補助することとする。</p> <p>(3) 実施方法</p> <p>① <u>削除</u></p>	<p>7 一時保護機能強化事業</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>現在、一時保護所においては、都市部を中心とした満杯状態の問題と同時に、様々な異なる背景を有する子どもが同一の空間において援助されている混合援助の問題、さらには長期化する一時保護中の子どもの教育の保障などの問題等が地域を問わず発生しており大きな課題となっている。<u>そのため、地域の医療機関にあってもこうした虐待等の支援を要する子どもの問題に直面する機会も増えている。</u></p> <p>このため、都道府県は、<u>こうした医療機関からの要請を受けて、虐待を受けた子ども等に適切に対応する医療機関（以下「協力医療機関」という。）を確保することや、一時保護所が有する行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である児童指導員OB、教員OB、警察官OB、看護師及び心理士など</u>による一時保護対応協力員を配置し、的確な心身の状態把握・評価（アセスメント）を行い、一時保護中の子どもに適切な教育、医療的・心理的支援などを実施することにより、子どもの健全育成の推進や一時保護所が抱えている問題の改善を図るものである。</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>① <u>協力医療機関の確保</u></p> <p>② <u>一時保護対応協力員の配置</u></p> <p>(3) 実施方法</p> <p>① <u>都道府県は、協力医療機関に対して、虐待を受けた子どもの緊急一時保護や一時保護所等での保護が困難な疾病等を有する乳幼児又</u></p>

改 正 案	現 行
<p>② 削除</p> <p>一時保護対応協力員は、一時保護所に置き、所長の監督を受け、<u>(2)の業務を行うものである。また、必要に応じ委託一時保護先に派遣することもできる。</u></p> <p><u>(4) 一時保護対応協力員の任用資格</u> 削除</p> <p><u>(4) 留意事項</u></p> <p>① 様々な異なる背景を有する子どもが入所する一時保護所での対応は、専門性を備えた職員が対応することが原則であることから、任用に当たっては、資格、経験、人柄等を十分勘案すること。</p> <p>② 職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならないこと。</p> <p>8 市町村及び民間団体との連携強化事業</p>	<p><u>は疾病等を有するおそれのある乳幼児等に適切に対応できる医療体制の強化等を図り、地域における緊急一時保護に対し積極的に協力を求めることとする。</u></p> <p>② <u>協力医療機関は、児童虐待に関する事例検討委員会等を実施するなどにより、児童虐待の理解に努めることとする。</u></p> <p>③ <u>一時保護対応協力員は、一時保護所に置き、所長の監督を受け、次に掲げるいずれかの業務を行うものである。また、必要に応じ委託一時保護先に派遣することもできる。</u></p> <p>ア <u>個々の保護している子どもについての的確なアセスメントが行えるよう児童指導員等を補助する。</u></p> <p>イ <u>個々の保護している子どもの学力に応じた学習指導を行うものとする。</u></p> <p>ウ <u>心的外傷のある子どもに対する心理治療を行うものとする。</u></p> <p>エ <u>夜間休日体制等の充実を図り、混合援助などからくる子どもの間でのトラブルなどの軽減や即時対応体制の強化を図ることとする。</u></p> <p>オ <u>疾病や障害を有する乳幼児等に対する保健・医療面への対応</u></p> <p><u>(4) 一時保護対応協力員の任用資格</u></p> <p><u>一時保護対応協力員は、次のいずれかに該当する者の中から任用するものとする。</u></p> <p>① <u>児童指導員として児童福祉事業に従事した経験を有する者</u></p> <p>② <u>教員として従事した経験を有する者</u></p> <p>③ <u>児童福祉司として従事した経験を有する者</u></p> <p>④ <u>児童心理司として従事した経験を有する者</u></p> <p>⑤ <u>保健師として母子保健事業に従事した経験を有する者</u></p> <p>⑥ <u>保育士として子ども及び保護者の指導に従事した経験を有する者</u></p> <p>⑦ <u>児童福祉事業に熱意があつて、前各事項に掲げると同等以上の能力を有すると認められる者</u></p> <p><u>(5) 留意事項</u></p> <p>① 様々な異なる背景を有する子どもが入所する一時保護所での対応は、専門性を備えた職員が対応することが原則であることから、任用に当たっては、資格、経験、人柄等を十分勘案すること。</p> <p>② 職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならないこと。</p> <p>8 市町村及び民間団体との連携強化事業</p>

改 正 案	現 行
<p>(1) 趣旨 (略)</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>① 市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援</p> <p>ア 児童相談所は、児童相談業務に関し実務経験のある児童相談所OB職員などを市町村又は要保護児童対策地域協議会に派遣・配置して、児童相談所が有する援助技術等の提供を図るものとする。</p> <p>イ 児童相談所は、市町村に対し、要保護児童対策地域協議会の運営手法や好事例などを講習会等において伝達するほか、市町村が実施する先駆的な取組みに関する支援等を実施することにより、市町村における相談体制の充実を図るものとする。</p> <p>② 民間団体との連携 (略)</p> <p>9 24時間・365日体制強化事業</p> <p>(1) 趣旨 (略)</p> <p>(2) 事業内容 (略)</p>	<p>(1) 趣旨 都道府県（児童相談所）は、要保護性の高い困難事例に対応していくとともに、住民に身近な市町村における相談体制の整備や民間団体との連携の強化を図っていくことが必要である。 そのため、市町村に対する後方支援の観点から、児童相談所の持っている相談対応や情報提供の援助技術等を市町村に伝播するとともに、NPO法人等の民間団体を活用した取組みを行うものとする。</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>① 市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所は、児童相談業務に関し実務経験のある児童相談所OB職員などを市町村又は要保護児童対策地域協議会に派遣・配置して、児童相談所が有する援助技術等の提供を図るものとする。 ・ 児童相談所は、市町村に対し、要保護児童対策地域協議会の運営手法や好事例などを講習会等において伝達するほか、市町村が実施する先駆的な取組みに関する支援等を実施することにより、市町村における相談体制の充実を図るものとする。 <p>② 民間団体との連携 都道府県は、NPO法人等の民間団体と連携し、子どもたち本人からの電話相談等への対応、職員の研修、保護者指導、家族再統合の取組み等を実施する。</p> <p>9 24時間・365日体制強化事業</p> <p>(1) 趣旨 児童相談所は、新たに児童相談に関する役割を担う市町村を後方支援することを踏まえ、夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制の整備を図るものである。</p> <p>(2) 事業内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 各児童相談所に、24時間・365日体制対応協力員を配置する。 ② 24時間体制強化については、児童相談所が各々の通常の開所時間外の時間帯に、365日体制強化については、児童相談所が閉所している祝休日に、相談援助技術や相談援助活動経験のある児童相談所OB職員等の非常勤職員等を配置し、随時直接相談に応じられる体制を図るものとする。 ③ また、②に掲げる時間帯または祝休日に、児童相談所の職員を充てた場合の、平日の時間帯における②に定める非常勤職員等を配置する場合の体制強化についても対象とする。

改 正 案	現 行
<p>(3) 24時間・365日体制対応協力員の任用資格 (略)</p> <p>(4) 留意事項 (略)</p> <p>10 児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）</p> <p>(1) 趣旨 平成16年の児童福祉法の改正により、保健師・保育士等の職種も児童福祉司の任用資格に加えられたことから、都道府県が実施主体となり、児童福祉司の任用資格取得のための研修（講習会）を実施するものである。</p> <p>(2) 事業内容 (略)</p> <p>(3) 実施基準</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(4) 研修（講習会）の内容 (略)</p>	<p>(3) 24時間・365日体制対応協力員の任用資格 協力員は、次のいずれかに該当する者の中から任用するものとする。</p> <p>① 児童指導員として児童福祉事業に従事した経験を有する者</p> <p>② 教員として従事した経験を有する者</p> <p>③ 児童福祉司として従事した経験を有する者</p> <p>④ 児童心理司として従事した経験を有する者</p> <p>⑤ 保健師として母子保健事業に従事した経験を有する者</p> <p>⑥ 保育士として児童及び保護者の指導に従事した経験を有する者</p> <p>⑦ 児童福祉事業に熱意があつて、前各事項に掲げると同等以上の能力を有すると認められる者</p> <p>(4) 留意事項</p> <p>① 勤務時間が深夜から早朝になるなど、変則勤務が生じることから、労働関係法規に留意すること。</p> <p>② 職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。</p> <p>10 児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）</p> <p>(1) 趣旨 児童福祉法の改正により、保健師・保育士等の新たな職種も児童福祉司の任用資格に加えられたことから、都道府県が実施主体となり、児童福祉司の任用資格取得のための研修（講習会）を実施するもの。</p> <p>(2) 事業内容 保健師・保育士等に対する、児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める研修（講習会）</p> <p>(3) 実施基準</p> <p>① 実施主体は都道府県又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人等。</p> <p>② 受講の対象者は、都道府県及び市町村の職員（要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）の職員を含む）</p> <p>③ 講義及び演習により行うもの。</p> <p>④ 修業年限は概ね3月以内。</p> <p>(4) 研修（講習会）の内容 研修（講習会）の内容は、以下に定めるもの以上とすること。</p>

改 正 案	現 行
<p>(5) 留意事項 (略)</p> <p>1.1 評価・検証委員会設置促進事業</p> <p>(1) 趣旨 <u>児童相談所の適切な運営の確保のため、外部有識者等をメンバーとした委員会を設置し、児童相談所の業務管理・組織運営等についての定期的な評価と助言を行うとともに、検証が有効と思われる事例の発生時においても評価と助言等を行うものである。</u></p> <p>(2) 構成員 <u>当該委員会の構成員は、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について（平成20年3月14日 雇児総発第0314002号）」（以下「検証通知」という。）の別紙の第1の4に規定する者や、児童相談所や都道府県職員、要保護児童対策地域協議会の構成員・調整機関職員など、児童相談所の運営や児童家庭相談について相当の知見を有する者とする。</u></p> <p>(3) 事業内容 <u>検証通知に規定する検証に加え、(1)の趣旨に基づく以下の内容等を実施する。</u></p> <p>① <u>児童相談所の評価方法についての検討、評価指標、チェックリスト等の作成</u></p> <p>② <u>事例の検証方法についての検討、マニュアル等の作成</u></p> <p>③ <u>①又は②を基にした定期的な評価・助言、検証の実施</u></p> <p>④ <u>③に基づく報告書の作成、公表</u></p> <p>(4) 留意事項</p>	<p>【講義科目】 児童福祉論、児童相談所運営論、養護原理、障害者福祉論、社会福祉援助技術論、児童虐待援助論</p> <p>【演習科目】 社会福祉援助技術演習、児童虐待援助演習</p> <p>※ なお、市町村の職員も受講対象者であることから、研修（講習会）の内容には市町村の要保護児童対策地域協議会の運営等を含めた市町村児童家庭相談に関する内容を含めるよう努めること</p> <p>(5) 留意事項 研修（講習会）の実施に当たっては、市町村に対し研修開催の周知を行うなどにより、調整機関職員の研修受講の促進を図り、児童福祉司と同様の資格を有する者が調整機関に配置されるよう支援すること。</p> <p>[新規事業]</p>

改 正 案	現 行
<p>本事業は、<u>検証通知に規定する検証に加えて、(3)の事業内容を実施するものであることから、当該委員会の構成員は、検証通知の別紙の第1の3に規定する検証組織の構成員とする又は構成員を活用するなどの工夫をされたい。</u></p> <p>1.2 保護者指導支援事業</p> <p>(1) 趣旨</p> <p><u>虐待を受けるなどにより児童福祉施設への入所等の措置がとられている子どもにとっても、その保護者と再び一緒に生活することができるようになることは、子どもの福祉にとって望ましいことから、施設長期入所児童の親など困難事例に対して、改善へと向かうよう、児童福祉司と連携して継続的な指導を行う保護者指導支援員を配置し、子どもの家庭復帰への取組の強化を図るものである。</u></p> <p>(2) 事業内容</p> <p>① 対象者</p> <p><u>この事業の対象者は、施設長期入所児童の親など困難事例であって、児童福祉司が保護者指導支援員と連携して保護者指導を行うことが適当と児童相談所長が判断した者とする。</u></p> <p>② 実施方法</p> <p><u>この事業は、次のいずれかの方法により実施するものとする。</u></p> <p>ア <u>児童福祉司又は児童心理司と同等程度の知識等を有する者を、保護者指導支援員として児童相談所に配置する。</u></p> <p>イ <u>児童福祉司又は児童心理司と同等程度の知識等を有する者を、保護者指導支援員として確保する社会福祉法人等に事業を委託する。</u></p> <p>③ 実施要件</p> <p>ア <u>保護者指導支援員は、児童相談所の決定した援助方針に則り、児童福祉司と連携して子どもの家庭復帰に向けた保護者指導を行うものとする。</u></p> <p>イ <u>保護者指導の実施に当たっては、保護者の現状把握に努めるとともに、効果的な指導を行う観点から、保護者への面接による指導を継続的に行うこととする。</u></p> <p>ウ <u>保護者指導の中で、心理的側面でのケアが必要な場合は、2の「カウンセリング強化事業」を併せて実施するなどの工夫を行うこととする。</u></p>	<p>[新規事業]</p>

改正案	現行
<p>(3) 留意事項 <u>本事業は、子どもの家庭復帰に向けた取組の強化を図ることを目的としていることから、保護者指導支援員について、勤務形態は任意に設定して差し支えないが、専ら本事業を実施するものとして配置又は確保するものとする。</u> <u>特に(2)の②のイにより事業を委託する場合には、当該支援員の状況について十分に確認をすること。</u></p> <p>第4 国の助成 (略)</p>	<p>第4 国の助成 国は、都道府県がこの事業のために支出した費用を、別に定めるところにより補助するものとする。</p>

平成21年度 児童虐待防止対策支援事業 補助基準額(案) 新旧対照表
(児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱の別表)

改正案					現行				
別表					別表				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
児童虐待防止対策等支援事業	児童虐待防止対策支援事業	次により算出された額の合計額 1 協力体制整備事業(主任児童委員等研修) 1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり <u>326,000円</u> 2 児童相談所カウンセリング強化事業 児童相談所1か所当たり ・「カウンセリング強化事業」のみ実施する場合 706,000円 ・「カウンセリング強化事業」に加え「家族療法事業」を実施する場合 <u>2,698,000円</u> 3 医療的機能強化事業 1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり <u>2,156,000円</u> 4 法的対応機能強化事業 児童相談所1か所当たり 558,000円 5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 児童相談所1か所当たり 511,000円	児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、旅費、需用費(消耗品費、教材費、印刷製本費)、賃金、備品購入費、役務費(通信運搬費)、報償費、委託料、使用料及び賃借料	1/2	児童虐待防止対策等支援事業	児童虐待防止対策支援事業	次により算出された額の合計額 1 協力体制整備事業(主任児童委員等研修) 1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり <u>327,000円</u> 2 児童相談所カウンセリング強化事業 児童相談所1か所当たり ・「カウンセリング強化事業」のみ実施する場合 706,000円 ・「カウンセリング強化事業」に加え「家族療法事業」を実施する場合 <u>2,699,000円</u> 3 医療的機能強化事業 1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり <u>2,142,000円</u> 4 法的対応機能強化事業 児童相談所1か所当たり 558,000円 5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 児童相談所1か所当たり 511,000円	児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、旅費、需用費(消耗品費、教材費、印刷製本費)、賃金、備品購入費、役務費(通信運搬費)、報償費、委託料、使用料及び賃借料	1/2

改 正 案		現 行		
6	専門性強化事業 1 都道府県（指定都市又は 児童相談所設置市）当たり <u>272,000円</u>		6	専門性強化事業 1 都道府県（指定都市又は 児童相談所設置市）当たり <u>269,000円</u>
7	一時保護機能強化事業 児童相談所 1 か所当たり <u>1,640,000円×実施事業数</u> （配置協力員種別数）		7	一時保護機能強化事業 児童相談所 1 か所当たり <u>2,258,000円</u>
8	市町村及び民間団体との連 携強化事業 ・市町村及び要保護児童対策 地域協議会への支援 児童相談所 1 か所当たり <u>3,342,000円</u> ・民間団体との連携 1 都道府県（指定都市又は 児童相談所設置市）当たり 962,000円		8	市町村及び民間団体との連 携強化事業 ・市町村及び要保護児童対策 地域協議会への支援 児童相談所 1 か所当たり <u>3,708,000円</u> ・民間団体との連携 1 都道府県（指定都市又は 児童相談所設置市）当たり 962,000円
9	24時間・365日体制強 化事業 児童相談所 1 か所当たり 5,637,000円		9	24時間・365日体制強 化事業 児童相談所 1 か所当たり 5,637,000円
10	児童福祉司任用資格取得の ための研修 1 都道府県（指定都市又は 児童相談所設置市）当たり <u>711,000円</u>		10	児童福祉司任用資格取得の ための研修 1 都道府県（指定都市又は 児童相談所設置市）当たり <u>705,000円</u>
11	<u>評価・検証委員会設置促進</u> <u>事業</u> 1 都道府県（指定都市又は 児童相談所設置市）当たり <u>1,000,000円</u>			
12	<u>保護者指導支援事業</u> 1 都道府県（指定都市又は 児童相談所設置市）当たり <u>5,000,000円</u>			

児童福祉法等の一部を改正する法律【社会的養護関連部分】の主な内容

趣旨

社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会の報告書を踏まえ、社会的養護を必要とする子どもの数の増加、虐待等子どもの抱える背景の多様化等を踏まえ、社会的養護の質・量の充実に図り、体制整備を図るため、児童福祉法等の一部を改正する。

概要

(1) 里親制度の改正(21年4月施行)

- 養子縁組を前提とした里親と養育里親を区別し、養育里親の要件として一定の研修を修めることとする等里親制度を見直す。
 - ※ 併せて、養育里親について里親手当を引き上げる。
(現行 子ども1人につき3.4万円→ 1人目7.2万円 2人目以降3.6万円加算)
- 都道府県の業務として、里親に対する相談・援助等の支援を行うことを明確化し、当該業務を一定の要件を満たすものに委託できることとする。

(2) 小規模住居型児童養育事業の創設(21年4月施行)

- 要保護児童の委託先として、養育者の住居において要保護児童を養育する事業(ファミリーホーム)を創設する。
- 養育者の要件等事業に関する要件を定めるほか、都道府県の監督等必要な規定を設ける。
 - ※ 事業に関し必要な要件として以下のような事項を検討。
 - * 養育者の要件・里親として○人以上の子どもを○年以上受託した経験を有する者、児童養護施設等での養育経験が○年以上ある者等
 - * 人員配置、設備等・家事や養育の補助を行う者の確保等

(3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化(21年4月施行)

- 要保護児童対策地域協議会の協議対象を、養育支援が特に必要である児童やその保護者、妊婦に拡大するほか、要保護児童対策調整機関に、一定の要件を満たす者を置く努力義務を課す。

(4) 家庭支援機能の強化(21年4月施行)

- 児童相談所における保護者指導を児童家庭支援センター以外の一定の要件を満たす者にも委託できることとする。
- 児童家庭支援センターについて、施設に附置される場合だけではなく、一定の要件を満たす医療機関やNPO等、地域で相談支援を行う機関が児童家庭支援センターになることを可能とする。

(5) 年長児の自立支援策の見直し(21年4月施行)

- 児童自立生活援助事業について、対象者の利用の申込みに応じて提供することとするとともに、義務教育終了後の児童(18歳未満)のほか、20歳未満の支援を要する者を追加する等の見直しを行う。

(6) 施設内虐待(被措置児童等虐待)の防止(21年4月施行)

- 施設長、施設職員、一時保護所の職員、小規模住居型養育事業(仮称)を行う者及び里親等が行う暴行、わいせつな行為、ネグレクト及び心理的外傷を与える行為等を被措置児童等虐待と位置づける。
- 被措置児童等虐待を発見した者に通告義務を課すこと、被措置児童等虐待を受けた子どもが届出できること、通告や届出先に都道府県等のほか都道府県児童福祉審議会を定める。
- 都道府県等の職員は、都道府県等に通告をした者及び届出した子どもを特定させる事項を漏らしてはならないこととする。
- 通告、届出があった場合の事実確認や保護、施設の立入調査、質問、勧告、業務停止等の都道府県や都道府県児童福祉審議会が講ずべき措置等を明確化する。
- 国は、被措置児童等虐待に関する検証・調査研究を実施し、都道府県は被措置児童等虐待の状況等について公表する。

(7) その他(22年4月施行)

- 次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画に社会的養護の提供体制に関する事項を記載事項として追加する。

※ 施設機能の見直しについて

- 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書(平成19年11月)において以下のとおり提言されたことを受け、厚生労働省において調査を実施するとともに、その状況や結果について同専門員会に報告しながら、検討を進める予定。
 - ・子どもの状態や年齢に応じた適切なケアを実施できるよう現行の施設類型のあり方を見直すとともに、人員配置基準や措置費の算定基準の見直し等を含めてケアの改善に向けた方策を検討。
 - ・このような見直しを具体的に進めるためには必要な財源の確保が不可欠であるとともに、現在施設内で行われているケアの現状を詳細に調査・分析することが必要。

被措置児童等虐待ガイドライン(案)のポイント①

- 本「ガイドライン」は、被措置児童等に対する虐待の防止のための取組を進め、また的確な対応を図るため、都道府県における対応の参考に、作成したものである。
- 今後、各都道府県においては、本「ガイドライン」を参考としつつ、被措置児童等虐待防止のため適切な体制整備を図るとともに、各都道府県における関係者(児童相談所、施設等、市町村等)と共通認識を作るための取組や対応方針作りを進めることが必要である。

被措置児童等虐待ガイドライン(案)のポイント②

I 被措置児童等虐待の防止に向けた基本的視点

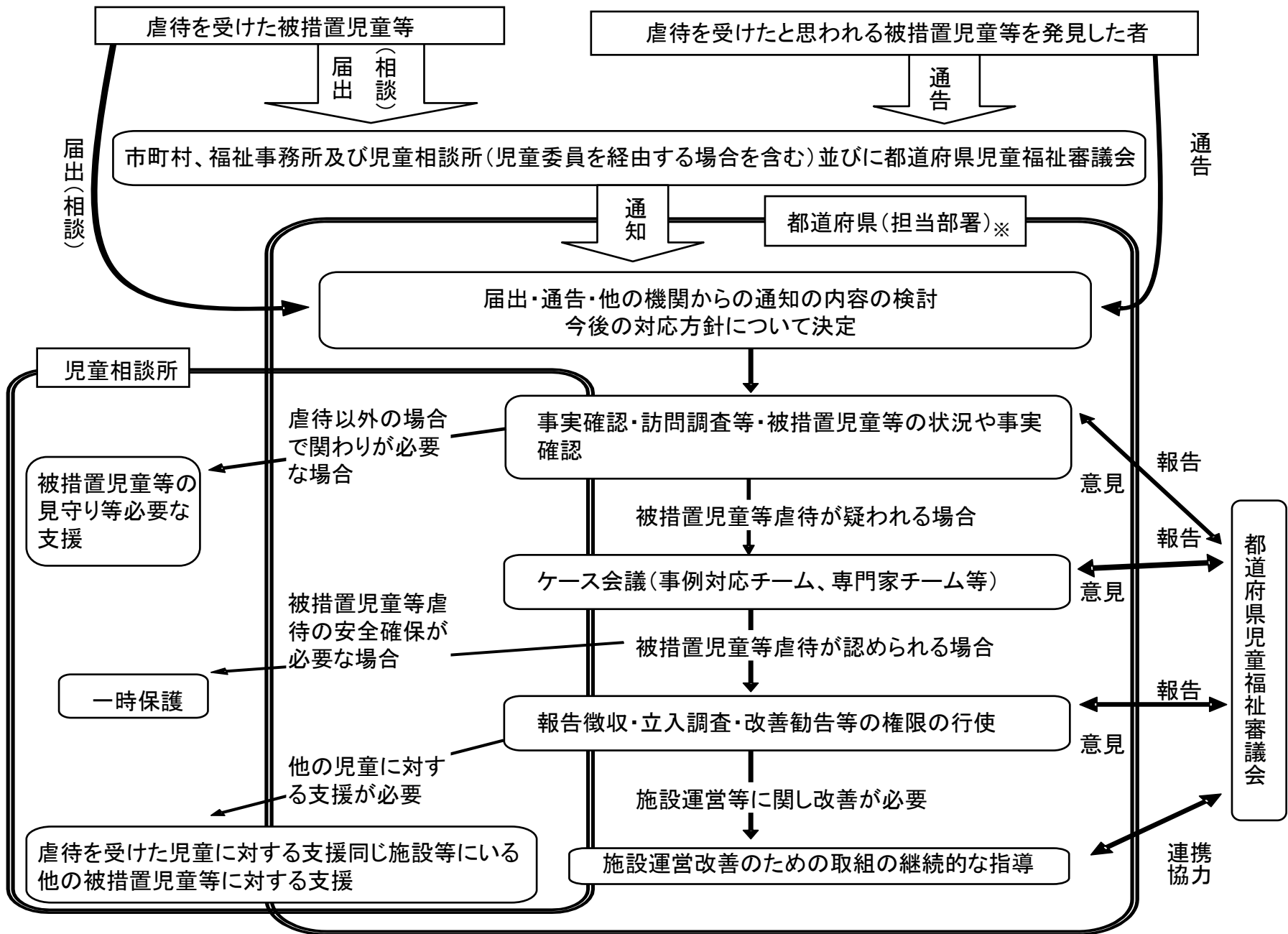
1. 被措置児童等虐待防止対策の制度化の趣旨
2. 基本的な視点
3. 留意点

II 被措置児童等虐待に対する対応

1. 被措置児童等虐待とは(定義)
2. 児童虐待防止法との関係
3. 被措置児童等虐待対応の流れ(イメージ)
4. 早期発見のための取組と通告・届出に関する体制
5. 初期対応
6. 被措置児童等の状況の把握及び事実確認
7. 被措置児童等に対する支援
8. 施設等への指導等
9. 都道府県児童福祉審議会の体制・対応
10. 被措置児童等虐待の状況の定期的な公表
11. 被措置児童等虐待の予防等

III 参考資料(通告受理票)

被措置児童等に対する虐待への対応の流れ(イメージ)



*各都道府県において担当の主担当となる担当部署を定めておくことが必要

都道府県児童福祉審議会の役割

■ 都道府県児童福祉審議会には大きく分けて4つの役割があります。

- ① 被措置児童等虐待の通告・届出を受けること
- ② 都道府県の講じた措置等について報告を受けること
- ③ 必要に応じ、都道府県に対し、意見を述べること
～被措置児童等虐待に対する対応等について、専門的・客観的な立場から意見を述べる仕組みを取り入れることで、都道府県によるよりの確な対応が可能となるよう設けられた仕組み
- ④ 必要に応じ、調査を行うこと
～都道府県(担当部署)や児童相談所だけでは調査が困難な場合や都道府県から報告された事項だけでは不十分な場合等には、必要に応じて、関係者から意見の聴取や資料の提供を求めることができます。

被措置児童等虐待の予防等

■ 施設における被措置児童等虐待を予防し、また、虐待が発生した場合も再発防止を図るためには、以下のような取組が進められるよう、都道府県として常に配慮することが必要と考えます。

さらに、本ガイドラインも参考としつつ、各都道府県において、ケアのあり方や権利擁護を図るための取組方法などについてガイドラインを作成すること、関係者の勉強会を行うこと等を通じ、都道府県内の関係者が共通の認識と、連携を深め、それぞれの各地域でよりよいケアが行うことができる体制作りを進めていくことが何よりも重要です。

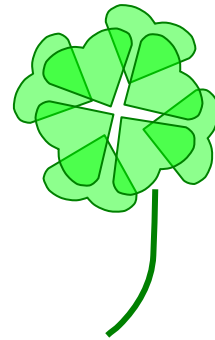
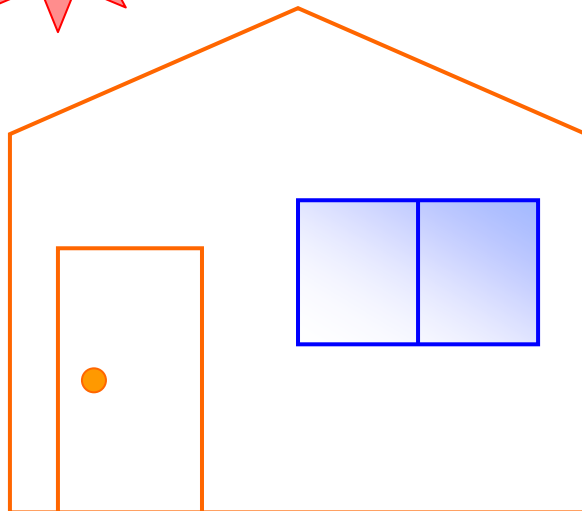
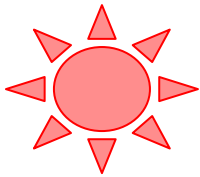
- ① 風通しのよい組織運営
- ② 開かれた組織運営
- ③ 職員の研修、資質の向上
- ④ 子どもの意見をくみ上げる仕組み等

どうなるの？

相談したら、あなたが虐待を受けることがない
ように、考えて対応します。

もし、あなたが相談したことで心配なことが
あれば、きちんとお話ししましょう。心配なこと
がないように、一緒に考えます。

あなたの秘密は守ります。安心してね。



子どもたちへの

大切なお知らせ

施設や里親さんのもとで
暮らしているあなたへ

ぎゃくたい 虐待とは？


ぎゃくたい 虐待とは…

- たたかれたり、けられたりすること
ぼうりよく
暴力をふるわれること
- むね せいき
胸や性器をさわられるなど性的な行為
せいてき こうい
やいたずらをされること
- お腹がすいてもご飯をもらえなかったり、
なが じかん
長い時間ほったらかしにされること
- こころ きず
心が傷つくようなことを言われたり、
むし きべつ
無視されたり、差別されたりすること

どんなことがあっても、施設の職員
さとおや
や里親さんがあなたに、このような
ぎゃくたい
虐待をしてはいけないことになって
います。

もし、ぎゃくたい う 虐待を受けたら… どうすればいいの？

ひとりで悩まないで、そうだん
相談しましょう。

 てんわ そうだん ばあい つぎ
電話で相談する場合には、はじめに次の
ように伝えましょう。

てんわ で ひと わたし
電話に出た人に、「私は_____という
しせつ さとおやなど
施設（里親等）にいますが、ぎゃくたい
でお電話しました。担当のひと
ねが
をお願いします。」とってください。

ほかの子どもから、いじめられ
たり、いや
嫌なことがあっても、
しせつ しょうくいん さとおや
施設の職員や里親さんに
い とき
言えない時も、
ここにそうだん
相談していいのです。

れんらく どこに連絡したらいいの？

そうだん ひと つぎ
相談する人は次の3つのところにいます。どこ
れんらく
に連絡してもいいです。

- しょうそうだんじょ こ
児童相談所：子どもについてのせんもん しょうくいん
専門の職員
がいてるところ
そうだん しょうそうだんじょ
担当の児童相談所
あなたのだんとう
担当

てんわばんごう
電話番号

メール

- とどうふけんちょう まどぐち しせつ さとおや しょう
都道府県庁の窓口：施設や里親さんの指導を
するところ

けん かく
県 課

だんとう
担当

てんわばんごう
電話番号

メール

- しょうふくしんぎかい とどうふけんちょう しょうそうだんじょ
児童福祉審議会：都道府県庁や児童相談所に
アドバイスするところ

だんとう
担当

てんわばんごう
電話番号

メール

平成20年度母子家庭就業支援関係事業等の実施状況(平成20年10月1日現在)

			都道府県					市 等					
			母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業
					自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業			母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	
北海道・東北ブロック	1 北海道	◎	◎	◎	◎	◎	札幌市、旭川市、函館市、千歳市、滝川市、釧路市(6/35)	札幌市、旭川市、函館市(3/3)	(0/32)	札幌市、旭川市、函館市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、北斗市、小樽市、滝川市、砂川市、深川市、士別市、名寄市、富良野市、北見市、網走市、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、帯広市、釧路市、根室市(25/35)	札幌市、旭川市、函館市、江別市、千歳市、北斗市、小樽市、芦別市、深川市、北見市、網走市、苫小牧市、登別市、帯広市、釧路市(15/35)	札幌市、旭川市、函館市、石狩市、滝川市 (北斗市、北見市、網走市、紋別市、士別市、名寄市、富良野市、留萌市、稚内市在住者分は道の事業対象に含め実施) (14/35)	
	2 青森県	◎	◎	◎	◎	◎	(0/10)	青森市(1/1)	(0/9)	弘前市、むつ市(2/10)	(0/10)	青森市、弘前市(2/10)	
	3 岩手県	◎	◎	◎	◎	◎	盛岡市(1/13)	(盛岡市在住者分は県の事業対象に含め実施) (1/1)	(0/12)	盛岡市、八幡平市、花巻市、北上市、奥州市、一関市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、宮古市、久慈市、二戸市(12/13)	盛岡市、八幡平市、北上市、一関市、大船渡市、宮古市、久慈市(7/13)	盛岡市、北上市、釜石市、遠野市、宮古市、久慈市 (左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施) (13/13)	
	4 宮城県	◎	◎	◎	◎	◎	仙台市(1/13)	仙台市(1/1)	(0/12)	仙台市(仙台市以外の県内市在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	仙台市(仙台市以外の県内市在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	仙台市(1/13)	
	5 秋田県	◎	◎	◎	◎	◎	秋田市、にかほ市(2/13)	秋田市(1/1)	(0/12)	秋田市、能代市、大館市、湯沢市、由利本荘市、湯上市、仙北市(7/13)	大館市(1/13)	秋田市、大館市(2/13)	
	6 山形県	◎	◎	◎	◎	◎	(0/13)	—	(0/13)	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、寒河江市、村山市、天童市(7/13)	鶴岡市、酒田市(2/13)	山形市、酒田市、鶴岡市(3/13)	
	7 福島県	◎	◎	◎			郡山市、いわき市(2/13)	郡山市(いわき市在住者分は県の事業対象に含め実施) (2/2)	(0/11)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(13/13)	(0/13)	(0/13)	

	都道府県					市 等					
	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業
			自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業			母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	
8 茨城県	◎	◎	◎	○	◎	鹿嶋市(1/32)	-	(0/32)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(32/32)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(32/32)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(32/32)
9 栃木県	◎	◎	◎	◎	◎	宇都宮市、足利市、小山市、さくら市、下野市、鹿沼市、大田原市、那須烏山市、栃木市、佐野市、矢板市、日光市(12/14)	宇都宮市(1/1)	(0/13)	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市(14/14)	宇都宮市、栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、矢板市、さくら市(7/14)	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市(14/14)
10 群馬県	◎	◎	◎	◎	◎	沼田市(1/12)	-	(0/12)	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市(12/12)	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市(12/12)	桐生市、伊勢崎市、太田市、藤岡市(左記以外の市在住者については県の事業対象に含め実施)(12/12)
11 埼玉県	◎	◎	◎	◎	◎	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、飯能市、加須市、深谷市、上尾市、狭山市、越谷市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、蓮田市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市(25/40)	さいたま市、川越市(2/2)	(0/38)	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市(40/40)	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、坂戸市(31/40)	さいたま市、川越市、行田市、狭山市、新座市、鶴ヶ島市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(40/40)

			都道府県					市 等					
			母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業
					自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業			母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	
関東ブロック	12	千葉県	◎	◎	◎	◎	◎	千葉県、船橋市、船橋市、柏市(3/3)	千葉県、船橋市、船橋市、柏市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、松戸市、流山市、我孫子市、野田市、佐倉市、白井市、旭市、南房総市、木更津市、君津市、袖ヶ浦市、市原市、習志野市、成田市、四街道市、印西市、山武市、館山市、富里市、茂原市(27/36)	千葉県、船橋市、柏市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、野田市、白井市、木更津市、市原市、習志野市、流山市、成田市、印西市、館山市、袖ヶ浦市、旭市(17/36)	千葉県、船橋市、柏市、市川市、松戸市、野田市、流山市、浦安市(6/36)	千葉県、船橋市、柏市、市川市、松戸市、野田市、流山市、浦安市(8/36)	
	13	東京都	◎	◎	◎	◎	◎	中央区、港区、新宿区、世田谷区、杉並区、八王子市、府中市、調布市、国分寺市、(9/49)	-	小金井市(1/49)	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、あきる野市、西東京市(46/49)	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、青梅市、府中市、調布市、小国分寺市、福生市、狛江市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、あきる野市、西東京市(40/49)	港区、新宿区、台東区、墨田区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、練馬区、足立区、葛飾区、八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、日野市、国分寺市、福生市、狛江市、清瀬市、武蔵村山市、稲城市、あきる野市、西東京市(33/49)
	14	神奈川県	◎	◎	◎	◎	◎	横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、藤沢市(5/19)	横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市(4/4)	(0/15)	横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市(19/19)	横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市(17/19)	横浜市、川崎市、相模原市(3/19)
	15	新潟県	◎	◎	◎	◎	○	新潟市、柏崎市、阿賀野市(3/20)	新潟市(1/1)	(0/19)	新潟市、長岡市、上越市、柏崎市、十日町市、燕市、佐渡市、三条市、五泉市、魚沼市、南魚沼市(11/20)	新潟市、上越市、燕市、南魚沼市(4/20)	新潟市、上越市(2/20)

			都道府県					市 等					
			母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業
					自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業			母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	
16	山梨県	◎	◎	◎	◎	◎	(0/13)	—	(0/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韭崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市(13/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韭崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市(13/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、南アルプス市、上野原市、北杜市(7/13)	
17	長野県	◎	◎	◎	◎	◎	長野市(1/19)	(長野市在住者分は県の事業対象に含め実施)(1/1)	(0/18)	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市(17/19)	長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、小諸市、伊那市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市(14/19)	小諸市(1/19)	
18	静岡県	◎	◎	◎	◎	◎	静岡市、浜松市、沼津市(3/23)	静岡市、浜松市(2/2)	(0/21)	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、裾野市(23/23)	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、掛川市、御殿場市、袋井市、下田市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、裾野市(19/23)	静岡市、浜松市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(23/23)	
19	富山県	◎	◎	◎	◎	◎	(0/10)	富山市(1/1)	(0/9)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	
20	石川県	◎	◎	◎	◎	◎	金沢市、小松市(2/10)	金沢市(1/1)	(0/9)	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、加賀市、かほく市、白山市、能美市(8/10)	金沢市、七尾市、小松市、加賀市、かほく市、白山市、能美市(7/10)	金沢市、小松市、輪島市、加賀市、能美市(5/10)	
21	福井県	◎	◎	◎	◎	◎	(0/9)	—	(0/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市(9/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市(9/9)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(9/9)	

			都道府県				市等						
			母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業
					自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業			母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	
中部ブロック	22	岐阜県	◎	◎	◎	◎	◎	飛騨市(1/21)	岐阜市(1/1)	(0/20)	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市(21/21)	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市(17/21)	(0/21)
	23	愛知県	◎	◎	◎	◎	◎	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、春日井市、豊川市、碧南市、刈谷市、安城市、蒲郡市、常滑市、小牧市、東海市、大府市、知多市、日進市、田原市、清須市、北名古屋市、半田市(20/35)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市(4/4)	(0/31)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市(34/35)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、蒲郡市、常滑市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、岩倉市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、小牧市(29/35)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市、春日井市、犬山市、小牧市、知多市、日進市、田原市、清須市、北名古屋市(13/35)
	24	三重県	◎	◎	◎	◎	◎	伊勢市、志摩市、伊賀市(3/14)	—	(0/14)	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市(13/14)	津市、四日市市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、熊野市、いなべ市、伊賀市(9/14)	津市、四日市市、鈴鹿市、名張市(4/14)
25	滋賀県	◎	◎	◎	◎	◎	(0/13)	—	(0/13)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、野洲市、湖南市(3/13)	
26	京都府	◎	◎	◎	◎	◎	京都市、京丹後市(2/15)	京都市(1/1)	(0/14)	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市(15/15)	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市(15/15)	京都市、福知山市、舞鶴市、宇治市、宮津市、京丹後市、南丹市(7/15)	

		都道府県					市 等					
		母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業
				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業			母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	
近畿ブロック	27 大阪府	◎	◎	◎	◎	◎	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、枚方市、茨木市、八尾市、河内長野市、松原市、大東市、箕面市、柏原市、門真市、藤井寺市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、摂津市、高石市、和泉市、泉南市(32/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市(4/4)	寝屋川市、柏原市(2/30)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町(34/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市(31/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、八尾市、枚方市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市(22/34)
	28 兵庫県	◎	◎	◎	◎		神戸市、豊岡市、加古川市、高砂市(4/29)	神戸市、姫路市、西宮市(3/3)	(0/26)	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、宍粟市、朝来市、淡路市、加東市(29/29)	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、加西市、丹波市、南あわじ市、宍粟市(25/29)	神戸市、姫路市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、赤穂市、高砂市、川西市、三田市、篠山市、宍粟市(12/29)
	29 奈良県	◎	◎	◎	◎	◎	御所市、香芝市(2/13)	奈良市(1/1)	(0/12)	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、十津川村(13/13)	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、十津川村(13/13)	奈良市、大和高田市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、十津川村(大和郡山市、天理市、葛城市、宇陀市の市等在住者は県の事業対象に含め実施)(13/13)

			都道府県					市 等					
			母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業
					自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業			母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	
30	和歌山県	◎	◎	◎	◎	◎	和歌山市、有田市、御坊市(3/9)	和歌山市(1/1)	(0/8)	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市(9/9)	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市(9/9)	和歌山市、有田市(2/9)	
中国ブロック	31	鳥取県		◎	◎	◎	◎	倉吉市(1/4)	-	(0/4)	鳥取市、倉吉市(2/4)	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市(4/4)	(0/4)
	32	島根県	○	◎	◎	◎	◎	松江市(1/19)	-	(0/19)	松江市、出雲市、益田市、浜田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、東出雲町、奥出雲町、飯南町、斐川町、邑南町、津和野町、吉賀町、西ノ島町、隠岐の島町(17/19)	松江市、出雲市、益田市、浜田市、安来市、江津市、雲南市、東出雲町、奥出雲町、飯南町、斐川町、邑南町、津和野町、吉賀町、西ノ島町、隠岐の島町(16/19)	浜田市、安来市、雲南市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/19)
	33	岡山県	◎	◎	◎	◎	◎	倉敷市、岡山市(2/16)	岡山市、倉敷市(2/2)	(0/14)	岡山市、倉敷市、津山市、総社市、瀬戸内市(5/16)	倉敷市、瀬戸内市(2/16)	岡山市、倉敷市、玉野市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、美作市(8/16)
	34	広島県	◎	◎	◎	◎	◎	広島市、福山市(2/19)	広島市、福山市(2/2)	(0/17)	広島市、福山市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町(16/19)	広島市、福山市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、大竹市、東広島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町(14/19)	広島市、福山市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、北広島町、大崎上島町(9/19)
	35	山口県	◎	◎	◎	◎	◎	下関市(1/13)	下関市(1/1)	(0/12)	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市(13/13)	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市(13/13)	下関市、山陽小野田市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)
36	徳島県	◎	◎	◎	◎	◎	(0/8)	-	(0/8)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市(8/8)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市(8/8)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市(8/8)	

			都道府県					市等					
			母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業
					自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業			母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	
四国ブロック	37	香川県	◎	◎	◎	◎	◎	さぬき市(1/8)	高松市(1/1)	(0/7)	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(8/8)	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(8/8)	高松市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(5/8)
	38	愛媛県	◎	◎	◎	◎	◎	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市(11/11)	松山市(1/1)	(0/10)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市(11/11)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、東温市(10/11)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市(11/11)
	39	高知県	◎	◎	◎	◎	◎	(0/11)	高知市(1/1)	(0/10)	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市(11/11)	高知市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市(10/11)	高知市(1/11)
九州ブロック	40	福岡県	◎	◎	◎	◎	◎	宗像市、北九州市、福岡市(3/28)	福岡市、北九州市、久留米市(3/3)	(0/25)	福岡市、北九州市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市(24/28)	福岡市、北九州市、久留米市、大牟田市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市(27/28)	福岡市、北九州市、久留米市、飯塚市、田川市、小郡市、福津市、嘉麻市、朝倉市、宮若市(10/28)
	41	佐賀県	◎	◎	◎	◎	◎	(0/10)	—	(0/10)	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市(10/10)	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市(10/10)	伊万里市、嬉野市(2/10)
	42	長崎県	◎	◎	◎	◎	◎	長崎市(1/13)	長崎市(県と共同実施)(1/1)	(0/12)	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市(13/13)	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、西海市、雲仙市、南島原市(11/13)	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、松浦市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市(9/13)
	43	熊本県	◎	◎	◎	◎	◎	熊本市(1/14)	熊本市(1/1)	(0/13)	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、天草市(12/14)	熊本市、八代市、人吉市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、天草市(12/14)	熊本市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、上天草市、宇城市(9/14)

			都道府県					市 等					
			母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業
					自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業			母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	
44	大分県	◎	◎	◎	◎	◎	大分市(1/14)	大分市(県と共同実施)(1/1)	(0/13)	大分市、中津市、佐伯市、臼杵市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市(10/14)	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、豊後高田市、宇佐市(8/14)	(大分市は県と共同実施、大分市以外の県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(14/14)	
45	宮崎県	◎	◎	◎	◎	◎	(0/9)	宮崎市(1/1)	(0/8)	宮崎市(宮崎市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(9/9)	宮崎市(宮崎市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(9/9)	宮崎市(1/9)	
46	鹿児島県	◎	◎	◎	◎	◎	鹿児島市(1/19)	鹿児島市(1/1)	(0/18)	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、大口市、指宿市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、南九州市、志布志市、長島町(16/19)	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、大口市、指宿市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、南九州市、志布志市、長島町(16/19)	鹿児島市(鹿児島市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(19/19)	
47	沖縄県	◎	◎	◎	◎	◎	那覇市、浦添市、宜野湾市、石垣市(4/11)	—	(0/11)	那覇市、うるま市、宜野湾市、宮古島市、石垣市、浦添市、糸満市、沖縄市、豊見城市、南城市、名護市(11/11)	那覇市、うるま市、宜野湾市、浦添市、名護市(5/11)	那覇市、沖縄市(2/11)	
都道府県合計	継続して実施(◎)	45	47	47	45	42	平成20年度実施予定状況						
	平成20年度中に実施又は実施に着手(○)	1	0	0	1	0	176/826 (21.3%)	56/56 (100%)	4/770 (0.5%)	737/826 (89.2%)	614/826 (74.3%)	450/826 (54.5%)	
	実施予定なし	1	0	0	1	5							

母子家庭の母親の看護師・介護福祉士等の資格取得支援

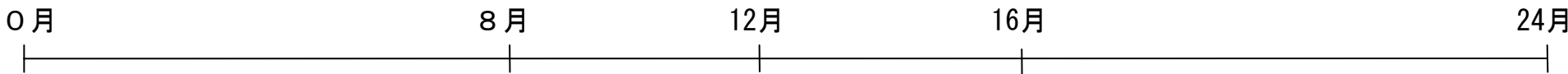
(高等技能訓練促進費の支給期間の拡充)

- 母子家庭の母が看護師、介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得することを支援するため、高等技能訓練促進費の支給期間について、現行の修業期間の最後の3分の1の期間から、**修業期間の後半の1/2の期間**に拡充する。

※ 高等技能訓練促進費

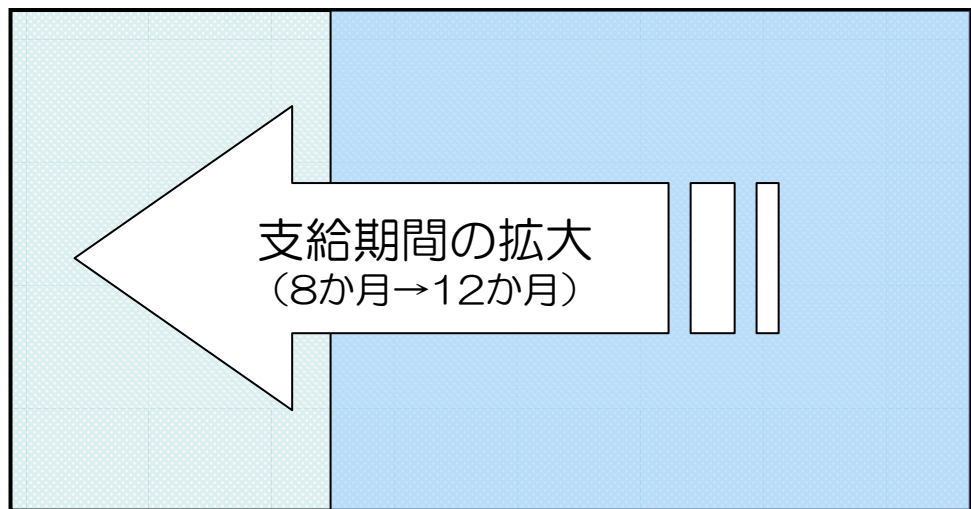
市町村民税非課税世帯月額10万3,000円、課税世帯月額5万1,500円を支給

例) 2年間の介護福祉士訓練コースを利用する場合



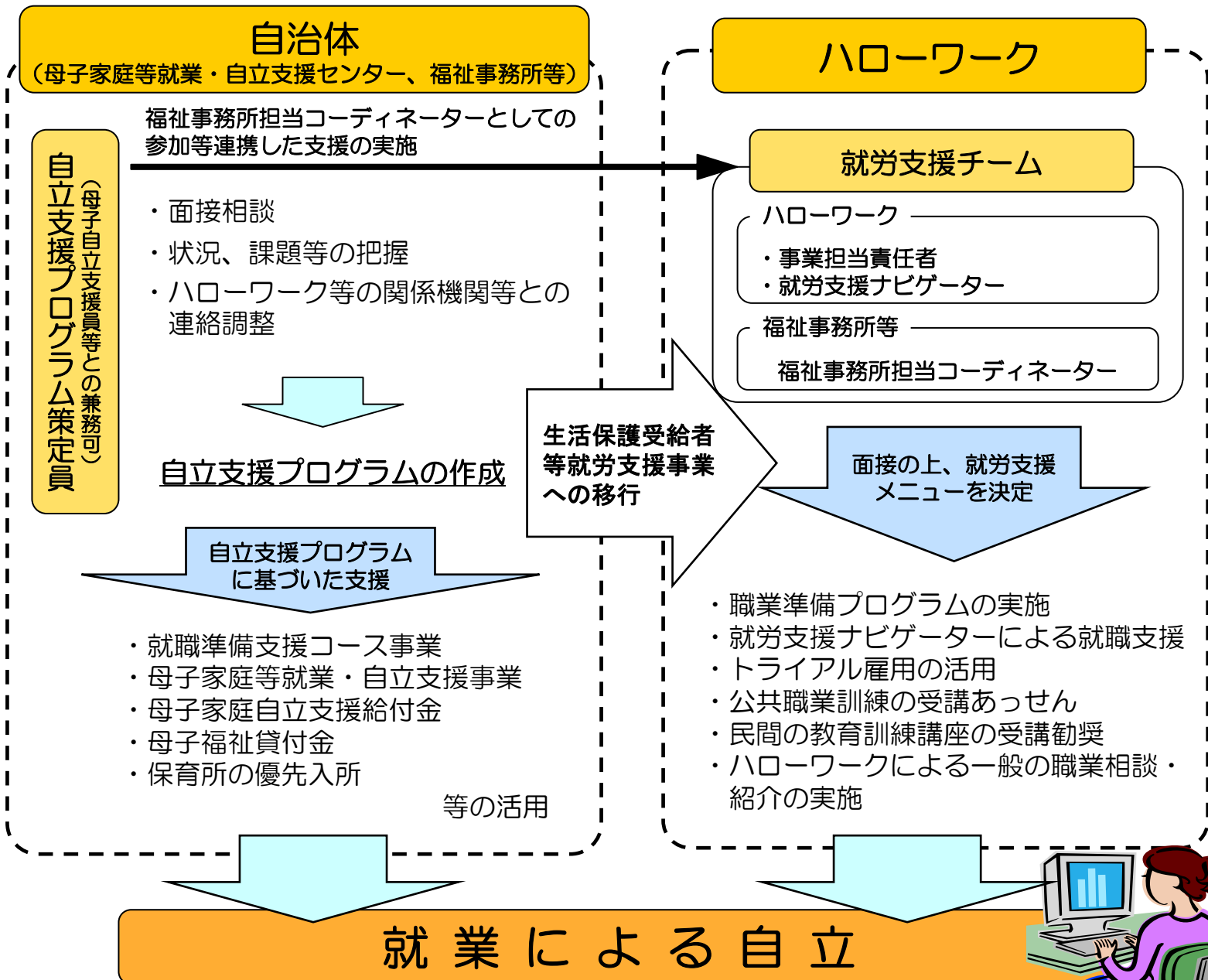
現行制度
→ 修業期間の最後の1/3の期間
(上限12か月)

20年度補正
→ 修業期間の後半の1/2の期間
(上限18か月)



母子自立支援プログラム策定事業について

児童扶養手当受給者等



委託訓練活用型デュアルシステム

1. 事業の目的

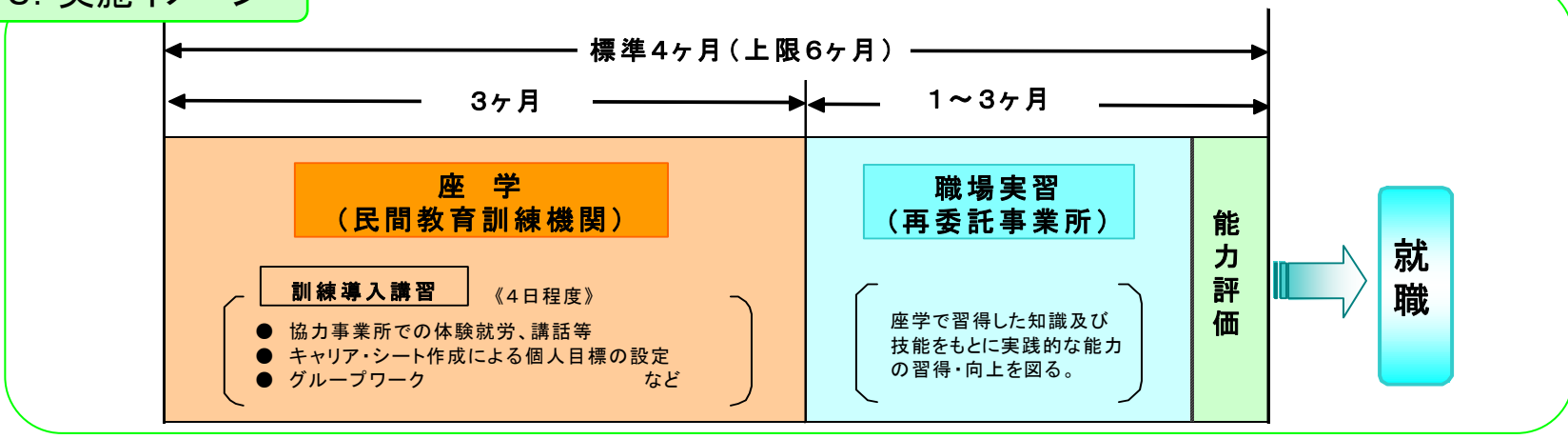
フリーターや子育て終了後の女性等の職業能力形成機会に恵まれなかった方々に対し、訓練受講意欲の喚起から専門学校等の民間教育訓練機関での座学訓練、企業等における実習を一貫した形で講じることで実践的な職業能力を付与し、安定就労への移行を図る。

また、訓練修了後に実習先事業主による実務能力の評価を行うことで就職支援の強化を図る。

2. 訓練の概要

- ① 訓練期間 : 標準4ヶ月（上限6ヶ月）
- ② 対象者 : フリーターや子育て終了後の女性等の職業能力形成機会に恵まれなかった者
- ③ 受講申込 : ハローワークの職業相談窓口
- ④ 受講料 : 無料（ただし、テキスト代等は自己負担）
- ⑤ 訓練内容 : IT関係、経理事務、営業・販売、医療事務、介護福祉等

3. 実施イメージ

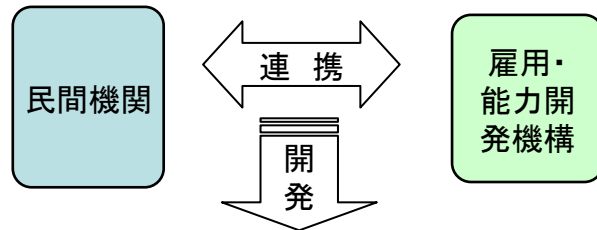


母子家庭の母等を対象とした訓練の整備

母子家庭の母等に対する相談・支援に実績とノウハウを有する民間機関と共同し、母子家庭の母等の特性に応じた訓練運営マニュアル及びモデルカリキュラムを整備するとともに、当該モデルカリキュラム等を活用した訓練コースを民間機関又は雇用・能力開発機構ポリテクセンター等において実施することにより、母子家庭の母等の就業促進を図る。

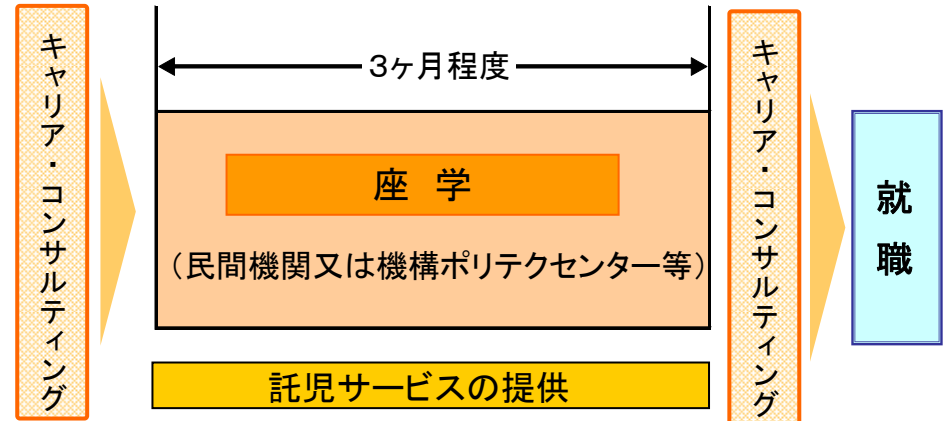
訓練の流れ

(1) モデルカリキュラムの開発(年度前半)



- ① マニュアルの整備
 - ・精神的なダメージを負っていることを踏まえた **指導上の配慮・心理的配慮**
 - ・話しかけ方、**接し方等に対する配慮**
- ② モデルカリキュラムの開発
 - ・ **訓練ニーズの把握**
- ③ 適切な訓練の運用
 - ・実施に先立って、委託先の **担当者を集め研修を実施**

(2) 職業訓練の実施(年度後半)



(受講料・託児サービスは無料)



マザーズハローワーク事業の概要

概 要

マザーズハローワーク(平成18年度より設置)

- ・18年度より全国12箇所(札幌、仙台、千葉、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡、北九州)に設置。
- ・子育て女性等(※)に対する再就職支援を実施するハローワーク。

※子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。

マザーズサロン(平成20年度より設置)

- ・19年度よりマザーズハローワーク未設置県の主要なハローワークに「マザーズサロン」(36県各1箇所ずつ)を設置して同様のサービスを展開。

マザーズコーナー(平成20年度より設置)

- ・20年度においては、事業未実施地域であって地域の中核的な都市のハローワークに「マザーズコーナー」(全国50箇所)を設置して同様のサービスを展開。
- ※ 20年度補正予算により10箇所、平成21年度予算によりさらに40箇所をさらに設置予定。

支援サービスの内容

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供

○ 予約制・担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介

- ・ 個々の求職者の希望や状況に応じた再就職実現のための計画の策定、予約制・担当者制による職業相談・職業紹介等による総合的かつ一貫した支援の実施

○ 仕事と子育てが両立しやすい求人の確保等

- ・ 仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供や求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓

○ 地方公共団体等との連携による保育関連サービスの提供

- ・ 保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供、保育所入所の取次ぎ等

○ 子ども連れで来所しやすい環境の整備

- ・ キッズコーナー、ベビーチェアの設置や子ども連れでも職業相談等が行える十分な相談スペースの確保

養育費相談支援センターについて

養育費相談支援センター設置の趣旨

- 養育費の取り決め率・受給率の増
- ひとり親家庭の生活の安定・子どもの健やかな成長



- 夜間・休日を含め利用しやすく、簡易・迅速な養育費の取り決めや確保をサポートする相談機関の確保を図る。
- 相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援を行う。

《養育費の相談支援のスキーム》



養育費相談支援センター

- 養育費に係る各種手続について分かりやすい情報提供
→HPへの掲載、パンフレットの作成
- 地方公共団体等において養育費相談にあたる人材の養成のためのプログラム作成と研修会の実施
- 地方公共団体が行う研修への講師の派遣
- 母子家庭等就業・自立支援センター等に対する支援
(困難事例への支援)
- 母子家庭等に対する電話・メールによる相談

電話番号：03-3980-4108
E-mail：info@youikuhi.or.jp



母子家庭等就業・自立支援センター

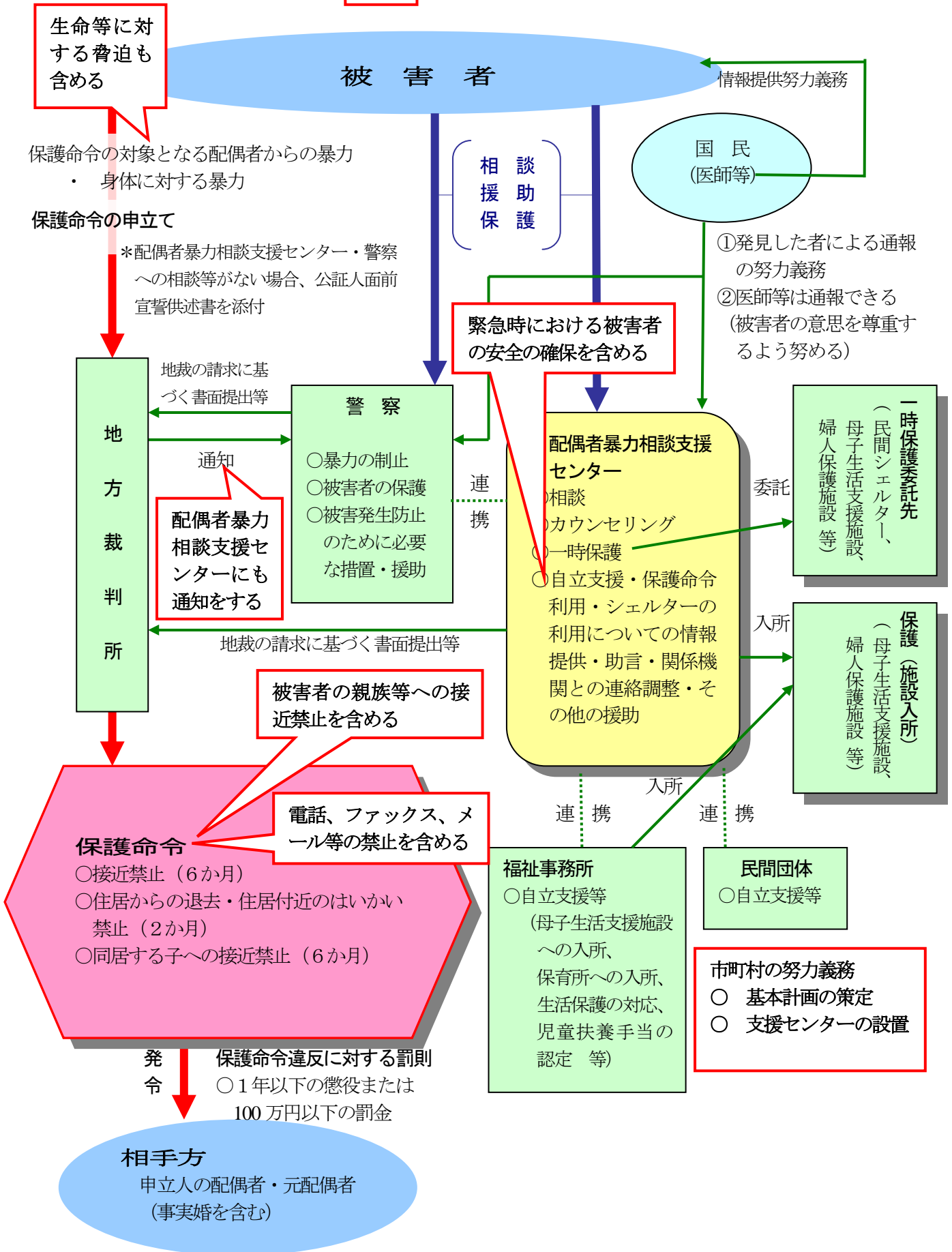
- リーフレット等による情報提供
- 養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整等の支援
- 母子家庭等への講習会の開催

・研修
・研修講師
の派遣
・サポート

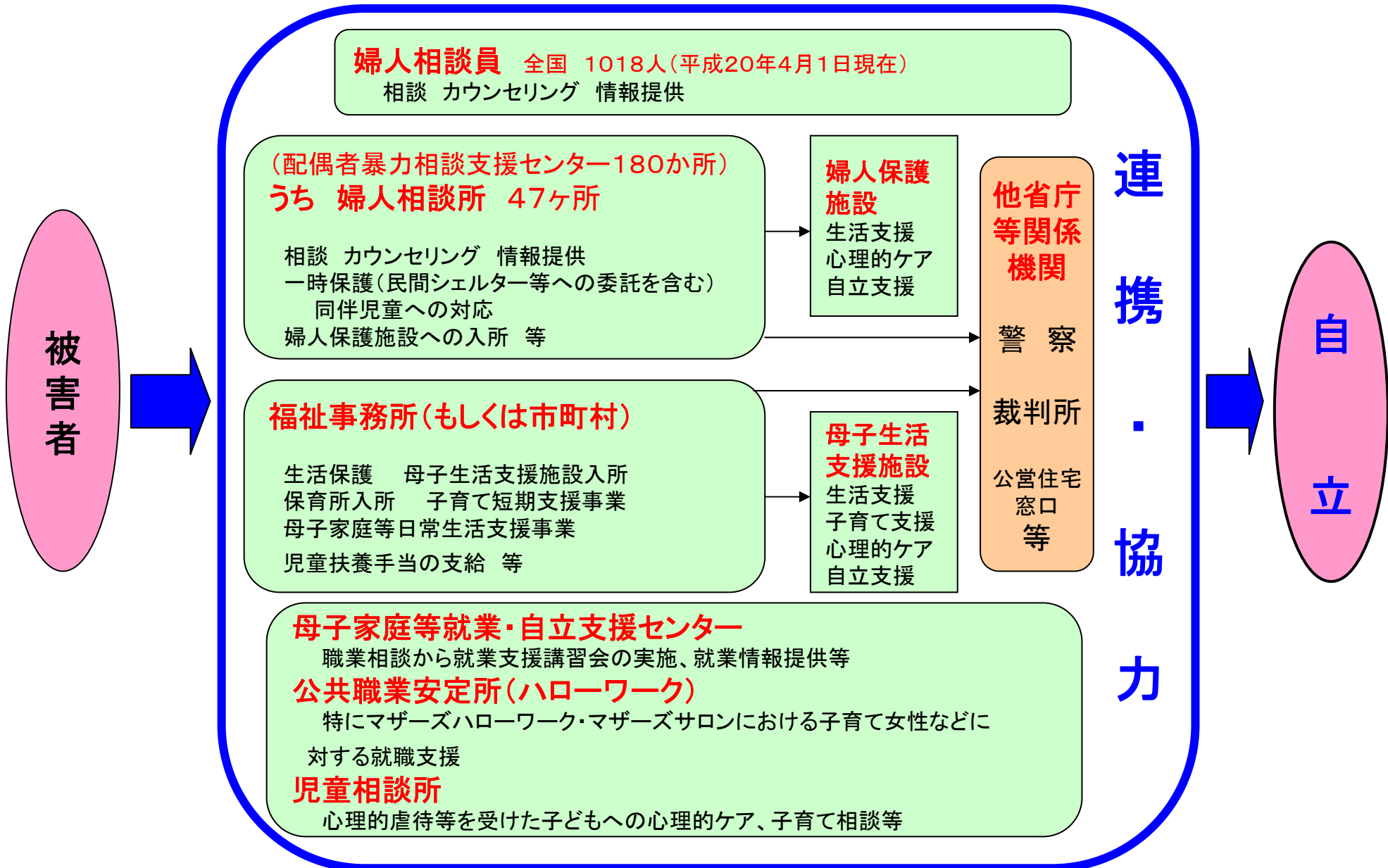
・困難事例
の相談

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の概要 (チャート)

□ は改正法 (平成 20 年 1 月 11 日施行) に盛り込まれた事項



厚生労働行政におけるDV被害者の自立支援の取組について

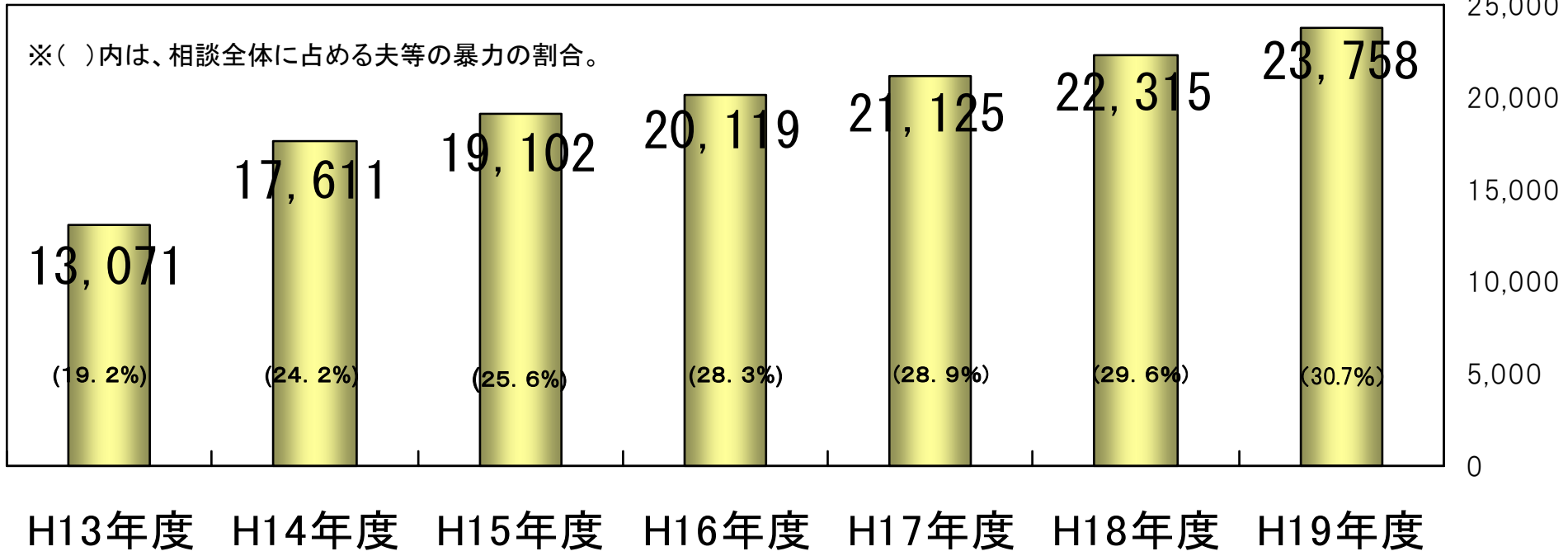


配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 に関する法律施行後の状況について

婦人相談所及び婦人相談員による相談

○ 婦人相談所及び婦人相談員における夫等の暴力の相談件数は年々増加。

夫等の暴力の相談件数及び相談全体に占める割合(来所相談)



(厚生労働省家庭福祉課調べ)

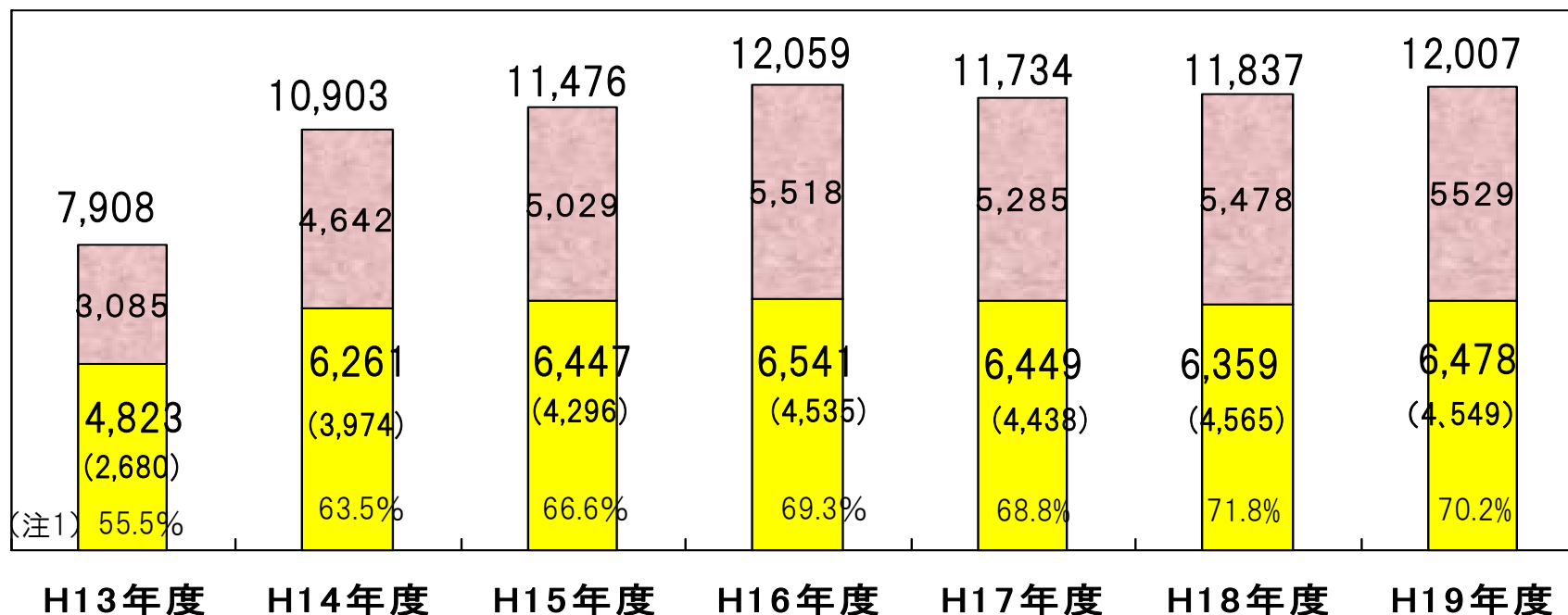
婦人相談所による一時保護

- 婦人相談所により一時保護された女性及び同伴家族の数をみると、平成13年度から平成16年度にかけて増加し、その後は微増減の傾向。
- 主訴別内訳をみると、「夫等の暴力」を入所理由とするものの割合が6割～7割。
- 平均一時保護日数は14.4日(平成19年度)

■ 一時保護された女性
(うち夫等の暴力を理由とする者)

■ 同伴家族

(件数)



注1) 夫等の暴力を入所理由とする者の割合。

DV被害者の一時保護委託(契約施設数)

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 平成19年度における一時保護委託人数は、3,750人(被害女性1,661人、同伴家族2,089人)、女性本人の平均在所日数14.3日となっている。(DV以外を含む)
- 一時保護の委託契約施設については、平成20年4月1日現在で261施設。

DV法第3条第4項に基づく一時保護の委託契約施設数(平成20年4月1日現在)

施設区分	母子生活支援施設	民間団体	児童福祉施設 (注1)	婦人保護施設	老人福祉施設	身体障害者更生援護施設	知的障害者更生援護施設	保護施設	その他	合計
か所数 (注2)	96 (97)	90 (89)	25 (23)	20 (19)	4 (7)	8 (6)	9 (6)	6 (4)	3 (5)	261 (256)

(注1) 母子生活支援施設を除く。

(注2) ()内は、平成19年4月1日現在

厚生労働省における人身取引被害者への対応

厚生労働省雇用均等・児童家庭局（平成20年10月31日現在）

1 婦人相談所等における保護の状況

- 保護した被害者はすべて女性で合計246人。うち240人は婦人相談所が担当。その他の6人は児童相談所が担当（平成17年度5人・18年度1人）。
- フィリピン人・インドネシア人・タイ人の合計で全体の87%。
- 保護に至る相談経路の96%は警察もしくは入国管理局。
- 18歳未満は計15人。最年少は15歳。平均年齢24.6歳。

○年度別保護実績（合計246人）

平成13年度	1人（タイ1人）
平成14年度	2人（タイ2人）
平成15年度	6人（タイ3人・フィリピン人3人）
平成16年度	24人（タイ15人・台湾4人・インドネシア3人・韓国1人・ロシア1人）
平成17年度	117人（フィリピン64人・インドネシア40人・台湾6人・タイ4人・中国2人・韓国1人）
平成18年度	36人（インドネシア17人・フィリピン12人・タイ4人・台湾2人・韓国1人）
平成19年度	36人（フィリピン19人・韓国5人・タイ5人・インドネシア4人・ルーマニア1人・台湾2人）
平成20年度	24人（タイ人16人・台湾3人・中国2人・フィリピン2人・ハンガリー1人）

○都道府県別保護実績（合計246人）

愛知県	51人	長野県	31人	千葉県	28人	東京都	**23人
栃木県	20人	秋田県	18人	島根県	14人	広島県	*9人
鳥取県	9人	群馬県	7人	大阪府	7人	神奈川県	7人
福岡県	6人	岐阜県	6人	茨城県	5人		
兵庫県	4人	徳島県	3人	熊本県	2人		
新潟県・静岡県・大分県・鹿児島県・沖縄県 各1人							

*6人が島根県より、**3人が群馬県より移管のため合計には算入せず

○一時保護委託実績（246人のうち80人）

平成17年4月1日～平成20年10月31日までに80人の一時保護委託を実施
 内訳 婦人保護施設32人・母子生活支援施設28人・民間シェルター19人
 児童自立援助ホーム1人

○平均保護日数 24.2日

2 被害者に対する支援

- 相談や支援における適切な母語通訳の確保
- 母国の文化を尊重した日常生活場面での支援
- 医師の診察や医療費の補助等による健康支援
- 必要に応じて弁護士等による法的対応支援
- 心理療法担当職員によるカウンセリング等の心理的ケア
- ※ 被害者の立場に立ち、適切に保護を行うには、警察、入国管理局、大使館 I O M（国際移住機関）等の関係機関との緊密な連携が欠かせない。

児童福祉施設等の施設整備について

○保育所については、「安心こども基金(仮称)」として第2次補正予算案に平成22年度までの施設整備費等を計上し、次世代育成支援対策施設整備交付金の予算は、児童養護施設等の社会的養護関連施設等が対象。

○対象施設の追加(ファミリーホーム、自立援助ホーム、妊産婦ケアセンター(仮称)、小規模分園型母子生活支援施設)

平成20年度予算

次世代育成支援対策施設整備交付金
(137億円)

＜対象施設＞
児童相談所一時保護所、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童家庭支援センター、民間保育所、子育て支援のための拠点施設、婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設

平成21年度予算案

次世代育成支援対策施設整備交付金
(50億円)

＜対象施設＞
児童相談所一時保護所、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童家庭支援センター、婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム、妊産婦ケアセンター(仮称)、小規模分園型母子生活支援施設

※ 第1次補正予算(80億円)
保育所施設整備費補助金
保育所設備整備費等補助金
認定こども園施設整備費補助金

平成20年度～22年度

安心こども基金(仮称) (平成20年度第2次補正予算案:1,000億円 ※文部科学省分を含む。)

＜対象施設＞
民間保育所、子育て支援のための拠点施設、認定こども園(幼保連携型、幼稚園型、保育所型) 等

平成20年度「生後4か月までの全戸訪問事業」及び「育児支援家庭訪問事業」都道府県別実施状況

	生後4か月までの全戸訪問事業 (こんには赤ちゃん事業)		育児支援家庭訪問事業			生後4か月までの全戸訪問事業 (こんには赤ちゃん事業)		育児支援家庭訪問事業	
	実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率		実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率
北海道	114	63.3%	67	37.2%	滋賀県	21	80.8%	16	61.5%
青森県	22	55.0%	10	25.0%	京都府	16	61.5%	14	53.8%
岩手県	33	94.3%	23	65.7%	大阪府	30	69.8%	32	74.4%
宮城県	35	97.2%	32	88.9%	兵庫県	37	90.2%	24	58.5%
秋田県	17	68.0%	4	16.0%	奈良県	16	41.0%	14	35.9%
山形県	31	88.6%	22	62.9%	和歌山県	12	40.0%	5	16.7%
福島県	30	50.0%	16	26.7%	鳥取県	14	73.7%	3	15.8%
茨城県	30	68.2%	21	47.7%	島根県	17	81.0%	12	57.1%
栃木県	25	80.6%	17	54.8%	岡山県	22	81.5%	18	66.7%
群馬県	28	73.7%	16	42.1%	広島県	19	82.6%	11	47.8%
埼玉県	43	61.4%	29	41.4%	山口県	17	85.0%	11	55.0%
千葉県	36	64.3%	17	30.4%	徳島県	16	66.7%	9	37.5%
東京都	40	64.5%	45	72.6%	香川県	13	76.5%	7	41.2%
神奈川県	16	48.5%	13	39.4%	愛媛県	12	60.0%	6	30.0%
新潟県	25	80.6%	13	41.9%	高知県	19	55.9%	11	32.4%
富山県	12	80.0%	6	40.0%	福岡県	34	51.5%	30	45.5%
石川県	19	100.0%	19	100.0%	佐賀県	19	95.0%	9	45.0%
福井県	17	100.0%	5	29.4%	長崎県	20	87.0%	14	60.9%
山梨県	21	75.0%	16	57.1%	熊本県	32	66.7%	14	29.2%
長野県	56	69.1%	28	34.6%	大分県	13	72.2%	10	55.6%
岐阜県	31	73.8%	16	38.1%	宮崎県	14	46.7%	6	20.0%
静岡県	31	75.6%	15	36.6%	鹿児島県	23	50.0%	10	21.7%
愛知県	38	65.5%	35	60.3%	沖縄県	38	92.7%	16	39.0%
三重県	20	69.0%	13	44.8%	全国計/平均	1,244	71.8%	800	45.4%
					平成19年度	1,063	58.2%	784	42.9%

※ 各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

※ 平成20年度次世代育成支援対策交付金内示ベース